

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	個人化する社会における一般的信頼の規定構造に関する研究—制度の 道徳的信頼形成効果に着目して—
Title(English)	
著者(和文)	大崎裕子
Author(English)	HIROKO OSAKI
出典(和文)	学位:博士(学術), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第10282号, 授与年月日:2016年6月30日, 学位の種別:課程博士, 審査員:坂野 達郎,樋口 洋一郎,中井 検裕,真野 洋介,谷口 尚子
Citation(English)	Degree:Doctor (Academic), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第10282号, Conferred date:2016/6/30, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

博士論文

個人化する社会における一般的信頼の規定構造に関する研究
—制度の道徳的信頼形成効果に着目して—

2016 年 6 月

東京工業大学大学院 社会理工学研究科 社会工学専攻

大崎 裕子

目 次

序章 研究の背景と目的	1
序-1. 研究の背景と目的	3
序-2. 論文の構成	6
第 1 章 第二の近代における一般的信頼の変質：道徳的価値としての一般的信 頼の可能性	9
1.1. 本章の目的	11
1.2. 集合行為のジレンマにおける一般的信頼の役割	11
1.2.1. 集合行為のジレンマ	11
1.2.2. 集合行為ジレンマの解決手段としての一般的信頼	13
1.2.3. 集合行為ジレンマに対する一般的信頼の効果に関する実証研究	16
1.2.4. 他者一般を信頼することはいかにして可能か	17
1.3. 社会学的信頼論における計算を超えた信頼への期待	18
1.3.1. Simmel の信頼論とその後の展開	18
1.3.2. 第二の近代における計算を超えた信頼の重要性	21
1.4. 政治学における一般的信頼の 2 側面：計算的信頼と道徳的信頼	22
1.4.1. 計算的信頼	23
1.4.2. 道徳的信頼	24
1.5. 第二の近代における道徳的信頼の重要性	25
1.6. まとめ	26
第 2 章 制度の規範形成機能が果たす可能性に関する理論的考察	27
2.1. 本章の目的	29
2.2. 一般的信頼の規定因に関する 2 つのアプローチの対立	29
2.2.1. 対立構造の概要と問題点	29
2.2.2. 計算的信頼と道徳的信頼の形成メカニズムの違い	31
2.2.3. 市民社会アプローチ	32
2.2.4. 制度アプローチ	34

2.3. 市民社会アプローチと規範的・制度アプローチの比較	36
2.3.1. 信頼形成の自律性	36
2.3.2. 信頼形成プロセスの継続性と介入可能性	39
2.3.3. 規範的・制度アプローチの理論的有効性	41
2.4. まとめ	42
2.5. 本研究の理論的仮説と 3 章, 4 章における実証分析の対応	42
第 3 章 一般的信頼のマルチレベル規定構造に対する価値変化の影響	45
3.1. 本章の目的	47
3.2. 方法	47
3.2.1. 各アプローチにおける一般的信頼形成のモデル	47
3.2.2. 社会の近代化度の規定	48
3.2.3. 一般的信頼のマルチレベル規定構造	49
3.3. 仮説	50
3.3.1. Inglehart and Welzel (2005) による価値変化論の概要	50
3.3.2. 工業化による世俗的・合理的価値の高まりと一般的信頼の規定構造の変 化	52
3.3.3. ポスト工業化による自己表現価値の高まりと一般的信頼の規定構造の 変化	53
3.4. データおよび分析方法の概要	55
3.5. 国々の 3 社会分類	56
3.5.1. Inglehart and Welzel (2005) の価値空間	56
3.5.2. 2 つの価値次元をもちいた国々の 3 社会分類	56
3.6. 制度信頼とアソシエーション参加のマルチレベル因子分析	57
3.6.1. 分析の方法	57
3.6.2. 制度信頼のマルチレベル因子構造	60
3.6.3. アソシエーション参加のマルチレベル因子構造	63
3.7. 一般的信頼のマルチレベル規定構造の分析	66
3.7.1. 変数	66
3.7.2. モデル	67
3.7.3. 結果	69

3.7.4. 仮説の検証	72
3.8. 議論	74
3.9. まとめ	76
【章末付録1】価値変化による3社会分類の妥当性に関する補助資料	78
【章末付録2】マルチレベル因子分析に関連する基礎情報	79
【章末付録3】国レベル制度信頼・一般的信頼と客観的制度評価指標との関連	85
第4章 道徳的信頼の形成における制度的公正と社会的平等の役割	87
4.1. 本章の目的	89
4.2. 仮説	89
4.2.1. 制度的公正と社会的平等による道徳的信頼形成のプロセス	89
4.2.2. 制度的公正と社会的平等の対照的性質と相互作用	92
4.3. 方法	95
4.3.1. データ	95
4.3.2. 従属変数	95
4.3.3. 独立変数	97
4.3.4. 分析の手順	98
4.4. 結果	99
4.4.1. 記述統計	99
4.4.2. 一般的信頼と道徳的信頼に対する各独立変数の効果	99
4.4.3. 道徳的信頼に対する「秩序維持制度への信頼」と「社会的平等の達成度 評価」の交互作用の検討	101
4.5. 考察	103
4.6. まとめ	107
【章末付録】道徳的信頼尺度6項目の項目分析	108
第5章 結論	111
5.1. 本研究の結論	113
5.2. 本研究の課題	117
引用文献	121
謝辞	129

本研究の第 3 章および第 4 章は ,以下の論文の内容を加筆修正したものである .

【第 3 章】

大崎裕子 , 坂野達郎 . 2016 . 「 一般的信頼のマルチレベル規定構造の変化—社会の工業化 , ポスト工業化による価値変化の影響—」『理論と方法』31(1) . 印刷中 .

【第 4 章】

大崎裕子 , 坂野達郎 . 2016 . 「 道徳的信頼の形成における制度的公正と社会的平等の役割」『計画行政』39(2): 56-64 .

序章

研究の背景と目的

序-1. 研究の背景と目的

1990年代から、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）に対する関心が社会科学の研究者たちの間で、また各国の政策決定者や国際機関の間で高まっている。ソーシャル・キャピタルは、一般的信頼、社会的ネットワーク、互酬性の規範から構成される（Putnam 1993）。ソーシャル・キャピタルは、人々の協力行動を促し、集合行為問題の解決に寄与すると期待されており、民主的に成熟した社会の実現のため不可欠と考えられている。なかでも一般的信頼（generalized trust）、すなわち具体的な情報がない他者一般に対する信頼（山岸 1998）はその中心的役割を果たすとされる（Hooghe and Stolle 2003, Putnam 1993, Rothstein and Stolle 2008）。一般的信頼は、民主的成熟の促進要因として働くだけでなく、環境・エネルギー等の共有資源の持続や経済的パフォーマンスの向上においても重要な役割を果たすなど、様々な望ましい社会的帰結につながると期待されている（Ostrom 2009, Knack and Keefer 1997）。しかし一般的信頼がどのように形成されるかについては、すでに多くの研究蓄積があるにもかかわらず、統一した見解は示されていない。その理由として本研究は、これまでの研究に以下の三つの問題点があると考えられる。

第一に、これまでの研究では、一般的信頼には合理的計算にもとづく「計算的信頼」としての側面と、道徳的価値にもとづく「道徳的信頼」としての側面があるにもかかわらず、これまでの信頼研究では2側面が明確に区別されてこなかった点である。第二に、そのような2側面をもつ一般的信頼が近代化の進展とともに変質し、個人化が進む「第二の近代」とよばれる今日の先進諸国において、道徳的信頼の重要性が増していることが、これまでの研究では十分認識されてこなかった点である。そして第三に、上記二点を背景として、一般的信頼の形成に国家制度が果たす役割が過小評価されてきた点である。国家制度は道徳的信頼を高めることを通じて一般的信頼の形成に寄与することが期待されるにもかかわらず、これまでその可能性は見過ごされてきた。一般的信頼の形成における国家制度の役割を再評価することは、信頼研究における理論的課題であるだけでなく、政策的にも重要な課題である。

本研究ではこれらの点に着目することにより、第二の近代とよばれる現代社会において、一般的信頼の形成に国家制度が果たす役割を理論的、実証的に明らかにすることを目的とする。

そのために本研究はまず、第一の近代から第二の近代へと社会が移行するに従って、一般的信頼の２つの側面のうち、「計算を超えた信頼」である道徳的信頼の重要性が増していることを論証する。Simmel、Luhmann、Giddensなどに代表される社会学の信頼論には、他者の信頼性に関する帰納的知識にもとづく合理的計算としての信頼と、そのような合理的計算を超えた信頼の二つの系譜がある。そして近年の社会学では、U.Beckに代表される個人化論の発展を背景として信頼論が展開されている。すなわち、個人化が進み、人々が自律的に行為を選択していくことがもとめられる第二の近代において、いかに人々は他者を信頼したらよいのかということが近年の社会学信頼論の問題関心となっている。そして、第二の近代においては、計算としての信頼よりも、より主体的に他者を信頼する性質をもつ、計算を超えた信頼の重要性が高まると考えられている。しかしそのような計算を超えた信頼とはどのような信頼かについては社会学の信頼論において十分に明らかにされていない。一方、政治学を中心に発展してきた一般的信頼論では、計算を超えた信頼として、信頼を道徳的価値として定義する「道徳的信頼」(Uslaner 2002)が位置づけられているが、一般的信頼の定義をめぐっては、一般的信頼を計算的信頼と定義する立場と道徳的信頼と定義する立場が対立しており、また近代化の進展によって一般的信頼の質が変容する可能性が考慮されていない。これら社会学と政治学の両方の信頼論を組み合わせる議論することにより、本研究は、第二の近代において計算的信頼よりも道徳的信頼の重要性が増していると論じる。これにより、社会学の信頼論に対しては、「計算を超えた信頼」の内容を明らかにし、政治学の一般的信頼論に対しては、近代化の進展により一般的信頼が変質することを明らかにすることが期待できる。

次に、これまでソーシャル・キャピタル論において議論されてきた一般的信頼の規定構造について、計算的信頼と道徳的信頼の２側面に着目して再検討することにより、国家制度が道徳的信頼を高めることを通じて一般的信頼

の形成に寄与することが期待されるにもかかわらず、一般的信頼の形成において制度が果たす役割がこれまで過小評価されてきたことを明らかにする。これまで一般的信頼の規定構造をめぐっては、一般的信頼がアソシエーションへの参加によって形成されるとする「市民社会アプローチ」(Putnam 1993)と、国家制度に対する信頼(制度信頼)によって形成されるとする「制度アプローチ」(Levi 1998, Freitag and Bühlmann 2008, Rothstein and Stolle 2002, Offe 1999)が主要理論とされ、両理論の対立が続いてきた。そして特に市民社会アプローチが注目され、一方で制度アプローチは軽視される傾向にあった。こうした状況は、「市民社会におけるアソシエーション参加が道徳的信頼を形成するのに対し、国家制度は監視や制裁という強制力によって計算的信頼を形成する」という理解が定着してきたことによると思われる。そしてこうした理解がなされてきた原因には、制度アプローチにおいて計算的信頼と道徳的信頼が明確に区別されてこなかったために、国家制度が道徳的信頼を形成する効果をもつことが見落とされてきたことにある。

このような一般的信頼の規定構造における市民社会と国家制度の従来の対立構図に対し、本研究は制度の監視・制裁機能とは異なる規範形成機能、すなわち制度の運営において公正や平等といった制度的規範を実践することにより道徳的信頼を形成する機能(Freitag and Bühlmann 2008, Rothstein and Stolle 2002, Offe 1999)に着目する。このことは、市民社会アプローチだけでなく、制度アプローチによっても道徳的信頼の形成が可能であることを意味するが、この点が見過ごされてきたことにより、一般的信頼形成における制度の役割が過小評価されてきたと思われる。

ソーシャル・キャピタル論においてこれまで注目されてきた市民社会アプローチは、歴史的にアソシエーション参加という市民的文化が根付いた社会を想定しているため、そもそも市民的文化の希薄な社会においては、信頼形成がうまく作用しないのではないかという限界も指摘されている。これに対し、公正で平等な国家制度を設計していくことは、市民的文化のないところに新たに文化を作ることになれば実現可能性が高く、政策的により有効である。

以上の議論を踏まえ、本研究は、個人化が進む第二の近代において、国家

制度は道徳的信頼を高めることを通じて一般的信頼の形成に対し中心的役割を果たすとの理論的仮説を提示する。

最後にこの理論的仮説を実証するため、世界価値観調査・欧州価値観調査による大規模国際データと、独自に実施した日本国内のインターネット調査のデータを補完的にもちいて計量分析を行い、第二の近代において国家制度が道徳的信頼を高めることを通じて一般的信頼の形成に寄与することを実証的に支持するエビデンスを得ることを目的とする。

序-2. 論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

まず、本研究の理論的仮説を第1章と第2章により導出する。

第1章では、近代化の進展に伴う信頼の質の変化について理論的検討を行う。社会学の信頼論には、合理的計算にもとづく信頼と、合理的計算を超えた信頼の二つの系譜があり、個人化が進む第二の近代においては計算を超えた信頼の重要性が高まると考えられている。しかし社会学の信頼論では、計算を超えた信頼の内容は明らかにされていない。一方、政治学を中心に発展してきた一般的信頼論では、計算的信頼を超えた信頼として「道徳的信頼」が位置づけられているが、一般的信頼の定義をめぐっては、一般的信頼を計算的信頼と定義する立場と道徳的信頼と定義する立場が対立しており、近代化の進展によって一般的信頼の質が変容する可能性が考慮されていない。本研究はこれら社会学と政治学の各信頼論の議論を整理することにより、第一の近代から第二の近代へと社会が移行するに従って、一般的信頼の2側面のうち、「計算を超えた信頼」である道徳的信頼の重要性が増していることを論証する。

第2章では、一般的信頼の規定構造に関する主要理論である市民社会アプローチと制度アプローチの対立について、計算的信頼と道徳的信頼の2側面から再検討する。従来、市民社会におけるアソシエーション参加が道徳的信頼を形成するのに対し、国家制度は監視や制裁という強制力により計算的信頼を形成すると考えられてきたことにより、市民社会アプローチが注目され、

制度アプローチは軽視される傾向にあった。その原因は、制度アプローチにおいて計算的信頼と道徳的信頼が区別されてこなかったために、制度的規範の実践により道徳的信頼を形成する制度の規範形成機能が見落とされてきたことにある。そして、第1章で論じた第一の近代から第二の近代への移行に伴う一般的信頼の変質、すなわち道徳的信頼の重要性の増大を前提とするならば、第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすとの理論的仮説が導かれる。

この理論的仮説を検証するための最も望ましい方法は、従属変数である道徳的信頼と独立変数である（制度的規範に対する評価としての）制度信頼を近代化度の異なる多数の国において測定した大規模国際データをもちい、制度信頼が道徳的信頼を高める効果を近代化度の異なる社会間で比較することである。しかし、これまで一般的信頼の実証研究においては、計算的信頼と道徳的信頼を区別する重要性が意識されてこなかったために、既存の大規模国際データにおいては一般的信頼のみが測定されており、道徳的信頼は測定されていない。また制度信頼についても、大規模国際データにおいては、制度的規範に対する評価に特化した制度信頼の測定は行われていない。こうしたデータの制約があるため、本研究は大規模国際データと、独自に設計・実施した日本国内データを、以下のとおり2段階で補完的に分析する。

まず第1段階として、大規模国際データをもちい、国々を「伝統社会」、「第一の近代」、「第二の近代」の3社会に分類し、一般的信頼に対する（制度的規範に対する評価に限定されない）制度信頼の影響力を3社会について検証する。その結果から、第二の近代において（制度的規範に対する評価としての）制度信頼が道徳的信頼を高めていることを間接的に実証する（第3章）。第2段階としてこの分析を補完する分析をおこなう。第二の近代に分類される国の一つである日本国内において、新たに尺度を構成した道徳的信頼、および（制度的規範に対する評価としての）制度信頼を含むインターネット調査を実施し、そのデータの分析から、（制度的規範に対する評価としての）制度信頼が道徳的信頼を高める効果を直接的に実証する（第4章）。³、4章の詳細な内容は以下のとおりである。

第3章では、世界価値観調査と欧州価値観調査の統合データをもちいて、第2章で提示した仮説の妥当性を検討する。伝統社会と比べて第一の近代では、一般的信頼に対し制度信頼がアソシエーション参加と比べてより強い影響力をもつようになり、その影響力のバランスが第二の近代においても維持されることを検証することにより、第二の近代において制度信頼が道徳的信頼を高めていることを間接的に実証する。具体的には、Inglehart and Welzel (2005) の価値変化論にもとづき、分析対象国を「伝統社会」、「世俗化社会（第一の近代）」、「自律化社会（第二の近代）」に分類して、従属変数を一般的信頼、独立変数をアソシエーション参加、制度信頼とし、個人・国の2レベルを分析単位とするマルチレベル・ロジスティック分析を行い、世俗化社会と自律化社会の両方において、制度信頼はアソシエーション参加と比較して相対的に強い一般的信頼形成効果を持つことを明らかにする。

第4章では、第3章の分析を補完するため、新たに道徳的信頼尺度を構成し、同変数に対する（制度的規範に対する評価としての）制度信頼の影響を検証する。日本の成人を対象としたインターネット調査データをもちいて、従属変数に道徳的信頼、独立変数に制度信頼として制度的公正と社会的平等に対する各評価をもちいた回帰分析を行う。結果として、制度的公正と社会的平等に対する評価がそれぞれ道徳的信頼を高めること、また、制度的公正への評価が低い人ほど、社会的平等に対する評価が道徳的信頼により強く結びつくことを明らかにする。以上の結果から、第二の近代における道徳的信頼の形成に対し、社会的平等という制度的規範が重要な役割を果たすことを示す。

以上3章と4章の分析結果により、第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすという本研究の理論的仮説が実証的に支持される。

第5章では各章で得られた成果をまとめ、結論と今後の課題を述べる。

第 1 章

第二の近代における一般的信頼の変質：

道徳的価値としての一般的信頼の可能性

第 1 章 第二の近代における一般的信頼の変質：
道徳的価値としての一般的信頼の可能性

1.1. 本章の目的

本章ではまず、一般的信頼の理論的意義としてしばしば論じられる、集合行為ジレンマの解決に一般的信頼が果たす役割について既存の理論および実証研究による知見を整理する。その上で、近代化の進展にともなう一般的信頼の変質に関する理論的考察を行う。社会学と政治学における信頼論を整理し、政治学の信頼論において区別される一般的信頼の2側面、すなわち計算的信頼と道徳的信頼を社会学の信頼論の系譜のなかに位置づけることで、社会が第一の近代から第二の近代へと移行するに従って、一般的信頼の2側面のうち、「計算を超えた信頼」である道徳的信頼の重要性が増していることを理論的に明らかにする。

1.2. 集合行為のジレンマにおける一般的信頼の役割

一般的信頼 (generalized trust) には様々な定義があるが、もっとも単純な定義をあげるならば、「具体的な情報がない他者一般に対する信頼」(山岸1998)である。より具体的には、一般的信頼は他者一般が協力的にふるまおうとする「意図」に対する信頼であり、「能力」に対する信頼は含まれない。一般的信頼はソーシャル・キャピタルの一要素とされ、以下に述べる様に、人々の協力行動を促し、集合行為問題の解決に寄与すると期待される。ソーシャル・キャピタル研究では、民主的に成熟した社会を実現する上で集合行為問題の解決は不可欠とされ、一般的信頼はその中心的役割を果たすと考えられている (Putnam 1993, Hoogh and Stolle 2003)。以下ではまず一般的信頼がどのように集合行為ジレンマの解決に貢献するのかを確認する。

1.2.1. 集合行為のジレンマ

集合行為のジレンマとは、簡単に言えば、社会全体で人々が協力することによって達成される共通の社会目標があるとき、個々人にとっては「協力し

ない」ことが合理的な選択¹となるが、多くの人々がそのように合理的に考えて「協力しない」という選択をする結果、社会全体にとって非合理的な結末となる現象のことである。このように個人的合理性と社会的合理性が矛盾する状況を、集合行為のジレンマ、あるいは社会的ジレンマと言う。環境問題やエネルギー資源問題、投票行動などは集合行為のジレンマの例である。

集合行為ジレンマ状況を表す最もシンプルなモデルとして、「囚人のジレンマ」ゲームが知られている。「囚人のジレンマ」では、ある犯罪の共犯の嫌疑をかけられた二人の囚人 A・B が別々の独房に入れられ、「黙秘」か「自白」の選択をせまられる。このとき二人の囚人にとって、「黙秘」は協力を、「自白」は非協力を意味する。二人の選択の結果は、図 1-1 のような利得行列に表される（海野 1991）。図 1-1 からわかるとおり、相手が黙秘（協力）、自白（非協力）のどちらを選択したとしても、自分は自白（非協力）を選択した方が短い刑期となり、合理的である。したがって二人がともに合理的な選択として自白（非協力）を選択してしまう結果、兩人とも 8 年の刑を受けることとなり、二人とも黙秘（協力）を選択した場合（兩人に 1 年の刑）よりも望ましくない結果、つまり非合理的な結果となってしまう。

		囚人 B の選択	
		黙秘（協力）	自白（非協力）
囚人 A の選択	黙秘 （協力）	兩人に 1 年の刑	A に 10 年の刑 B に 3 か月の刑
	自白 （非協力）	A に 3 か月の刑 B に 10 年の刑	兩人に 8 年の刑

図 1-1 囚人のジレンマの利得構造
（海野 1991 から抜粋，一部修正。）

¹ ここで言う「合理的」な選択とは、自己の価値を実現させるために、選択肢とそこから生じる結果を検討し、実行可能な選択肢の中から最適な選択を選ぶことを意味する（海野 1991）。これは合理的選択理論の考え方を採用している。

「囚人のジレンマ」は二人のみの行為者を想定したモデルだが、Dawes (1980) はこれを多人数 (N 人) のモデルに一般化し、「社会的ジレンマ」として定式化した。集合行為のジレンマとはまさに、社会における互いに顔も知らない多くの人々からなる集団における社会的ジレンマ状況を扱う問題である。

1.2.2. 集合行為ジレンマの解決手段としての一般的信頼

集合行為ジレンマを解決する方法はゲーム理論によって様々に議論されており、ジレンマ状況を記述するいくつかの概念が存在する。ただし本章では集合行為ジレンマにおける一般的信頼の有効性を示すことが目的であるため、以下ではそれに必要な概念のみに着目した単純なモデルを想定する。

集合行為のジレンマにおいて、個人が「協力」よりも「非協力」を選ぶのはなぜだろうか。社会全体にとって望ましいのは、人々が相互に協力することにより社会目標が達成されることである。しかし個人にとって「協力すること」には、コストが伴う。つまり多くの場合、「協力」するためにはそれまで便利だと思って続けてきた生活習慣を改めたり、負担と感じられる行動を新たに始めたりする必要がある。したがって個人には、「自分一人くらい協力しなくても、自分以外の多くの他者が協力することで社会目標は達成されるだろう」と考え、自分は協力せずに他者の協力に「ただのり」しようとする誘因が存在する。もし社会の人々がこの誘因のまま利己的に行動する人ばかりならば、個人の合理的行動に何らかの外的制約を課す必要がある。

しかし現実社会では、「社会目標の達成のために、自分自身もコストを引き受け、協力するべきだ」と考える人は少なくない。ここでもし、多くの人々が「仮に自分以外の多くの他者が非協力を選択しようとも、自分自身は協力を選択しよう」という自己犠牲的な考えのもと協力を実践するならば、集合行為ジレンマは解決され、社会の目標は達成されるだろう。この場合、一般的信頼は特に必要とされない。しかし現実社会では、そのように自己犠牲的に行動する人は皆無ではないが稀であろう。多くの人々にとっては、「社会

目標の達成のために自ら協力すべきだ」と考えてもなお、実際に協力を選択するか判断する際には、「自分以外の他者が協力するかどうか」が問題となる。なぜなら自分だけが一方的に協力し、多くの他者が非協力を選択した場合、自分だけがコストを払い、損をすることになるからである。その上自分一人の協力は無力に等しく、それにより社会目標の達成にむけて状況が改善される見込みはない。結果として期待される利益は皆無である。一般的信頼が意味を持つのは、こうした状況が想定されるときである。

鬼塚（2000）によれば、人々が協力・非協力のタイプは、他者協力予測との関係から、主に「他者協力が見込めず、非協力」「他者協力が見込まれるが、非協力（ただのり）」「他者協力が見込まれ、協力」「他者協力が見込めないが、協力（自己犠牲）」に分類されることを示しているが、このうち3つ目の「他者協力が見込まれ、協力」のタイプの人々を想定する場合、一般的信頼が協力行動に寄与することが期待できる。

Pruitt and Kimmel（1977）による「目標／期待理論」は、集合行為ジレンマ状況において協力行動が生まれる条件として次の2点をあげている。第一の条件は、個々の意思決定者が「自分と他者の双方による相互協力状態を達成すること」を目標（goal）としていることであり、第二の条件は、「他者も自分と同様に相互協力を目標としており、協力を選択するだろう」と期待（expectation）していることである。この目標／期待理論にもとづけば、「社会目標の達成のため、自分も他者も相互に協力することが望ましい」と考える個人が実際に協力を選択するには、「自分以外の多くの他者もまた協力するだろう」と期待していることが必要となる。ただし集団の規模が大きくなるにつれ、互いに顔も知らない他者がどのように行為するかについて、具体的な情報を得ることは難しくなる。山岸（1998）はこのような状態を「社会的不確実性の高い状態」とよぶ。その上で山岸（1998）は、社会的不確実性の高い状態においては、具体的情報に基づいた「他者の協力に対する期待」のかわりに、具体的情報のない「他者一般」に対する信頼、すなわち「一般的信頼」が協力行動を誘発すると論じている。このように一般的信頼が集合行為のジレンマ状況において人々の協力行動に寄与することは、こ

れまで社会心理学の実験研究やゲーム理論において確認されている²。

以上を整理すると、まず集合行為ジレンマ状況において、自分と他者による相互協力を目標とする個人が実際に協力を選択するためには、他者の協力に対するポジティブな期待が必要となるが、そこには社会的不確実性という問題が存在する。そしてこれを乗り越える方法として、具体的情報のない「他者一般」の協力的ふるまいに対する信頼、すなわち一般的信頼が協力的行為を可能にし、集合行為ジレンマの問題が解決され则认为られる(図 1-2)。

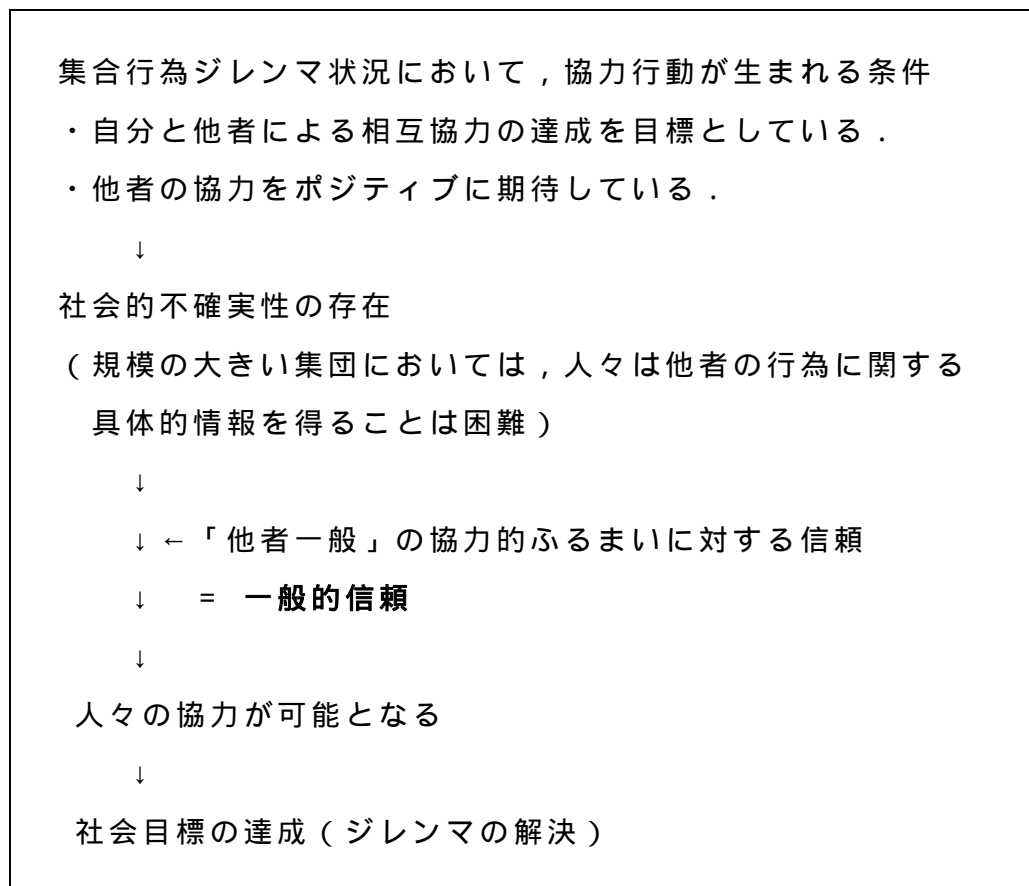


図 1-2 一般的信頼による集合行為ジレンマ解決のメカニズム

² 海野(1991)によれば、社会的ジレンマの解決方法は2種類に分けられる。一つは、ジレンマの利得構造を変更し、個人の利益と集団の利益の両立化を計ろうとする「構造的要因の制御」で、もう一つは、行為者の選択状況の認知や価値基準を変える「個人的要因の制御」である。このうち後者に「他者に対する信頼」が含まれている。

1.2.3. 集合行為ジレンマに対する一般的信頼の効果に関する実証研究

以上のようなメカニズムが想定されることから、一般的信頼は集合行為ジレンマを解決する要因であるとの理論的前提（Putnam 1993;2000, Ostrom 1998;2009）がソーシャル・キャピタル研究の間で共有されている。こうした理論的前提は、以下に述べる様に、実証的にも検証されている。

ソーシャル・キャピタル論においてこれまで中心的に議論されてきた一般的信頼による集合行為ジレンマの解決の帰結は、Putnam（1993）が論じた社会の民主的成熟である。ここで想定されている協力行動とは、人々の様々な政治参加（投票、請願、デモ参加、住民運動、市民参加など）である。つまり、社会において多くの人々が自発的に政治参加することにより、社会全体としての民主的成熟度が高まることが想定されている。こうした想定のもと、個人レベルの実証研究としては、例えば平野（2002）や鬼塚（2004）において、一般的信頼が選挙活動参加という協力行動を促進する効果を示唆する結果が示されている。また茂木（2013）は、一般的信頼が効力感を介して間接的に住民の地域活動参加を促進する効果を確認している。国レベルの研究としては、各国の一般的信頼の高さが、民主主義体制を促進する効果（Inglehart 1997）や、人々の政治活動（請願やデモ参加など）の度合いを規定する効果（Delhey et al. 2011）が示されている。さらに、Knack（2002）は、アメリカの州政府データの分析から、民主的政府の統治パフォーマンスの差異が、州ごとの一般的信頼の高さによって説明されることを明らかにしている。

社会の民主的成熟という帰結以外にも、一般的信頼による集合行為ジレンマの解決の帰結を示す研究として以下のものがある。環境・エネルギー問題は、集合行為ジレンマの典型例であり、人々は環境保全やエネルギー資源維持のために協力的に行動することがもとめられている。これについて例えば坂野（2012）は、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の後の東北・関東地域における人々の節電行動に関する調査データの分析から、人々

の高い一般的信頼が、他者の協力行動（すなわち節電行動）の度合いを高く見積もることを介して、自身の節電行動に結びついている可能性を論じている。また、集合行為問題は経済活動にも関係している。社会全体としての経済レベル向上のためには、契約や投資といった経済行為においても相互協力が不可欠であり、それに対して一般的信頼の寄与が考えられる。実際に Knack and Keefer (1997) や Uslaner (2002) は、一般的信頼の高い国ほど、経済的パフォーマンスが高いことを示している。

1.2.4. 他者一般を信頼することはいかにして可能か

このように、一般的信頼が協力行動を促進し、集合行為ジレンマの解決に寄与することは、様々な研究分野において実証的に確認されている。その上で未だ解決していないのは、いかにして一般的信頼、すなわち他者一般を信頼することは可能か、という問題である。別の言い方をすると、人々は何を根拠として他者一般を信頼するという選択をするのか、という問いである。

他者がどのように行為するかに関して正確な情報をもたない状態、すなわち社会的不確実性のある状態において他者を信頼するという行為には常に、他者に裏切られて自分が損をするというリスクが存在する。こうしたリスクがある状況で、人々はどのように他者を信頼するかどうかを判断しているのだろうか。この問いに対する回答として、次の二つの立場が考えられる。一つは、他者の信頼性に関する知識にもとづいて、信頼した場合の利益・損失を計算し、他者を信頼するかどうかを合理的に判断するという方法である。こうした合理的計算にもとづく信頼を、本研究では「計算的信頼 (calculative trust)」³とよぶ（詳細は後述する）。もう一つは、そのような合理的計算に

³ 計算的信頼 (calculative trust) という用語は、本研究による。信頼を合理的計算とみなす Coleman (1990) や Hardin (1991, 2002) などは、合理的選択理論に基づいて、個人はリスク下の期待効用の計算に基づいて合理的に信頼するかどうかの選択を行うことを論じている。しかし彼らは、合理的計算以外の信頼を想定しないため、計算的信頼などの用語はもちいていない。そこで合理的計算にもとづく一般的信頼を、本研究では「計算的信頼」とよぶ。なお、後述する道徳的信頼の論者である Uslaner (2002) は、上記のような合理的な信頼を「戦略的信頼 (strategic trust)」と表現しているが、同時にこれを「特

たよらずに他者を信頼するかどうかを判断するという方法である。このように、一般的信頼には合理的計算にもとづく「計算的信頼」としての側面と、「計算を超えた信頼」としての側面があるにもかかわらず、これまでの一般的信頼研究では2側面が理論的にも実証的にも明確に区別されてこなかった。このことは、一般的信頼という概念そのものの理解を妨げるだけでなく、一般的信頼の規定構造を解明する上で障害となってきたと思われる。そこで本研究は、この信頼の2側面について、社会学と政治学における信頼論を理論的な考察を行う。社会学の信頼論は、主に社会の近代化の進展との関係で信頼が議論されることが多く、近年の議論では、第一の近代から第二の近代に移行するのに伴い、計算を超えた信頼の重要性が増すと考えられている。一方、政治学を中心に発展してきた一般的信頼論では、一般的信頼の概念定義をめくり、計算的定義の立場と道徳的定義の立場の対立が続いてきた。以下ではこれらについて順に整理する。

1.3. 社会学的信頼論における計算を超えた信頼への期待

1.3.1. Simmel の信頼論とその後の展開

社会学では、信頼は近代社会の形成とともにその意義が高まったと考えられてきたが、近年では、U.Beck に代表される個人化論に対する関心の高まりを背景として信頼論が展開されている。すなわち、個人化（Beck and Beck, 2002）が進み、人々が自律的選択を獲得すると同時に、様々なリスクに対して個人が自ら対応していくことがもとめられる「第二の近代」において、人々はどのように他者を信頼したらよいのかということが近年の社会学信頼論の問題関心となっている。社会学で最初に信頼について詳細な議論をおこなったのは、社会学の古典理論の権威である Simmel である。Simmel の社会学のテーマは、社会分化や分化による新たな統合・関係のあり方、そ

定の他者への信頼（particularized trust）」と限定して定義している。本研究は一般的信頼にも合理的計算としての側面があると考えするため、Uslaner による「戦略的信頼」をそのままもちいるのは適さないと判断し、「計算的信頼」をもちいることとした。

れによる人間の心的変容であり、これらの課題において信頼は重要な位置づけが与えられている（安達 2006）。そして主に宗教論、貨幣論、秘密論において信頼論が展開されている（三上 2008）。社会学の信頼論において、Simmel の信頼論はその後の信頼論の基礎となり、特に現代の社会学理論研究を代表する Luhmann と Giddens によって引き継がれ、発展したとされる（Misztal 1996, Möllering 2001, 三上 2008）。以下ではまず Simmel の信頼論において論じられる信頼の二つの要素である「知と無知の中間状態としての信頼」と「信仰としての信頼」について確認し、さらにそれらを発展させた Luhmann と Giddens の議論を整理する。

知と無知の中間状態としての信頼

Simmel は代表的著書『社会学』（1908）の「秘密と秘密結社」という章において、信頼のもつ知と無知の二面性について次のように述べている。

信頼とは、実際の行動の基礎となるほどに十分に確実な将来の行動の仮説として、まさに仮説として人間についての知識と無知とのあいだの中間状態なのである。完全に知っている物は信頼する必要はないであろうし、完全に知らない者は合理的にはけっして信頼することができない。

つまり Simmel（1908）によれば、信頼とは知と無知の両方を併せ持った状態であり、情報が全くないわけではないが十分にはない状態において、相手の行為を予期することであり、このような信頼を Simmel（1900）は「根拠薄弱な帰納的知識」とよんでいる。

信仰としての信頼

一方で Simmel は、『貨幣の哲学』（1900）や『社会学』（1908）において、信頼には経験的知識に基づく「根拠薄弱な帰納的知識」、すなわち「知と無知の中間状態」としての要素だけでなく、それを超えた要素、すなわち疑似宗教的、あるいは超越的ともいえる「信仰」としての要素があることを指摘した。「信仰としての信頼」とは、「知識・無知」の次元とは異なる次元上に

ある。つまり Simmel は、信頼には、他者の行為に関する帰納的知識にもとづく計算的な要素だけでなく、そのような計算を超えて他者を信頼する要素があることを指摘したのである。

Luhmann と Giddens による Simmel の信頼論の継承と発展

これら Simmel による信頼の二要素について、まず Luhmann は以下のように引き継ぎ、発展させている。

Luhmann は、Simmel が論じた信頼の要素のうち、明示的には「知と無知の中間状態としての信頼（根拠薄弱な帰納的知識としての信頼）」という定式を引き継いだとされる（Möllering 2001, 安達 2006, 三上 2008）。具体的には、Luhmann（1973）は Simmel（1908）に言及しながら、信頼とは「知と無知の合成」とであると定義している。しかしその一方で Luhmann（1973）は、Möllering（2001）が指摘しているように、Simmel が述べた信頼のもう一つの要素である「信仰としての信頼」の存在についても認めている。具体的には次のような議論にみられる。他者に関する完全な情報を手に入れることは不可能であり、そのように情報が不足した状態において、信頼とは「情報を過剰利用すること」である。またそのような情報不足のもとで信頼するには、「意志の働き」が必要になるという。このように、Luhmann（1973）は明示的には指摘しないものの、Simmel が述べた「信仰としての信頼」の存在についても、信頼の要素として注目していたと推察される（Möllering 2001）。したがって Luhmann は、Simmel と同様に、信頼が帰納的知識にもとづく計算的な要素だけでは成り立たず、計算を超えた要素の必要性も認識していたと考えられる。

Luhmann の信頼論の特徴の一つは、信頼をリスクとの関係で積極的に議論した点にある。Luhmann（1973）によれば、信頼とは「リスクを賭した前払い」であり、他者に関する情報が不足している状態で他者を信頼する先には、他者からの裏切りにあうリスクが存在している。ここで Luhmann のいうリスクとは、「自己の決定によって起こる不利益」を意味し、「外部から引き起こされる不利益」である「危険」と区別される（Luhmann 1991）。これと対応して、「信頼」と「確信」が区別される。信頼は「自己の内部の

決定に帰属する」のに対し、確信は「自己の外における決定に帰属する」。このようにして、信頼とリスク、確信と危険が対応する(Luhmann 1988)。近年の個人化論は、第二の近代において生じる様々なリスクに対し、個人が自らの選択で対処していかなければならないことを論じている。そのような「リスク社会」状況では、危険ではなくリスクが問題となり、同時に「自己選択」としての信頼が重要となることをLuhmannは述べている(Luhmann 1991)。つまりLuhmannは、自ら選択した結果として生じるリスクへの対応として、自らの選択として信頼することの重要性を論じている。このことに加え、上で述べたように、情報不足のもとで信頼する際には「意志の働き」が必要になるというLuhmannの主張にもとづけば、第二の近代においては、主体的に信頼することの重要性が高まっていると考えられる。

一方、Giddens(1990;1991)はSimmelによる信頼の2つの要素のうち、「信仰としての信頼」の要素のみを引き継いでいる。Giddens(1991)によれば、信頼とは帰納的知識とは区別されるものであり、「無知や情報の欠如を括弧に入れるという信仰の跳躍」に基づいている。そしてGiddensはこうした信仰的な信頼が、後期近代(すなわち第二の近代)とよばれる現代社会において、性格が変化していると新たに議論を展開している。伝統社会や前期近代(すなわち第一の近代)においては、信仰的な信頼は習慣的で受動的な性格をもつが、後期近代(すなわち第二の近代)においては、信頼は「勝ち取り、積極的に維持していかなければならないもの」となり、「自己開示」としての意味をもつようになる(Giddens 1994)。これをGiddens(1994)は「能動的信頼(active trust)」とよんでいる。つまりGiddensは、Simmelが指摘した帰納的知識を超えた信仰的な信頼に、さらに自律的な要素が加わった、信仰的であり同時に能動的である信頼が、人々が自律的に行為を選択し、絶えず自己の行為を問い直していくことがもとめられる後期近代において重要な役割を果たすと考えている。このようにGiddensは、第二の近代において主体的に他者を信頼することの重要性を主張している。

1.3.2. 第二の近代における計算を超えた信頼の重要性

以上，社会学における代表的な信頼論である Simmel，Luhmann および Giddens の議論の概要を確認した．論点を整理すると，まず，これまでの社会学の信頼理論には Simmel が示した信頼の二つの要素が受け継がれる形で，信頼を帰納的知識にもとづく合理的計算とみなす系譜と，計算を超えた信仰とみなす系譜がある．そして，個人化が進む第二の近代においては，他者に関する知識にもとづく計算的な信頼よりもむしろ，計算を超えた，より主体的，あるいは能動的な信頼の重要性に注目する点において概ね一致がみられる．Luhmann は Simmel による信頼の帰納的知識としての要素を受け継いだが，リスクへの対処として自己選択としての信頼の重要性を強調し，また信頼が計算的な要素のみでは成立せず，計算を超えた要素が必要であると考えていた．一方，Simmel による帰納的知識には依らない信仰的な信頼の要素を継承した Giddens は，信仰的な信頼の能動的表明が後期近代において重要な役割を果たすことを主張した．以上から，社会学の信頼理論は，第二の近代における計算を超えた信頼の重要性に注目していることが明らかとなった．では，計算を超えて信頼するとはどういうことなのか．上記の社会学の信頼論は，計算を超えた信頼の具体的内容については言及していない⁴．

1.4. 政治学における一般的信頼の2側面：計算的信頼と道徳的信頼

一方，政治学を中心に発展してきた一般的信頼論では，計算を超えた信頼として，信頼を道徳的価値として定義する「道徳的信頼」(Uslaner 2002)が位置づけられている．ただし一般的信頼の定義をめぐっては，一般的信頼を計算的信頼として定義する立場と道徳的信頼として定義する立場が対立しており，近代化の進展によって一般的信頼の二側面の重要性が変容する可能性は考慮されていない．以下では計算的信頼と道徳的信頼の考え方を整理

⁴ Lewis and Weigert (1985)は，Simmel が示した「帰納的知識としての信頼」と「信仰的な信頼」の区別を信頼の「認知的基盤」と「感情的基盤」と言い換え，Simmel が「信仰」とよんだ信頼の内容は「感情」であるとした．彼らは，「日々の生活における信頼は，感情と合理的思考の混合である」として二種類の信頼が両立することを認めている．

する。

1.4.1. 計算的信頼

計算的信頼 (calculative trust) の考え方は、合理的選択理論の立場の研究者に採用されてきたものである。個人は、他者の信頼性に関する何らかの知識にもとづいて、他者が協力的にふるまう可能性や、他者を信頼した（またはしない）場合に自分自身が得る利益や損失について合理的に計算し、信頼するかどうかを決定する。そのようにして個人は他者を信頼する際のリスクを小さく抑えようとする。このとき想定されるのは、自己利益に基づいて行動する功利主義的な個人である。こうした立場をとる代表として、Hardin (1991) と Coleman (1990) があげられる。

Hardin (1991) によれば、私が他者を信頼するのは、他者が協力的にふるまうことが他者自身の利益になる（逆に、非協力的にふるまえば不利益をこうむる）という知識にもとづいている。すなわち、自己利益にもとづいて行動する合理的な他者を想定することにより、現在の状況において他者がどれくらい協力的にふるまう見込みがあるかを合理的に予測し、他者を信頼するかどうかを判断するというものである。

一方、Coleman (1990) は、相手が協力する（しない）確率とその結果として自身が得る潜在的利益（損失）の大きさから計算される期待効用を想定し、（潜在的利得 $G \times$ 相手が協力する確率 p ）が（潜在的損失 $L \times$ 相手が協力しない確率 $1 - p$ ）よりも大きい場合に合理的個人は相手を信頼し、小さい場合は信頼しない、という意味決定をすると述べている。

このように計算的信頼において重要となるのは、他者、すなわち「信頼される側」の性質である。「信頼する側」の行為や態度そのものは、信頼される側の性質が反映された合理的予測に過ぎない (Mansbridge 1999) ⁵。

⁵ 計算的信頼の考え方においては、自分が他者を信頼するという行為が他者の利得に及ぼす影響は考慮されない。そのように「信頼する側」が「信頼される側」の利益を考慮して行為するのは、計算的信頼ではなく道徳的信頼の方である。

1.4.2. 道徳的信頼

一方、信頼を道徳的価値として定義するのが「道徳的信頼 (moralistic trust)」の考え方である。Uslaner や Mansbridge がこの立場の代表である。

Uslaner (2002) によれば、道徳的信頼は、「他者を信頼すべき」と考える道徳的価値であり、その基礎には、他者と自分の間にたとえ主義や思想の違いがあったとしても、「根本的な価値については共有している」という信念があるという。道徳的信頼は、計算的信頼とは違い、他者の信頼性に関する知識を必要とせず、他者が協力的にふるまうかどうかについての予測をしない。そのため道徳的信頼は、他者を信頼する際のリスクを重く捉えないという。

また Mansbridge (1999) も、Uslaner による「道徳的信頼」と同義の信頼について「利他的信頼」という用語をもちいて論じている⁶。利他的信頼とは「利用可能な証拠によって保証される以上に他者を信頼すること」あるいは「他者の行動に対する純粋な予測を超えた信仰の跳躍 (a leap of faith)」であり、相手が協力するかどうか不確かな状況においては、自分が信頼することにより「他者を利する道徳的な意図」に基づいている。

このように道徳的 (利他的) 信頼の考え方は、計算的信頼において前提とされた、他者の信頼性に関する知識を重視しない。つまり道徳的信頼において重要となるのは、他者、すなわち「信頼される側」の善良さに関する特性ではなく、「信頼する側」の道徳的特性である。「信頼する」という行為や態度そのものに道徳的価値をおき、その価値に従って自発的に他者を信頼しようとするのが道徳的信頼の立場である。

他者を信頼することを道徳的に価値のあることとみなすことは、伝統的な宗教や地域的慣習などにおいてもみられるだろう。しかし上で述べた道徳的信頼は、そのような伝統的価値とは次の点で異なる。伝統的な宗教や社会的慣習によって人々が他者を道徳的に信頼するとすれば、このときの「他者を

⁶ Mansbridge (1999) は「道徳的信頼」ではなく「利他的信頼 (altruistic trust)」の用語をもちいているが、その内容は Uslaner (2002) の論じる「道徳的信頼」とほぼ同様とみなされている (Uslaner 2002)。

信頼すべき」という価値とは、宗教や慣習という外的権威から与えられた受動的な価値である。これに対し、上で述べた道徳的信頼においては、信頼に道徳的価値をおくかどうかは、現代社会における自律的個人の一人一人の選択にゆだねられている。Uslaner (2002) や Mansbridge (1999) はこのことを明示的に述べていないものの、これを示唆する記述がみられる。たとえば Uslaner (2002) は、「道徳的信頼は現代の概念」であり、また道徳的信頼の基礎には、「自分の人生や運命を自分で決められるという信念」があるとも述べており、道徳的信頼の主体が現代社会において自律的に意思決定を行う個人であることを示唆している。また Mansbridge (1999) も、他者を利用する「意図」や「意志」を強調するとともに、道徳的信頼を「内面化」することの重要性を主張しており、やはり道徳的信頼の自律的性質を重視していることが示唆される。このように、道徳的信頼における道徳とは伝統的社会における宗教や慣習によってもたらされる受動的な価値とは異なり、現代において個人が自律的に身に着ける価値であると考えられる。

1.5. 第二の近代における道徳的信頼の重要性

以上、社会学と政治学における信頼論を整理した。社会学の信頼論では、個人化の進展により自己選択を重視し、またリスクに対して個々に対処していくことがもとめられる第二の近代においては、他者に関する知識に依存した合理的計算を超えた、信仰としての信頼を主体的に発揮していくことを重視する傾向がみられた。一方、政治学の一般的信頼論においては、一般的信頼を計算的信頼として定義する立場と道徳的信頼として定義する立場が対立しており、近代化の進展によって一般的信頼の二側面の重要性が変化する可能性は考慮されていない。計算的信頼には「信頼される側」の性質を反映するという特徴があるのに対し、道徳的信頼は信頼する側の内面にある自律的価値、すなわち「信頼すべき」という道徳的価値による信頼であり、より主体的な性質をもつ。このことを、社会学信頼論のなかに位置づければ、一般的信頼における計算的信頼と道徳的信頼の2側面のうち、第二の近代においては計算的信頼よりも道徳的信頼の重要性が増していると考えることが

できるだろう⁷。

1.6. まとめ

本章ではまず，一般的信頼の意義として，集合行為のジレンマの解決に対し一般的信頼がどのように貢献するかを理論的に整理した。次に，一般的信頼の根拠，すなわち何をもって他者を信頼するのかという問いに対し，社会学と政治学における信頼論を整理し，政治学の信頼論において区別される一般的信頼の 2 側面，計算的信頼と道徳的信頼を社会学の信頼論の系譜のなかに位置づけることで，第二の近代においては計算を超えた信頼である道徳的信頼の重要性が増していることを理論的に明らかにした。

⁷ 本章で論じた計算的信頼と道徳的信頼は一般的信頼の 2 側面であり，人間に対する信頼である。2 章以降に議論する国家制度に対する信頼（制度信頼）については，計算・道徳の 2 側面の議論は適用されない。

第 2 章

制度の規範形成機能が果たす可能性 に関する理論的考察

2.1. 本章の目的

前章では、第二の近代において、一般的信頼のなかでも道徳的価値にもとづく信頼、すなわち道徳的信頼が重要となることを明らかにした。ではそのような道徳的信頼は何によって形成されるのだろうか。この問いは、信頼形成による集合行為ジレンマの解決の先に民主的成熟の達成があると考えられるソーシャル・キャピタル研究⁸の問いとなる。

ソーシャル・キャピタル研究ではこれまで、一般的信頼の形成における市民社会的要因の影響を主張する「市民社会アプローチ」に関心が集まった一方で、制度的要因⁹の影響を主張する「制度アプローチ」の可能性は軽視される傾向にあった。しかしこのような2つのアプローチの対立構造は、必ずしも適切に捉えられていなかった。これに対し、2つのアプローチの有効性を議論する上で従来過小評価されてきた制度の規範形成機能に着目する必要性を指摘する。その上で、道徳的信頼の形成における、市民社会アプローチと規範的・制度アプローチを理論的に比較分析し、それにより規範的・制度アプローチを道徳的信頼形成のための理論的な柱と位置付けることが有効であることを示す。それにより、第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすことを本研究の理論的仮説として提示する。

2.2. 一般的信頼の規定因に関する2つのアプローチの対立

2.2.1. 対立構造の概要と問題点

⁸「ソーシャル・キャピタル」の定義は研究者によって様々であり、代表的なものとしては、信頼、規範、ネットワークをソーシャル・キャピタルとする立場（Coleman 1990, Putnam 1993; 2000）や、個人のネットワークに限定してソーシャル・キャピタルを定義する立場（Lin 2002）などがある。これらのうち本研究ではPutnam（1993, 2000）の定義を採用している。

⁹「制度」には様々な意味があるが、本研究でもちいる「制度」とは、国家制度のことを指すものとする。

ソーシャル・キャピタル研究では、成熟した民主的社会を実現するための条件として集合行為問題の解決を重要視し、その解決要因の一つと期待される一般的信頼を高める要因を解明することが研究関心の一つとなっている。一般的信頼の規定構造としてこれまでに二つの主要なアプローチが提案されている。一つは一般的信頼が市民社会的要因によって形成されると主張する「市民社会アプローチ」であり、もう一つは制度的要因によって形成されると主張する「制度アプローチ」である。両者は互いに対立している。市民社会アプローチは、ソーシャル・キャピタルの概念を世に広めた Putnam (1993) によって提案されたアプローチである。Putnam は集合行為ジレンマの解決方法を議論する上で、市民的伝統のなかで形成される一般的信頼の重要性を主張するとともに、制度による解決を否定した。その後、Putnam の主張に対し、制度アプローチをとる Rothstein and Stolle (2008) などが反論している。

こうした対立に対し、多くの先行研究が市民社会アプローチと制度アプローチについて計量的に検討してきた (Brehm and Rahn 1997, Delhey and Newton 2003; 2005, Freitag 2003, Freitag and Bühlmann 2009, Herreros and Criado 2008, Paxton 2007, Rothstein and Stolle 2008, Yosano and Hayashi 2005)。しかしどちらのアプローチがより有力であるかについては統一的な見解に至っておらず、両者の対立が続いている。

こうした対立が解消されない原因の一つは、2つのアプローチにおいて一般的信頼の計算的側面と道徳的側面の区別が明確になされていないことである。それにより両者の対立構造が見えにくくなっている。したがって、市民社会アプローチと制度アプローチにおいて議論される一般的信頼の形成が、計算的信頼と道徳的信頼のどちらに該当するのかを検討することで、両アプローチの有効性を適切に議論することができると思われる。

そのためにはまず、計算的信頼と道徳的信頼の形成メカニズムの違いについて明確にする必要がある。以下では両者の各形成メカニズムにおける「保証」と「規範」の必要性を明らかにする。

2.2.2. 計算的信頼と道徳的信頼の形成メカニズムの違い

第1章で述べたとおり、計算的信頼は知識にもとづいて、他者が協力的にふるまう可能性や、他者を信頼した場合に自分自身が得る利益を合理的に計算する信頼であるのに対し、道徳的信頼はそのような計算を「しない」信頼であり、かわりに道徳的価値に従うことで信頼が発動される。このように計算的信頼が知識を基盤とするのに対し、道徳的信頼が価値を基盤とするという違いは、以下に述べるとおり、信頼の形成において「保証」を必要とするか、「規範」を必要とするかに影響する。

計算的信頼と保証

まず計算的信頼は、次の理由から「第三者による保証」を必要とする。他者一般に対する信頼の場合、問題となるのは「見知らぬ他者一般が協力的にふるまうかどうか」であるから、個別的他者に対する信頼とは違い、他者の信頼性についての個別の情報を得ることができない。かわりに持ち得る情報は、他者一般の協力的なふるまいの誘因となる「保証」が存在しているかどうかに関する知識である。この保証とはすなわち、非協力的なふるまいに対して課される「制裁」による保証である。制裁の存在は、人々にとって「強制的に」協力する誘因となる。もちろん制裁が存在するからといって人々が100%の確率で協力することは保証されないが、ある程度の確率で非協力の可能性を減らす保証にはなる。つまり制裁が存在するという知識は、不確実性を減らし、他者の協力の可能性を高く見積もることに役立つのである。このように計算的信頼は「制裁による保証」についての知識を利用するという性質がある。

ただし計算的信頼が第三者による保証を必要とすることには、次のような問題がある。第一の問題はコストである。非協力的行為に対し適切に制裁を与えるためには、まず人々の行為を監視して非協力的行為を見つけ出し、そして制裁を執行する必要がある。これらには膨大なコストが発生する。第二の問題は、監視や制裁による保証を提供することもまた協力行動であり、それが確実に実行されるかということにも不確実性が存在することである。た

例えば保証を国家制度が請け負う場合は、制度そのものを信頼できるか、という新たな保証の問題が発生するのである。

そして現代社会においては基本的に、他者一般の行為に関する監視、制裁による保証を提供する第三者とは、国家の権力機構である。したがって、計算的信頼とは、権力依存的な信頼であるといえるだろう。

道徳的信頼と規範

一方、道徳的信頼は他者の行為に関する知識に依存しておらず、他者の協力に対する第三者の保証を必要としない。道徳的信頼が必要とするのは、他者を信頼すべきという道徳的価値のもととなる「規範」である。規範とは一般に、帰属する社会集団におけるインフォーマルなルールや慣習のことを指す。そして個人は、社会化によって規範を内面化し、道徳的価値として身に着ける。よって計算的信頼にみられたような問題は発生しない。このように規範の内面化によって形成される道徳的信頼は、第三者(現代社会であれば、国家の権力機構)による保証に依存する計算的信頼と比べ、自律的な信頼であるといえる。ここに、人々に自律的選択をもとめる第二の近代において、計算的信頼よりも道徳的信頼が有効となる理由があらわれている。

2.2.3. 市民社会アプローチ

市民社会アプローチにおける道徳的信頼の形成

市民社会アプローチは Putnam (1993, 2000) が主導する一般的信頼形成のアプローチである。Putnam は、一般的信頼を形成し集合行為問題を解決する要因は市民社会のなかにあると考えている。具体的には、人々が地域の組織やスポーツクラブ、ボランティア組織などのボランタリー・アソシエーション(自発的結社)に参加し、そこで協力的な経験をすることによって、他者を信頼する習慣を学び、一般的信頼が高まると考えられている。このような仮説の背景には、アソシエーションへの参加や信頼を「市民性」と捉えた Tocqueville (1835) や Almond and Verba (1963) の政治文化研究がもとにある。ここでいう市民性とは、公的問題に対し積極的に関わろうとする

態度のことをさす。Almond and Verba (1963) の政治文化研究では、市民的な政治文化が民主政治の安定に貢献すると考えられており、その市民的文化の一つに信頼が位置付けられた。Putnam はこうした政治文化論を引き継ぐ形で、一般的信頼、自発的なアソシエーションの参加、互酬性の規範をソーシャル・キャピタル（社会関係資本）と定義する。そして、市民性の醸成の場であるアソシエーションへの参加によって市民的価値としての一般的信頼が醸成され、それにより集合行為ジレンマが解決され、民主的なガバナンスが達成されることを論じている。つまり、Putnam による市民社会アプローチが想定している一般的信頼とは、計算ではなく道徳的価値としての信頼である。

市民社会アプローチによる制度アプローチへの批判

Putnam (1993) が集合行為ジレンマの解決策としてアソシエーションによる一般的信頼形成の有効性を論じる際に、その比較対象として批判しているのは、国家制度による監視や制裁という強制力をもちいた集合行為ジレンマの解決である。これはすなわち、「国家制度 = 第三者」による監視、制裁機能が提供する「保証」にもとづいた、計算的信頼による権力依存的な解決を意味する。Putnam は具体的に、制度による監視や制裁の執行には高いコストがかかること、また制度そのものが果たして信頼できるのか疑わしいことを問題にあげ、制度による集合行為ジレンマ解決の可能性を否定している。しかしこのような Putnam の制度アプローチの否定は、実は適切ではない。なぜなら、Putnam が批判した監視・制裁機能による集合行為ジレンマの解決は、制度論が提案する解決手段の一部にすぎないからである。制度には、計算的信頼を形成する監視・制裁機能だけでなく、道徳的信頼を形成する規範形成機能もあることが、近年、制度アプローチをとる研究者によって主張されている。

以下では制度アプローチにおける計算的信頼、道徳的信頼形成のプロセスを検討する。

2.2.4. 制度アプローチ

制度アプローチには、制度の監視・制裁機能が、計算的信頼を形成するプロセスを主張するアプローチと、制度の規範形成機能が道徳的信頼を形成するプロセスを主張するアプローチの2種類がある。本研究ではこれらをそれぞれ「合理的-制度アプローチ」、「規範的-制度アプローチ」とよぶことにする。どちらのアプローチにおいても、一般的信頼（計算的信頼と道徳的信頼のいずれか）を説明する要因は、人々の制度に対する信頼（制度信頼）¹⁰である。合理的-制度アプローチにおいては、監視・制裁に対する評価による制度信頼が計算的信頼を高めると考えるのに対し、規範的-制度アプローチでは、制度的規範の実践に対する評価による制度信頼が道徳的信頼を高めると考える。両アプローチの詳細はそれぞれ以下のとおりである。

合理的-制度アプローチにおける計算的信頼の形成

このアプローチは、合理的選択制度論¹¹の立場によるものである。信頼を計算的に定義する Hardin(1章参照)や彼と同様の立場をとる Levi(1998)は、国家制度がもつ機能のうち、人々の行為を監視し、違法者に制裁を与える機能が、一般的信頼を形成すると論じる。具体的には、警察や司法といった秩序維持制度による監視・制裁が効果的に機能していると信頼できるとき（監視・制裁に対する評価による制度信頼）、人々は合法的、協力的にふるまうと予想される。このとき他者一般を信頼する際に負うリスクは小さくなることが計算される。その結果、人々は合理的な選択として、他者一般を「計算的に」信頼することが可能となる。こうした制度による計算的信頼形成のモデルは、合理的選択モデルに依拠したわかりやすい説明ではあるが、上で述べた Putnam(1993)の批判のように、監視・制裁にかかるコストが大き

¹⁰ 制度信頼は、国家制度の機能や制度内部の職員に対する信頼である。日本語では同じ「信頼」がもちいられるが、英語表記は一般的信頼が「generalized trust」であるのに対し、制度信頼はしばしば「institutional confidence」がもちいられる。

¹¹ 制度論にはいくつかの流派がある。合理的選択制度論はその一つであり、合理的選択理論を採用した制度分析をおこなっている（Peters 2011）。

いことから、制度運営の効率性の問題が指摘されている。また既に述べたように、国家による監視・制裁という強制力にもとづく計算的信頼は権力依存的であり、非自律的であることから、自律性がもとめられる第二の社会においてはいくまう作用しない可能性がある。

規範的・制度アプローチにおける道徳的信頼の形成

他方、規範的・制度アプローチにおいては、合理的・制度アプローチによる計算的信頼形成のメカニズムほど明確な信頼形成の理論はこれまでに確立していないが、国家制度には道徳的信頼を高める効果もあることを、近年いくつかの先行研究が指摘している。これまで一般的信頼研究の多くは、一般的信頼における計算的信頼と道徳的信頼の要素を明確に区別していないため、以下に挙げる研究も必ずしも「道徳的信頼」とは特定せずに「一般的信頼」と国家制度の関係を議論しているが、その内容は明らかに一般的信頼の道徳的側面を扱っている。Freitag and Bühlmann (2009)によれば、国家制度は、監視・制裁という物理的誘因によって人々に信頼性¹²ある「ふるまい」を促すだけでなく、人々の「内発的な」信頼性を引き出す「規範形成機能」をもち、それにより人々の他者への信頼も高まるという(類似の主張はRothstein and Stolle (2002)にもみられる)。Offe (1999)によれば、規範形成機能とは次のような機能である。国家制度自身が政策や行政サービスのなかで、「公正さ」や「平等」といった誰もが納得する価値を制度の規範として体現していると人々が信頼するとき(制度的規範の実践に対する評価による制度信頼)、社会化によって人々もその規範を内面化する。このように国家制度によって実践される規範を本研究では「制度的規範」とよぶ。人々が制度的規範を内面化すると、人々自身もまた他者に対して公正に、あるいは平等に接するようになる。それと同時に、他者も自分と同様の価値を身に着けていると思うことができるという(Offe 1999)。そして Uslaner (2002)や Rothstein and Uslaner (2005)は、この「他者と基本的価値を共有して

¹²「信頼」と「信頼性」は意味が異なる概念である。「信頼」は信頼する側の特性である。それに対し「信頼性」とは、信頼される側の特性であり、「信頼に値する行動をとる傾向性」を表す(山岸, 1998)。

いるという信念」が、道徳的信頼の基盤となると論じている。制度的規範が道徳的信頼を高める効果については4章において詳細に検討する。

2.3. 市民社会アプローチと規範的・制度アプローチの比較

以上のように制度アプローチは、国家制度の監視・制裁機能により権力依存的な計算的信頼を形成するだけでなく、規範形成機能により自律的な道徳的信頼も形成し得ることを主張している。したがって、この規範形成機能に言及することなく、制度アプローチよりも市民社会アプローチの方が優れていると主張した Putnam (1993) の議論は、見直す必要がある。つまり、市民社会アプローチと制度アプローチの両方に道徳的信頼を形成する効果が期待されることから、この点について2つのアプローチの有効性を比較することを論点とすべきである。

表2-1は、ここまでで述べた市民社会アプローチと制度アプローチにおける信頼形成のプロセスとそれらの特徴についてまとめたものである。以下ではこれをもとに、道徳的信頼形成に関する市民社会アプローチ(表2-1,)と規範的・制度アプローチ(表2-1,)について、「信頼形成の自律性」、および「信頼形成プロセスの継続性と介入可能性」の点から検討する。

2.3.1. 信頼形成の自律性

市民社会アプローチ(表2-1,)と規範的・制度アプローチ(表2-1,)のどちらにもそれぞれ、以下のように規範を社会化(内面化)する段階がある。の市民社会アプローチでは、アソシエーションへの参加という個人の経験により、他者を信頼するという市民的価値を内面化し、道徳的信頼が形成される。これに対し、の規範的・制度アプローチでは、制度がまず制度的規範を実践する必要性があり、それを人々が評価し、内面化することが道徳的信頼の形成へとつながる。このとき市民社会アプローチとは対照的に、人々が内面化する規範は国家制度において発生するが、制度が公正さや平等という規範を実践し、人々の行動規範の模範となることは、監視・制裁機能

のように権力によって信頼形成を促すのとは異なり、人々の自律的な信頼形成に寄与している。このように社会化のプロセスにおいて規範の源泉が市民社会か国家制度かという違いはあるが、どちらも規範を内面化し、自律的な道徳的信頼を形成するという共通点がある。計算的信頼を形成するの合理的・制度アプローチが唯一、保証にもとづく権力依存的な信頼形成である。

社会学における個人化論やリスク社会論は、第二の近代においては人々が直面するリスクが計算不可能なもの、制御不能なものに変質してきていることから、リスク対処を国家にもとめることが難しくなり、個人が様々な選択を自律的に行う必要があることを主張している（三上 2008）。こうした時代分析が正しいとすれば、個人化の進んだ第二の近代においては、市民社会アプローチと規範的・制度アプローチは有効なアプローチであると期待される一方で、合理的・制度アプローチはうまく働かないと考えられる。

表 2-1 市民社会アプローチと制度アプローチにおける信頼形成のプロセス

	市民社会アプロ チ	規範的・制度アプロ ーチ	合理的・制度アプロ ーチ
信頼形成のプロセス			
社会・国レ ベル要因	市民的文化	制度の質 (制度的規範の実践)	制度の質 (監視・制裁)
	↓	↓	↓
個人レベル 要因	アソシエーション への参加	制度信頼	制度信頼
	↓	↓	↓
外的な規 範，保証の 利用	一般的互酬性規範の 内面化	制度的規範の内面化	他者の協力的行為に 対する保証の獲得
	↓	↓	↓
信頼の 内的基盤	「他者を信頼すべき」 という市民的価値の 獲得	他者との基本的価値 の共有(信念) ↓ 「他者を信頼すべき」 という道徳的価値の 獲得	他者を信頼すること は合理的と計算
	↓	↓	↓
発動される 一般的信頼 のタイプ	道徳的信頼	道徳的信頼	計算的信頼
一般的信頼 形成の 自律性/ 権力依存性	自律的 (市民的価値の内面 化による一般的信頼 形成)	自律的 (制度的規範の内面 化による信頼形成)	権力依存的 (権力による保証に 依存した非自律的な 信頼形成)
プロセスの 継続性	市民的文化は継続 (経路依存性)	制度の質，制度信頼は 変化可能	制度の質，制度信頼は 変化可能
介入可能性	介入は困難	介入は可能	介入は可能

2.3.2. 信頼形成プロセスの継続性と介入可能性

次に表 2-1 をもとに， の市民社会アプローチと の規範的・制度アプローチにおける信頼形成のプロセスの継続性および介入可能性を検討する．

市民社会アプローチにおける市民的文化の継続性と介入可能性

まず，表 2-1 に示したとおり，市民社会アプローチにおける信頼形成プロセスの起源は，他者への信頼を市民的価値とする文化であり，Putnam（1993）によれば，この市民的文化は，時間を超えて継承され，持続する．その理由は以下に述べるように，他者を信頼する市民的美徳の基礎に「一般的互酬性の規範」があることによって説明される．一般的互酬性の規範とは，自分が他者を助けるときに，その相手から直接お返しされることは期待せず，いずれ誰かがお返しをしてくれることを期待して他者を助ける，という規範である．この規範は，一見利他的に思われるが，実は合理的でもある規範である．Taylor（1982）によれば，一般的互酬性の規範は，短期的利他主義と長期的自己利益の組み合わせである．今見返りを求めずに他者を助けることは，短期的には利他的な行為だが，そのことが将来自分の利益となって返ってくるならば，長期的には合理的な行為である，という考え方である．このような一般的互酬性のことを，Tocqueville（1835）は「正しく理解された自己利益」とよんだ．こうした一般的互酬性の規範を内面化した人は，他者一般を信頼することは長期的には合理的と考え，しかし短期的には利他的に，すなわち道徳的に他者を信頼する．そして一般的互酬性の規範は，自発的なアソシエーションにおける他者との相互作用のなかで人々に内面化され，市民的価値として人々は他者を信頼するのである．

ではなぜ短期的利益を犠牲にして長期的合理性を目指すことが，規範として定着するのだろうか．Putnam（1993）はこれを進化論的に説明する．長期的に合理的であることを目的とすれば，短期的に利他的にふるまうことは最適な戦略となることから，それが規範として自己強化され，社会において均衡するという説明である．この社会的均衡がすなわち，文化として社会に定着することを意味する．つまり，かつて市民的文化が発達したところでは，

現在もその文化が受け継がれ、市民的価値として他者を信頼する習慣が継承されるのである。こうした説明にもとづく市民社会アプローチは、集合行為ジレンマの解決のプロセスが経路依存的、すなわちジレンマを解決できるかどうかは、その地域に市民的な文化があるかどうかによって依存することを前提としている。

このように経路依存性を前提とすることは、信頼形成および集合行為ジレンマ解決に対する政策的介入の可能性を否定する。なぜなら、歴史をさかのぼることはできないし、文化を変えることは極めて難しいからである。イギリスやアメリカなどのかつて市民的積極参加の文化が栄えた地域では、現在、将来へとそれが継承され、道徳的信頼による集合行為ジレンマの解決が期待できる。しかし市民的文化が根付かなかった地域では、これからも道徳的信頼は形成されず、集合行為ジレンマの解決は期待できない。そして政策的にも対処することが難しい。以上から、市民社会アプローチは経路依存性を前提とするために政策的介入が非常に困難である点を、短所としてあげることができる。

規範的・制度アプローチにおける制度的体質の継続性と介入可能性

一方、表 2-1 に示したとおり、規範的・制度アプローチにおける信頼形成プロセスの起源は、制度的規範の実践に関する制度の質（quality of institution, Freitag and Bühlmann 2009, Nannestad 2008）である。政策やサービスにおいて制度的規範（公正さや平等など）が実践されていると人々が評価するとき、その規範は人々に内面化され、道徳的信頼の形成へとつながる。もちろん、制度的規範を人々が内面化するといったメカニズムは、北欧型の福祉国家型社会をモデルとしており、これがどのような社会においても適用されるかどうかについては、一定の注意が必要である。とはいえ、制度的規範は、市民社会アプローチの一般的互酬性の規範のように長期的合理性にもとづく均衡の論理を必要としない。歴史的制度論において議論されるように、制度は過去に選択した政策をある程度継承する性質があるが、政策選択に対するフィードバックによって進化していくことが可能である（Peters 2011）。したがって、制度的規範は選択することが可能である。ま

た規範的・制度アプローチの主要論者の一人である Rothstein (2000) によれば、人々が制度を信頼するのは、おそらく現在の制度そのものに対する評価ではなく、制度の運営に関する「集合的記憶」による評価である。そして集合的記憶は、文化や歴史によって経路依存的にきまるものではなく、政治的な力の導入によって戦略的に変化させることができるものであると Rothstein は論じている。以上の議論から、規範的・制度アプローチは、制度的規範および制度への信頼を変化させることが可能であり、政策的介入が可能なアプローチであるといえるだろう。

2.3.3. 規範的・制度アプローチの理論的有效性

以上を整理すると、「信頼形成の自律性」の点では、市民社会アプローチも規範的・制度アプローチはともに、自律的な道徳的信頼の形成が可能であり、人々に自律的選択をもとめる第二の近代において、有効な信頼形成のアプローチである。一方、「信頼形成プロセスの継続性と介入可能性」の点では、市民社会アプローチは、経路依存的で政策的介入が難しく、市民的文化を蓄積していない地域では効果的に作用しない可能性が高い。このことはこれから民主化に向かおうとする発展途上の国々や、より高い水準の民主的成熟を目指す先進諸国においても、市民的文化の弱い地域では、道徳的信頼の形成が期待できないことを意味する。一方、規範的・制度アプローチは、政策的介入によって制度的規範および制度信頼を意図的に改善することが可能なため、制度が人々の模範となるように制度的規範を実践することが出来れば、歴史的経路に依存することなく、普遍的に道徳的信頼を形成することが可能である。よって、市民的文化を蓄積していない社会においても、規範的・制度アプローチによる道徳的信頼形成を期待することができるだろう。そして、第1章で論じた第一の近代から第二の近代への移行に伴う一般的信頼の変質、すなわち道徳的信頼の重要性の増大を前提とするならば、「第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たす」と考えられる。これを本研究の理論的仮説とする。

2.4. まとめ

本章では、ソーシャル・キャピタル研究において一般的信頼の規定構造に関する主要な対立アプローチとされてきた市民社会アプローチと制度アプローチについて、道徳的信頼と計算的信頼の2側面に着目することにより再検討を行った。まず両アプローチの信頼形成における保証と規範の必要性に着目することで、市民社会アプローチは道徳的信頼を形成する一方で、制度には監視・制裁機能により計算的信頼を形成する合理的アプローチだけでなく、規範形成機能により道徳的信頼を形成する規範的アプローチもあることを指摘した。これにより、市民社会アプローチの道徳的信頼形成と制度アプローチの計算的信頼形成とみられてきた従来の対立構造を捉え直し、市民社会アプローチと規範的・制度アプローチの双方により道徳的信頼を形成することが可能であることを明らかにした。その上で、信頼形成の自律性と政策的介入可能性の点から両アプローチを検討した結果、規範的・制度アプローチを道徳的信頼形成のための理論的な柱と位置付けることが有効であることを示した。これにより、「第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たす」ことを本研究の理論的仮説として導出した。

2.5. 本研究の理論的仮説と3章、4章における実証分析の対応

以上により導出した本研究の理論的仮説を、3章と4章で実証的に検討する。本研究の理論的仮説を検証するための最も望ましいデータの形は、(1)第二の近代とそれ以前の社会の違いをみるために、近代化度の異なる多数の国を含む大規模国際データであること(2)道徳的信頼を測定していること、(3)(制度的規範に対する評価としての)制度信頼を測定していることを満たすデータである。この3条件が揃うことで、制度信頼が道徳的信頼を高める効果を、第二の近代に位置する国々と、それより近代化度が低い社会とで比較することが可能である。しかし、現実にはこれら3条件をすべてそろえ

たデータは現在のところ存在しない。なぜなら、これまで一般的信頼の実証研究においては、計算的信頼と道徳的信頼を区別する重要性が意識されてこなかったために、既存の大規模国際データにおいては、一般的信頼のみが測定されており、道徳的信頼は測定されていない。また制度信頼についても、大規模国際データにおいては制度的規範に対する評価に特化した測定は行われておらず、政府や議会など国家制度に対する漠然とした制度信頼（「あなたは、以下の制度をどの程度信頼していますか」などの質問文で測定）を含むのみである。したがって、大規模国際データは近代化度の異なる国々を比較分析することが可能な反面、上記のような問題がある。こうしたデータの制約があるため、本研究は大規模国際データと、独自に設計・実施した日本国内データを補完的に分析するという2段階の方法をとる。

まず第1段階として3章では、大規模国際データをもちい、国々を「伝統社会」、「第一の近代」、「第二の近代」の3つの社会に分類し、一般的信頼に対する（制度的規範に対する評価に限定されない）制度信頼の影響力を3社会に対して検証する。なお制度信頼の影響力は、対立する規定要因であるアソシエーション参加の影響力との比較でみる。

本章で述べたように、制度信頼が一般的信頼を高めるメカニズムには、監視・制裁に対する評価による制度信頼が計算的信頼を高めるメカニズム（合理的・制度アプローチ）と、制度的規範に対する評価による制度信頼が道徳的信頼を高めるメカニズム（規範的・制度アプローチ）があるが（表2-1参照）、第二の近代においては、前者のメカニズムがうまく働かないことが予想される。そのため、もしも第二の近代に分類される国々において、第一の近代と同等に強い制度信頼の一般的信頼への影響が確認されるとすれば、その効果は、規範的・制度アプローチが想定する「制度的規範に対する評価による制度信頼が道徳的信頼を高める効果」であることが示唆される。このようにして、第二の近代において制度的規範に対する評価による制度信頼が道徳的信頼を高めていることを間接的に実証する。

ただし、やはり道徳的信頼と制度的規範に対する評価としての制度信頼が直接測定できていないという不十分な点が残るため、第2段階として4章では、3章の分析を補完する分析をおこなう。第二の近代に位置する国の一つ

である日本国内において、新たに尺度構成した道徳的信頼、および、制度的規範に対する評価としての制度信頼を含む調査を実施し、そのデータの分析により、制度的規範に対する評価としての制度信頼が道徳的信頼を高める効果を直接的に検証することとする。

第 3 章

一般的信頼のマルチレベル規定構造 に対する価値変化の影響

3.1. 本章の目的

これまでの章で、本研究が扱う問題について論じた。1章では、社会学と政治学における信頼論を整理し、社会が第一の近代から第二の近代へと移行するに従って、一般的信頼の2側面のうち、「計算を超えた信頼」である道徳的信頼の重要性が増していることを理論的に明らかにした。2章では、一般的信頼の規定構造を計算的信頼と道徳的信頼の2側面に着目することによって検討しなおした結果、「市民社会は道徳的信頼を形成し、国家制度は計算的信頼を形成する」という従来の見方は適切ではなく、制度には道徳的信頼を形成する機能もあることを指摘した。その上で、「第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たす」ことを理論的仮説として導出した。

本章および次章では、この理論的仮説を実証的に検討していく。まず本章では、市民社会アプローチと制度アプローチによる一般的信頼形成効果を、大規模国際データをもちいて検証する。国々を「伝統社会」、「第一の近代」、「第二の近代」の3つの社会に分類し、一般的信頼に対する（アソシエーション参加と比べた）制度信頼の影響力を3社会に対して検証する。その結果から、第二の近代において制度信頼が道徳的信頼を高めていることを間接的に検証する。

3.2. 方法

3.2.1. 各アプローチにおける一般的信頼形成のモデル

市民社会アプローチと制度アプローチにおける一般的信頼形成のプロセスについては前章で述べたが、本研究ではそれらのプロセスのうち個人の行為レベルの規定構造を検証する。つまり、市民社会アプローチにおいては、アソシエーションへの参加が一般的信頼を高める効果、制度アプローチにおいては、人々の制度への信頼が一般的信頼を高める効果を検証する。また、前章までで、一般的信頼における計算的信頼と道徳的信頼の2側面に言及し

てきたが、本章ではデータの制約から一般的信頼を従属変数と、これに対するアソシエーション参加と制度信頼の効果を検証する。

3.2.2. 社会の近代化度の規定

本章の目的は、人々の自律性が重視される第二の近代における一般的信頼の形成において、制度信頼がアソシエーション参加と比べて同等またはそれ以上の役割を果たしていることを明らかにすることである。これを検証するためには、アソシエーション参加と制度信頼の一般的信頼への影響力のバランスについて、第二の近代のみを対象に検証するのは不十分であり、それ以前の社会と比較してどのように変化するかを明らかにする必要がある。ただし個人化論では、第二の近代とそれ以前の社会（第一の近代、伝統社会）の差異を規定する明確な基準は示されていない。そこで本研究では、社会の近代化度をあらわすものとして、Inglehart and Welzel (2005) が論じる「社会の価値体系」に着目する。Inglehart らは社会の近代化を、産業構造の転換による社会の価値体系の変化として論じている。彼らの理論の詳細は後に述べるが、概要としては、前工業社会、工業社会、ポスト工業社会の3社会を価値体系によって特徴づけている。特に、工業社会からポスト工業社会へ移行する際、人々の「自己表現価値」が高まり、人々は様々な場面で自律的に行為を選択するようになることを論じている。このポスト工業社会を特徴づける自己表現価値によって促進される「自律性」とはまさに、個人化論における個人化の進んだ第二の近代における「自律性」とほぼ同義である¹³。したがって Inglehart and Welzel (2005) が論じる「ポスト工業社会」とはまさに、個人化論の「第二の近代」に概ね対応すると仮定することができる。本研究ではこの仮定のもと、Inglehart and Welzel (2005)の価値変化論に依拠し、価値体系の異なる前工業社会、工業社会、ポスト工業社会の3つの社

¹³ Inglehart and Welzel (2005)自身も、ポスト工業社会における自己表現価値について議論する際に、Beck and Beck(2002)の個人化論にたびたび言及している。

会¹⁴における一般的信頼の規定構造の差異を検討することとする。本章における主要な目的は工業社会からポスト工業社会へ移行する際の価値の自律化が一般的信頼の規定構造におよぼす影響をみることだが、前工業社会から工業社会へと移行する際の価値の合理化もまた、一般的信頼の形成に対する制度の寄与に影響することが予想されることから、前工業社会も含めた 3 社会を分析の対象とする。

3.2.3. 一般的信頼のマルチレベル規定構造

本研究では一般的信頼に対する制度信頼とアソシエーション参加の 2 要因の効果を適切に評価するため、個人、国の 2 レベルを分析単位とするマルチレベル分析をもちいる。同 2 要因をもちいた一般的信頼の規定構造の実証研究として、以前は個人レベルのみ、または国レベルのみを扱った研究が行われていたが、それらはいずれも個人レベルの一般的信頼に対する国レベル要因の影響を分析できないことから、近年、マルチレベル分析をもちいて、個人レベルの一般的信頼に対する個人レベル要因の影響とともに国レベル要因の影響を同時に検討する研究が進められている (Freitag and Bühlmann 2009, Herreros and Criado 2008, Paxton 2007)。一般に個人の意識や行動は、個人の特性だけでなく、属している集団の特性からも影響を受けることから、たくさんの国の人々を対象として分析する際には、個人レベル要因とともに国レベル要因を同時に扱うマルチレベル分析を行う必要がある。本研究は社会の価値変化というマクロな現象が一般的信頼の規定構造に及ぼす影響を検討するため、分析には多国データをもちいる。したがってマルチレベル分析を行うのが適切である。くわえて、制度信頼、アソシエーション参加はどちらも、個人としての差だけでなく、国ごとにも特徴が表れる変数である。したがって両レベルの影響を同時に分析することで、2 要因がそれぞれ個人レベルのみで効果をもつのか、それとも個人レベルだけでなく国レベルでも効果をもち、より頑健性の高い影響力を示すのかを、社

¹⁴ これら 3 社会は、3.3.節以降では、価値体系そのものの差を表す用語に読み替えられる。

会間で比較することができる。それによって一般的信頼の規定構造の社会間の差異がより明確になるだろう。よって本研究では、一般的信頼のマルチレベル規定構造の分析を行うこととする。

3.3. 仮説

本節ではまず Inglehart and Welzel (2005) の価値変化論を概説し、それをもとに、社会の価値変化によって2要因の一般的信頼規定力がどのように変化するかについて仮説を導出する。

3.3.1. Inglehart and Welzel (2005) による価値変化論の概要

Inglehart and Welzel (2005: chapter 1) は社会が工業化、ポスト工業化する各段階で、以下の様に価値の変化とそれによる権威の変質が起きると論じている。

社会の工業化と権威の世俗化：世俗化論

まず工業化の段階、すなわち農業中心の前工業社会から工業社会へと移行すると、経済的水準が向上し人々の生存に対する安心感が高まることから、社会の価値は神や宗教的信仰を重視する「伝統的価値」から「世俗的・合理的価値」へと変化する。それにより権威が世俗化し、神や宗教に代わり合理的な官僚機構と法制度を確立した国家が人々の行為選択に対し影響力を強める (Inglehart 1997: chapter 3 も参照)。この議論を本研究では「世俗化論」とよぶ。

社会のポスト工業化と権威の内面化：自律化論

次にポスト工業化の段階では、工業化の際とは異なるもう一つの次元で価値が変化する。工業社会からサービス業中心のポスト工業社会へと移行するとさらに経済的水準は向上し、生存に対する安心は十分に高いレベルに達し、生存は人々にとって当たり前となることから、社会の価値は「生存的価値」

から「自己表現価値」へと変化する。その結果、外的な世俗的権威（国家の権威）は弱まり、権威は人々の中に内面化され、人々は様々な場面で自律的に行為を選択するようになる。この議論を本研究では「自律化論」とよぶ。

以上を整理すると、図 3-1 のように、前工業社会は伝統的価値の強い社会、工業社会は世俗的・合理的価値が強く、かつ生存的価値の強い社会、ポスト工業社会は世俗的・合理的価値が強く、かつ自己表現価値の強い社会である。ここまでは、Inglehart & Welzel(2005)などが価値体系の変化が産業化の進展と共に起こることを論じたことに合わせて「前工業社会」「工業社会」「ポスト工業社会」等と書いてきたが、本論文の以下の議論では、社会が価値の体系そのものによって特徴づけられることを強調するために、図 3-1 に記入した「伝統社会」「世俗化社会」「自律化社会」との呼称を用いる。なお個人化論の用語との対応としては、「世俗化社会」は「第一の近代」、自律化社会は「第二の近代」と対応するものとする。

そして、上記の世俗化論、自律化論にもとづくと、工業化の際の世俗的・合理的価値の高まり、およびポスト工業化の際の自己表現価値の高まりにより、一般的信頼の規定構造に対し変化が起きることが予想される。その具体的な内容を、工業化による変化（伝統社会から世俗化社会にかけての変化）と、ポスト工業化による変化（世俗化社会から自律化社会にかけての変化）に分けて、以下の節で説明する。

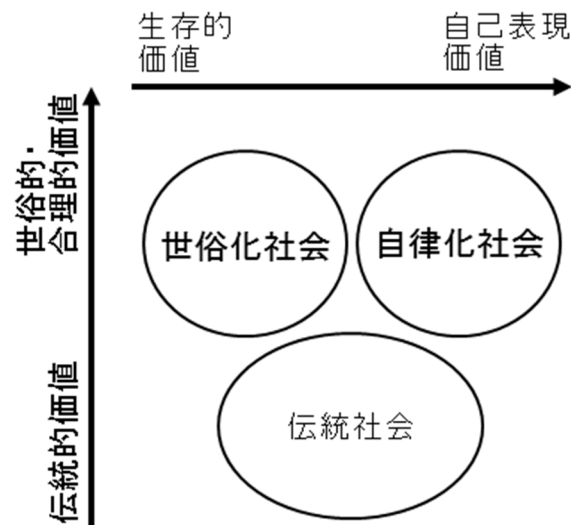


図 3-1 価値の特徴に基づく3社会への分類

3.3.2. 工業化による世俗的・合理的価値の高まりと一般的信頼の規定構造の変化

制度信頼の一般的信頼に対する影響力の変化

まず世俗化論にもとづくと、社会が工業化する際には、価値変化によって以下の様に国家制度を信頼する基準が変化し、制度信頼の一般的信頼への影響が強まると予想される。伝統社会では伝統的価値が強いため宗教と国家の関係が密接であり、制度信頼は「国家に対する宗教的支持」といった意味が強く、制度アプローチが想定している基準では制度を評価しないため、一般的信頼には結びつきにくい。これに対し世俗化社会では世俗的・合理的価値が強まるため、制度信頼は「国家制度が機能していることへの世俗的で合理的な評価」を意味するようになり、制度アプローチが想定するプロセスによって一般的信頼を高めると予想される。また世俗化論は工業化の際の権威の世俗化により人々の行為選択に対する合理的な法制度の影響力が高まることを論じているが、このことは2章で述べた制度の監視・制裁機能による強制力の向上を意味する。したがってこの点からも、制度信頼の一般的信頼への寄与が強まると考えられる。

アソシエーション参加の一般的信頼に対する影響力の変化

一方、アソシエーション参加が一般的信頼を高める効果は、以下の理由から、社会が工業化する際に強まることは考えにくい。アソシエーション参加が一般的信頼を高めるには、参加組織において多様な他者との交流があることが条件とされる（Putnam 2000）。これに対し伝統社会では、人々の関係は伝統的な地縁ネットワークのなかで作られるため、アソシエーションにおける人間関係は閉鎖的であり、一般的信頼を高めにくい。一方世俗的・合理的価値の高まる世俗化社会では、地縁を基盤とする人間関係は弱まる。しかし Inglehart and Welzel (2005) によれば、世俗化社会の生存に対する安心のレベルは十分には高まっていないため、人々が他者との関係を選択する自由度は低く、人々の社会関係は依然として固定的である。したがってアソシエーションの成員の多様性は依然として低く、一般的信頼を高める効果が伝統社会と比べて強まることはなさそうに思われる。

以上から、伝統社会と世俗化社会における、一般的信頼に対する制度信頼とアソシエーション参加の影響力のバランスの変化について、以下の仮説1が導かれる。

仮説1. アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは、伝統社会よりも世俗化社会において大きくなる。

3.3.3. ポスト工業化による自己表現価値の高まりと一般的信頼の規定構造の変化

制度信頼の一般的信頼に対する影響力の変化

次に自律化論によれば、ポスト工業化により生存的価値に代わり自己表現価値が高まると、人々の選択に国家が権威として及ぼす影響力は弱まるという。ただし、このとき自律化論がいう国家の権威の源泉とは、工業化の際に高まった「合理的価値」にもとづく合理的な官僚組織や法制度のことを指している。2章で述べたように、制度の機能は、監視や制裁のような合理的価

値にもとづくものだけではない。制度には人々の規範形成を促す機能があり、制度自身が制度的規範を実践することによってその規範が社会化され、人々の自律的な一般的信頼の形成に寄与することが期待できる。したがって、合理性を重視する世俗化社会と比べて、自律性を重視する自律化社会においては、法制度など制度の合理的機能による計算的信頼形成効果は弱まったとしても、その一方で規範形成機能による道徳的信頼形成効果は強まると考えられる。したがって、制度の一般的信頼への寄与は自律化社会においても少なくとも絶対的な水準としては世俗化社会と同程度に維持されるだろう。

アソシエーション参加の一般的信頼に対する影響力の変化

一方、アソシエーション参加の効果は、ポスト工業化によって強まると考えられる。自律化論によれば、ポスト工業化により自己表現価値が高まると、人々は社会関係の選択においても自律的になり、世俗化社会以前の固定的な人間関係から解放され、幅広い多様な他者と関係を築くようになる。したがって自律化社会では世俗化社会と比べてアソシエーションへの参加は自律性の高い選択となり、より多様な他者との交流が可能となる。その結果、アソシエーションで経験した他者への信頼を市民的価値として身に付け、アソシエーションの外の他者への態度として一般化しやすくなり、一般的信頼を高める効果は強まると予想される。

以上から、世俗化社会において高まった制度の一般的信頼規定効果は自律化社会においても少なくとも同程度に維持される一方で、世俗化社会において弱いと思われるアソシエーション参加の効果は自律化社会において強まり、2要因がともに一般的信頼に対し効果的に寄与する構造が予想される。ただし、2-3-2節で論じた市民社会アプローチにおける経路依存性を前提とすると、アソシエーション参加の効果が直ちに制度信頼の効果を上回るような劇的な変化は想定しがたい。したがって、以下の仮説2が導かれる。

仮説 2. 自律化社会では、(a)アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは世俗化社会よりは小さくなるもの

の、(b)制度信頼はアソシエーション参加と同等以上に一般的信頼を高める。

3.4. データおよび分析方法の概要

以上の仮説を個人・国の2レベルで検証するため、伝統社会、世俗化社会、自律化社会における制度信頼とアソシエーション参加の個人・国レベルの一般的信頼規定力を明らかにする。その結果から工業化、ポスト工業化による社会の価値変化により、一般的信頼への2要因の影響力がどう変化するかを検討する。またそれに先立ち、社会の価値変化が2要因それぞれの内的構造に影響する可能性を考慮し、3社会における2要因の構造の違いを検討する。

データには、世界価値観調査と欧州価値観調査¹⁵の1981-2009年の統合データ（ケース数：355,298、のべ調査国数：261）¹⁶から本研究の分析に対する有効ケースを取り出してもちいる。一つの国で異なる年に複数回調査が行われている場合は、異なる国としてカウントした。

分析の手順として、国々を伝統社会、世俗化社会、自律化社会の3社会に分類した上で、それぞれのデータに対し以下の分析を行う。まず独立変数である制度信頼、アソシエーション参加の内的構造の検討として、マルチレベル因子分析により個人・国レベル因子構造を明らかにする。次にそれらの個

¹⁵ 欧州価値観調査は1981年に北米と欧州の計16カ国で開始された国際比較調査で、以降約9年間隔で最新の2008年調査（47カ国）まで4回実施されている。世界価値観調査は、欧州価値観調査の一部として（参加国間でのデータ交換の合意の下に）1981年よりミシガン大学社会調査研究所のRonald Inglehartが中心となって進めてきた国際的な社会調査プロジェクトである。概ね5年ごとに実施されており、ほぼ共通の調査フォーマットをもちいて、これまでに100か国以上で行われている。両調査ともランダム・サンプリングに基づく面接調査により開始されたが、その後の調査では調査法やサンプリング方法は一定ではない。調査の内容は、民主主義や男女平等に対する態度、外国人や少数民族に対する寛容性、宗教意識、環境や家族、政治に対する態度、国家アイデンティティ、文化、多様性、不安、主観的幸福など、非常に広範囲にわたる。調査データはウェブ上で公開されており、研究者だけでなく政策決定者にも広く利用されている（European Values Study 2015；World Values Survey 2016）。

¹⁶ 統合データセット“wvsevs_1981_2009.sav”（SPSS）は、<http://www.jdsurvey.net/jds/jdsurveyActualidad.jsp?Idioma=I&SeccionText=0405&NOID=101>から入手した（最終確認2015年8月17日）。

人・国レベル因子の因子得点をそれぞれ個人・国レベルの独立変数とし，一般的信頼（2 値項目）を従属変数とするマルチレベル・ロジスティック回帰分析を行う．マルチレベル分析はすべて Mplus6.12（Muthén and Muthén 2010）を使用した．

3.5. 国々の 3 社会分類

3.5.1. Inglehart and Welzel (2005) の価値空間

本節では国々を伝統社会，世俗化社会，自律化社会の 3 社会に分類する．Inglehart and Welzel (2005: chapter 2) は世界価値観調査の国レベルデータをもちいて「伝統的価値 対 世俗的・合理的価値」（工業化の際の価値変化の次元）と「生存的価値 対 自己表現価値」（ポスト工業化の際の価値変化の次元）の 2 つの価値次元のスコアを算出し，前者を縦軸（高いほど世俗的・合理的価値が強い），後者を横軸（高いほど自己表現価値が強い）とする価値空間上に各国の価値の位置を示し，「カルチュラル・マップ」としている．ただしそのマップ上で国々は伝統社会，世俗化社会，自律化社会に分類されてはいない．そこで本研究では同様のマップを再現した上で，国々を価値空間上の近さから 3 社会に分類する．

3.5.2. 2 つの価値次元をもちいた国々の 3 社会分類

まず Inglehart and Welzel (2005) の方法にならい，「伝統的価値 対 世俗的・合理的価値」と「生存的価値 対 自己表現価値」の各価値次元のスコアを，必要項目を調査している 220 国について算出した¹⁷．次にこれらのス

¹⁷ Inglehart and Welzel (2005: 49) は，10 個の価値項目の国平均の因子分析による 2 因子の因子得点を 2 つの価値次元のスコアとしている．本稿でも同様の 10 項目をもちいて因子分析を行った．ただし Inglehart らは因子分析の詳細な手続きについては述べていない．そこで本研究では最尤法，オブリミン回転による因子分析を行った．因子の固有値の減衰状況（第 1 因子から順に .4.658，

コアをもちい、k-means 法による非階層的クラスター分析により 220 国を 3 クラスターに分類した。その結果、国々は概ね 伝統的価値の強いグループ (78 国)、世俗的・合理的価値が強く、かつ生存的価値の強いグループ (63 国)、世俗的・合理的価値が強く、かつ自己表現価値の強いグループ (79 国) に分類された。これらは 2.1 節で述べた Inglehart and Welzel (2005) が論じる 3 社会の特徴と対応することから、を「伝統社会」、を「世俗化社会」、を「自律化社会」として扱うこととした。

これら 3 社会合計 220 国のうち、本研究で一般的信頼の規定構造の分析にもちいる項目 (一般的信頼、制度信頼 7 項目、アソシエーション参加 8 項目、年齢、性別、教育) をすべて調査している 94 国の、すべての変数について欠測のないケースを分析対象とする¹⁸。3 社会ごとの分析ケース数は、個人レベルを n 、国レベルを m とすると、伝統社会が $n=34,882$ 、 $m=33$ 国、世俗化社会が $n=29,183$ 、 $m=30$ 国、自律化社会が $n=28,599$ 、 $m=31$ 国である。各社会に属する国々の内容とそれらの価値空間上の位置は図 3-2 のとおりである¹⁹。

3.6. 制度信頼とアソシエーション参加のマルチレベル因子分析

3.6.1. 分析の方法

本節では 3 社会における制度信頼、アソシエーション参加の内的構造を検

2.324, 0.731, 0.555, 0.497, 0.405, 0.299, 0.282, 0.155, 0.093) から、固有値の減衰度が緩やかになる一つ前の因子、すなわち第 2 因子までを採用することが妥当と判断された (こうした因子数選択法はスクリー基準とよばれる)。以上により得られた 2 因子の因子得点を、2 つの価値次元のスコアとして算出した。

¹⁸ このときアルメニア (1997) のデータを次の理由から分析対象から除いた。アソシエーションへの参加率が何らかの理由により 8 項目すべて 100% に近く、他の国々と比べても異常に高い値であったため、同国を外れ値として分析から除くのが妥当と判断した。

¹⁹ 3 社会への分類が、客観的な近代化・脱近代化指標とどの程度関連するかの検討も行い、概ね妥当な関連が得られた。検討の結果は章末付録 1 を参照のこと。

討する．先行研究にならい，制度信頼とアソシエーション参加の変数には複数項目による尺度をもちいる．本研究では個人，国の2レベルの効果を扱うため，マルチレベル因子分析（Muthén 1994）により，2要因それぞれについて個人，国レベルの因子構造を明らかにし，レベルごとに因子の内容を特定する．

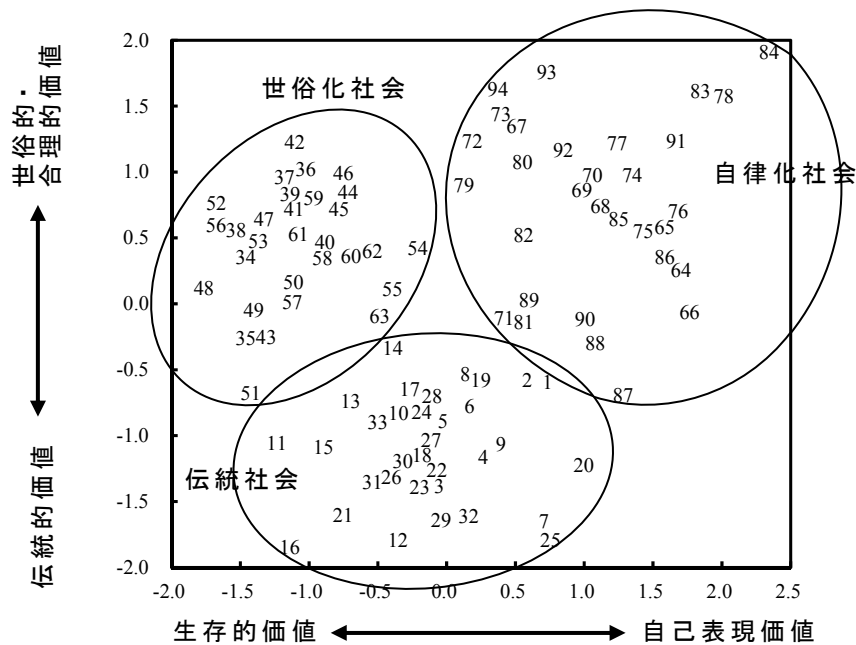


図 3-2 価値空間における3社会の国々の位置

注) 空間上の数字が表す国・調査年は以下のとおりである．

伝統社会		世俗化社会		自律化社会	
1 アルゼンチン95	18 マリ'07	34 アルバニア98	51 ルーマニア05	64 オーストラリア95	81 スペイン95
2 アルゼンチン06	19 メキシコ96	35 アゼルバイジャン97	52 ロシア95	65 オーストラリア05	82 スペイン07
3 ブラジル97	20 メキシコ05	36 ブルガリア97	53 ロシア06	66 カナダ06	83 スウェーデン96
4 ブラジル06	21 ナイジェリア95	37 ブルガリア06	54 スロバキア98	67 チェコ98	84 スウェーデン06
5 チリ'96	22 ベル'96	38 ベラルーシ96	55 ベトナム06	68 フィンランド96	85 スイス96
6 チリ'06	23 フィリピン96	39 中国'07	56 ウクライナ96	69 フィンランド05	86 イギリス05
7 コロンビア05	24 ポーランド05	40 台湾'94	57 ウクライナ06	70 フランス06	87 アメリカ95
8 キプロス06	25 プエルトリコ95	41 台湾'06	58 マケドニア98	71 イタリア05	88 アメリカ06
9 ドミニカ96	26 南アフリカ96	42 エストニア96	59 セルビア96	72 日本'95	89 ウルグアイ96
10 エチオピア07	27 南アフリカ06	43 グルジア96	60 セルビア06	73 日本'05	90 ウルグアイ06
11 グルジア09	28 タイ'07	44 ハンガリー98	61 モンテネグロ96	74 オランダ'06	91 西ドイツ97
12 ガーナ07	29 トリニダード	45 韓国'05	62 スルボスガ98	75 ニュージーランド98	92 西ドイツ06
13 インド95	30 トバゴ06	46 ラトビア96	63 ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦98	76 ニュージーランド04	93 東ドイツ97
14 インド06	31 トルゴ07	47 リトアニア97		77 ノルウェー96	94 東ドイツ06
15 インドネシア06	32 ブルキナファソ07	48 モルドバ96		78 ノルウェー07	
16 ヨルダン07	33 ペネズエラ96	49 モルドバ06		79 スロベニア95	
17 マレーシア06	33 ザンビア07	50 ルーマニア98		80 スロベニア05	

マルチレベル因子分析の概要

個人、国の2水準データによるマルチレベルモデル一般において、ある国のある個人の意識や行動の程度は、「国ごとに異なる切片（国平均）」と「切片からの個人偏差」に分解され、これらはそれぞれ、「各国の国民に平均的に期待される水準」と「（各国の国民に平均的に期待される水準からの）個人差」に言い換えられる。マルチレベル因子分析では、それらの切片と個人偏差それぞれについて複数項目の相関構造を分析している。

分析の結果得られるマルチレベル因子構造は、個人、国のレベル間で必ずしも同一構造とは限らず、レベル間で異なる構成概念が定義されうる。一般に意識や行動のマルチレベル因子分析で個人・国レベル間にどのような構成概念の意味の違いがあるかを説明する理論は確立していないが、少なくとも探索的な分析によりレベル間に因子構造の違いが観察された場合、構成概念の意味の違いを考慮すべきと考えられている（Van de Vijver et al. 2008）。

マルチレベル因子分析の意義

したがって、制度信頼とアソシエーション参加それぞれの内的構造を分析し、個人・国レベル間で構造に違いがある場合には、異なる意味をもつ構成概念として、それぞれ一般的信頼への効果を検証することによって、制度信頼とアソシエーション参加の一般的信頼に対する個人・国レベル効果をより精緻にモデル化することができる。しかし先行研究における一般的信頼のマルチレベル規定構造では、制度信頼、アソシエーション参加に対し、個人・国レベル間で同一の構造が前提とされたり（Paxton 2007）、そもそも個人レベルと同様の項目による国レベルの構成概念の定義がされなかったり（Freitag and Bühlmann 2009, Herreros and Criado 2008）と、個人レベルと国レベルの構造の違いに関心がはらわれておらず、マルチレベルモデルの精緻化が不十分であった。これに対し本研究ではマルチレベル因子分析をおこなうことで、一般的信頼の規定構造モデルの精緻化を目指す。

マルチレベル因子分析の手順

マルチレベル因子分析の手順については、Grilli and Rampichini(2007)

を参考にし、次のように探索的因子分析、確認的因子分析の2段階で行った。まずマルチレベル探索的因子分析（以降、マルチレベル EFA）を行い、モデルの適合度、倏約性、因子の解釈可能性にもとづいて最適モデルを選択し、レベルごとの因子数とおおよその因子構造を明らかにした。その結果にもとづきマルチレベル確認的因子分析（以降、マルチレベル CFA）を行い、最終的な因子構造を確定し、因子の内容を特定した。

3.6.2. 制度信頼のマルチレベル因子構造

変数と級内相関係数

制度信頼の変数には、7つの国家制度²⁰（軍隊、警察、法制度、議会、行政サービス、政府、政党）への信頼（1 全く信頼しない、2 あまり信頼しない、3 やや信頼する、4 非常に信頼する）をもちいた。7項目の級内相関係数²¹は、伝統社会が 0.100～0.166、世俗化社会が 0.141～0.250、自律化社会が 0.050～0.132 であった²²。

マルチレベル EFA のモデル選択による因子数の決定

制度信頼 7項目に対し、最尤法、オブリミン回転によるマルチレベル EFA を行い、因子数を決定の上、因子構造を確認した。マルチレベル EFA は構造方程式モデリング（SEM）の一部であることから適合度指標をもちいたモデル選択による因子数の決定が可能である。EFA では 7 変数に対する因子数の上限は 3 であることから、モデル選択の対象となるマルチレベル因子

²⁰ オリジナルのデータセットにはこの他にも制度信頼項目が含まれたが、項目によっては調査国が非常に少なかったため、国の欠損を比較的少なく抑えられる 7 項目を採用した。各項目の基礎統計量は章末付録表 3-7a に示した。

²¹ 一般に級内相関係数は、 $\text{集団間分散} / (\text{集団間分散} + \text{集団内分散} = \text{全分散})$ によりもとめられ、全分散に対して集団によるばらつきがどれほどあるかを表している。級内相関係数が高いとき、データには無視できない集団間のばらつき、すなわち、階層性があるとみなされ、（回帰分析、因子分析を問わず）マルチレベル分析を行うことが推奨される。データに階層性があると判断する明確な基準はないが、応用研究においては経験的に、級内相関係数が 0.05～0.1 を超えていることが一つの基準とされている（清水 2014）。

²² 章末付録 2 の表 3-7b を参照。

構造はレベルごとの因子数の組み合わせから $3 \times 3 = 9$ モデルあった²³。ここから解釈不可能なモデルを除いたうえで、因子数決定のためのモデル比較の適合度指標として推奨される BIC 指標（サンプルサイズ調整済み）をもちいて最適モデルを選択した²⁴。その結果、伝統社会と世俗化社会は「個人レベル 2 因子，国レベル 1 因子」モデルが，自律化社会は「個人レベル 2 因子，国レベル 2 因子」モデルが採用された。これらのモデルの当てはまりはいずれも CFI>0.99，TLI>0.99，RMSEA<0.05 と良好であった²⁵。

マルチレベル CFA の結果

マルチレベル EFA で得られた因子構造において因子負荷量 0.3 未満の項目については係数を 0 に固定し²⁶，さらに不適解²⁷を生じた項目について残差分散を 0 に固定する制約をおいて，最尤法によるマルチレベル CFA を行った。得られたマルチレベル因子構造は表 3-1 のとおりである。

個人レベルの結果は「個人差としての制度信頼」の因子構造を表す。3 社

²³ 因子数の上限については，観測変数の数 p と因子数 m による不等式， $(p(p+1)/2) - (pm+p - (m(m-1)/2)) \geq 0$ によりもとめられる。この上限は「レーダーマンの境界」と呼ばれる（豊田 2012）。

²⁴ 解釈不可能なモデルとは，個人，国の少なくとも一方のレベルにおいて 2 変数以上に 0.3 以上かつ有意な因子負荷がない因子を含むモデル，および収束しないモデルをさす。アソシエーション参加のマルチレベル EFA についても同様である。

²⁵ 制度信頼のマルチレベル EFA の結果については章末付録 2 の表 3-8，3-9 を参照。

²⁶ 本研究がマルチレベル因子分析に関して参考にした Grilli and Rampichini（2007）では，マルチレベル EFA において「0 に近い因子負荷量」をマルチレベル CFA で固定して推定するとしているが，どれくらい 0 に近いかにについては明確に述べていない。これに対し，確認的因子分析の重要性を初めて指摘したとされる Jöreskog and Lawley(1968)は，探索的因子分析の結果を確認的因子分析によって検証する必要性を論じるなかで，まず探索的因子分析モデルを当てはめ，その結果絶対値が 0.3 未満の因子負荷を 0 に固定した確認的因子分析モデルを検証するというプロセスを提示している（狩野・三浦 2002 もこれを紹介している）。本研究はこれに準じ，マルチレベル EFA で 0.3 未満の因子負荷をマルチレベル CFA で固定して推定した。

²⁷ 不適解とは，因子負荷量が 1 を超え，残差分散が 0 より小さくなる解のことで，ヘイウッドケースともよばれる。Selig et al.(2008)によれば，このような不適解は，マルチレベル因子分析の集団レベルのサンプルサイズが小さいときにしばしば生じ（本研究でも国レベルのサンプルサイズが 30 前後と小さい），その対応策として，確認的因子分析において該当する項目の残差分散を 0 または非負とする制約を置くなどの対処がなされる。

会で概ね同様の2因子構造で、制度信頼の基準が2元的であることを示している。軍隊、警察、法制度への信頼に因子負荷の大きい因子は「秩序維持制度への信頼」、議会、行政、政府、政党への信頼に因子負荷の大きい因子は「政治制度への信頼」と特定される。

国レベルの結果は「各国の国民に平均的に期待される制度信頼」の因子構造を表す。伝統社会、世俗化社会は7項目すべてに因子負荷の大きい1因子構造で、各制度への信頼は、自国の制度への評価として1元的な構造をなしていることがわかる。よってこの1因子は「国家制度への信頼」と特定される。一方、自律化社会は個人レベルと概ね同様の2因子構造で、第1因子が「秩序維持制度への信頼」、第2因子が「政治制度への信頼」と特定される。

以上から、秩序維持制度への信頼と政治制度への信頼は、伝統社会と世俗化社会では「個人差」においてのみ区別されているが、自律化社会では「個人差」だけでなく「各国の国民に平均的に期待される水準」としても区別されている。これは、自律化社会では伝統社会、世俗化社会と比べ、政治的な判断に関する自律化が国民レベルで進んでいることを示唆しており、Inglehart and Welzel (2005)の自律化論と矛盾しない結果といえるだろう。つまり、世俗化社会を特徴づける価値が世俗-合理的価値で、自律化社会を特徴づける価値が自己表現価値であることを考慮すれば、自律化社会においては制度の合理的機能（すなわち、監視や制裁による強制力）から分化する形で、規範的機能（すなわち、政策やサービスにおける制度的規範の実践）が発達し、それらが区別されて人々に認識されるようになっているのかもしれない。

表 3-1 制度信頼のマルチレベル因子構造

	伝統社会			世俗化社会			自律化社会			
レベル	個人		国	個人		国	個人		国	
	1 秩序維持 制度への信 頼	2 政治 制度への信 頼	1 国家制 度への信 頼	1 秩序維持 制度への信 頼	2 政治 制度への信 頼	1 国家制 度への信 頼	1 秩序維持 制度への信 頼	2 政治 制度への信 頼	1 秩序維持 制度への信 頼	2 政治制 度への信 頼
軍隊への信頼	0.54	-	0.78	0.53	-	0.65	0.48	-	0.77	-
警察への信頼	0.71	-	0.83	0.74	-	0.84	0.65	-	1.00 ^a	-
法制度への信頼	0.73	-	0.91	0.76	-	0.89	0.69	-	0.41	0.45
議会への信頼	-	0.84	0.97	-	0.82	0.98	-	0.84	-	0.98
行政への信頼	-	0.69	0.81	-	0.64	0.82	-	0.60	0.45	0.38
政府への信頼	0.37	0.42	0.88	-	0.77	0.97	-	0.78	-	0.85
政党への信頼	-	0.69	0.87	-	0.68	0.97	-	0.73	-	0.90
因子間相関	0.76			0.76			0.68		0.47	
CFI	0.991			0.980			0.973			
TLI	0.985			0.969			0.955			
RMSEA	0.029			0.043			0.049			

注) マルチレベル確認的因子分析(最尤法)。係数は標準化推定値。-: マルチレベル探索的因子分析で因子負荷が0.3未満であった項目の非標準化係数を0に固定して推定している。a: 不適解を生じたため、残差分散を0に固定して推定している。

3.6.3. アソシエーション参加のマルチレベル因子構造

変数と級内相関係数

アソシエーション参加の変数には、8種類の組織(宗教組織, スポーツ・娯楽組織, 芸術・教育組織, 労働組合, 政党, 環境保護組織, 職業団体, 慈善団体)への所属(有: 1, 無: 0)をもちいた²⁸。したがって分析にはカテゴリカル変数に対するマルチレベル因子分析をもちいた。アソシエーション参加8項目の級内相関係数は、伝統社会が0.213~0.437, 世俗化社会が0.105~0.219, 自律化社会が0.092~0.232であった²⁹。

マルチレベルEFAのモデル選択による因子数の決定

制度信頼と同様にして、アソシエーション参加の8項目に対しマルチレベ

²⁸ オリジナルの変数は“1:Not a member”, “2:Inactive member”, “3:Active member”の3カテゴリであったが、本研究では2と3を統合し、無所属・所属の2値に変換してもちいた。各項目の基礎統計量は章末付録表3-10aに示した。

²⁹ 章末付録2の表3-10bを参照。

ル EFA をおこない、因子数の決定と因子構造の確認をおこなった。ただし Mplus ではカテゴリカル変数に対するマルチレベル EFA では最尤法ではなく重み付き最小二乗法がもちいられるため、因子数の決定において BIC 指標は使えない。そこで代わりに CFI、TLI、RMSEA をもちいて総合的に評価し、より当てはまりの良いモデルを最適モデルとして選択した。ただし複数のモデルで適合度が十分に高く差がほとんどない場合は、より倏約度の高いモデルを採用した。EFA では 8 変数に対する因子数の上限は 4 であることから、モデル選択の対象となるマルチレベル因子構造は $4 \times 4 = 16$ モデルあった。ここから解釈不可能なモデルを除いた上で、モデル選択を行った。その結果、伝統社会と世俗化社会は「個人レベル 1 因子、国レベル 1 因子」モデルが、自律化社会は「個人レベル 2 因子、国レベル 1 因子」モデルが採用された（いずれも $CFI > 0.99$ 、 $TLI > 0.99$ 、 $RMSEA < 0.01$ ）³⁰。

マルチレベル CFA の結果

マルチレベル EFA で得られたマルチレベル因子構造で因子負荷量 0.3 未満の項目については係数を 0 に固定し、さらに計算負荷の制約から各項目の国レベルの残差分散を 0 に固定（Muthén and Muthén 2010；Muthén and Asparouhov 2011）する制約において、数値積分アルゴリズムをもちいた最尤法によるマルチレベル CFA を行った。得られたマルチレベル因子構造は表 3-2 の通りである。

個人レベルの結果は「個人差としての参加傾向」の因子構造を表す。伝統社会と世俗化社会では 1 因子構造で、活動内容によって参加傾向に大きな違いがないことがわかる。この 1 因子は「アソシエーション参加傾向」と特定される。一方、自律化社会は 2 因子構造であり、参加傾向は 2 元的である。スポーツ・娯楽組織、芸術・教育組織への参加に因子負荷の大きい因子は「私的アソシエーション参加傾向」、政党、環境保護組織、職業団体、慈善団体への参加に因子負荷の大きい因子は「公的アソシエーション参加傾向」と特定され、活動目的が私的志向であるか公的志向であるかで、参加傾向に違い

³⁰ アソシエーション参加のマルチレベル EFA の結果については章末付録 2 の表 3-11、3-12 を参照。

があると解釈される。

国レベルの結果は「各国の国民に平均的に期待される参加傾向」の因子構造を表す。3 社会すべて 1 因子構造であることから、各組織への参加傾向は、活動内容を問わず 1 元的に関連している。したがってこの 1 因子は「アソシエーション参加傾向」と特定される。

以上から、アソシエーション参加は、「個人差」としてのみ社会間で違いがあり、唯一自律化社会では私的志向、公的志向という 2 元的な参加傾向が観察された。これは、自律化社会では参加・不参加が一元的に決まったものではなく、より自律化した選択であることを示唆しており、Inglehart and Welzel (2005) の自律化論に沿う結果といえるだろう。

表 3-2 アソシエーション参加のマルチレベル因子構造

レベル	伝統社会		世俗化社会		自律化社会		
	個人	国	個人	国	個人	国	
	1 アソシエーション 参加傾向	1 アソシエーション 参加傾向	1 アソシエーション 参加傾向	1 アソシエーション 参加傾向	1 私的アソシエーション 参加傾向	2 公的アソシエーション 参加傾向	1 アソシエーション 参加傾向
宗教組織	1.00 (0.47)	1.00 (1.00)	1.00 (0.34)	1.00 (1.00)	1.00 (0.30)	- (-)	1.00 (1.00)
スポーツ・娯楽組織	2.03 (0.73)	0.74 (1.00)	2.44 (0.66)	1.02 (1.00)	2.03 (0.54)	- (-)	0.44 (1.00)
芸術・教育組織	2.58 (0.81)	0.90 (1.00)	3.06 (0.74)	0.77 (1.00)	4.05 (0.79)	- (-)	0.73 (1.00)
労働組合	2.37 (0.78)	0.73 (1.00)	1.55 (0.49)	- (-)	- (-)	1.00 (0.37)	0.70 (1.00)
政党	1.78 (0.69)	0.85 (1.00)	2.12 (0.61)	0.97 (1.00)	- (-)	2.09 (0.64)	1.11 (1.00)
環境保護組織	3.43 (0.88)	1.05 (1.00)	5.01 (0.88)	1.49 (1.00)	1.16 (0.23)	2.23 (0.58)	0.66 (1.00)
職業団体	2.94 (0.84)	0.86 (1.00)	2.94 (0.73)	0.90 (1.00)	1.11 (0.26)	1.53 (0.46)	0.63 (1.00)
慈善団体	2.59 (0.81)	0.73 (1.00)	3.68 (0.80)	1.33 (1.00)	1.08 (0.25)	1.58 (0.47)	0.81 (1.00)
因子間相関						0.30 (0.73)	

注) カテゴリカル変数のマルチレベル確認的因子分析 (数値積分アルゴリズムをもちいた最尤法)。上段は非標準化推定値、下段 (括弧内) は標準化推定値を表す。計算負荷の制約から各項目の国レベルの残差分散を 0 に固定して推定している (Muthén and Muthén 2010; Muthén and Asparouhov 2011)。- : マルチレベル探索的因子分析で因子負荷が 0.3 未満であった項目の非標準化係数を 0 に固定して推定している。

3.7. 一般的信頼のマルチレベル規定構造の分析

3.7.1. 変数

従属変数の一般的信頼には、国際的にもちいられている次の項目をもちいる。

問：一般的に言って、たいていの人は信頼できると思いますか、それとも人
とつきあうときには用心するに越したことはないと思いますか

Generally speaking, would you say that most people can be trusted
or that you can't be too careful in dealing with people?

答：たいていの人は信頼できる / 用心するに越したことはない

Most people can be trusted / Can't be too careful

独立変数の制度信頼とアソシエーション参加は、マルチレベル因子分析により3社会それぞれ個人、国の各レベルで推定された因子得点を個人、国レベル変数としてもちいる³¹。したがって、伝統社会・世俗化社会と自律化社会で変数の内容が異なる。また個人レベルで性別、年齢、教育（終了年齢）³²を統制変数とする。

分析にもちいた変数とその記述統計を社会ごとに表3-3に示す。一般的信頼で「たいていの人は信頼できる」と回答した割合は、伝統社会 17.9%，世俗化社会 26.2%，自律化社会 40.4%の順に高くなり、自律化社会は伝統

³¹ これらの制度信頼に関わる主観変数の国レベル因子得点が、公的機関に関わる客観的な制度評価指標とどの程度連関を持つかの検討を行い、合わせて一般的信頼と制度評価指標の間の相関も検討した。概して、自律化社会において制度評価指標との相関は高くなっていることが示される。結果を本章付録3に示した。

³² オリジナルデータには「教育終了年齢」と「最終学歴8分類」の2種類の教育変数が含まれたが、それぞれに調査していない国が多数あった。そこでできる限り国の欠損を避けるため、「教育終了年齢」を[1: 15歳以下, 2: 16-20歳, 3: 21歳以上]の3カテゴリにリコードし、「教育終了年齢」を調査しておらず「最終学歴8分類」を調査している国については、最終学歴から教育終了年齢を概算し、3カテゴリに分類してもちいた。

社会の2倍以上高信頼社会である。

また一般的信頼の級内相関係数は、伝統社会 0.152、世俗化社会 0.067、自律化社会 0.120 で、3 社会いずれも、説明されるべき国間のばらつきが認められた。

3.7.2. モデル

従属変数の一般的信頼が2値回答項目のため、分析にはマルチレベル・ロジスティック回帰分析 (Snijders and Bosker 2012: 290-309) をもちいる。国 j に属する個人 i が一般的信頼項目に対し「たいていの人は信頼できる(=1)」と答える確率を p_{ij} とすると、伝統社会・世俗化社会と自律化社会におけるマルチレベル・ロジスティック回帰モデルは、表 3-3 の変数をもちいて以下のように表される。ただし β_{0j} は国ごとに異なる一般的信頼の切片、 γ_0 は切片 β_{0j} の切片 (全体平均)、 u_j は β_{0j} の国レベルの残差を表す。個人レベルの式は「(各国の国民に平均的に期待される水準からの) 個人差としての一般的信頼」を、国レベルの式は「各国の国民に平均的に期待される一般的信頼」を説明している。

伝統社会および世俗化社会

個人レベル

$$\begin{aligned} \log[p_{ij}/(1-p_{ij})] = & \beta_{0j} + \beta_1 \text{ 女性 } + \beta_2 \text{ 年齢 (15-29 歳) } + \beta_3 \text{ 年齢 (50 歳以上) } \\ & + \beta_4 \text{ 教育終了年齢 (15 歳以下) } \\ & + \beta_5 \text{ 教育終了年齢 (21 歳以上) } \\ & + \beta_6 \text{ 秩序維持制度への信頼} \\ & + \beta_7 \text{ 政治制度への信頼} \\ & + \beta_8 \text{ アソシエーション参加傾向} \end{aligned}$$

国レベル

$$\begin{aligned} \beta_{0j} = & \gamma_0 + \gamma_1 \text{ 国家制度への信頼} \\ & + \gamma_4 \text{ アソシエーション参加傾向} \\ & + u_j \end{aligned}$$

自律化社会

個人レベル

$$\begin{aligned}\log[p_{ij}/(1-p_{ij})] = & \beta_{0j} + \beta_1 \text{ 女性 } + \beta_2 \text{ 年齢 (15-29 歳) } + \beta_3 \text{ 年齢 (50 歳以上) } \\ & + \beta_4 \text{ 教育終了年齢 (15 歳以下) } \\ & + \beta_5 \text{ 教育終了年齢 (21 歳以上) } \\ & + \beta_6 \text{ 秩序維持制度への信頼} \\ & + \beta_7 \text{ 政治制度への信頼} \\ & + \beta_9 \text{ 私的アソシエーション参加傾向} \\ & + \beta_{10} \text{ 公的アソシエーション参加傾向}\end{aligned}$$

国レベル

$$\begin{aligned}\beta_{0j} = & \gamma_0 + \gamma_2 \text{ 秩序維持制度への信頼} \\ & + \gamma_3 \text{ 政治制度への信頼} \\ & + \gamma_4 \text{ アソシエーション参加傾向} \\ & + u_j\end{aligned}$$

表 3-3 分析にもちいた変数の記述統計

		伝統社会	世俗化社会	自律化社会
個人レベル		<i>n</i> =34,882	<i>n</i> =29,183	<i>n</i> =28,599
従属変数				
一般的信頼	たいていの人は信頼できる	17.9	26.2	40.4
	用心するに越したことはない	82.1	73.8	59.6
独立変数				
性別	男性 (ref.)	51.4	48.7	48.6
	女性	48.6	51.3	51.4
年齢	15-29 歳	39.3	24.3	20.3
	30-49 歳 (ref.)	40.8	43.5	39.3
	50 歳以上	19.9	32.2	40.4
教育	15 歳以下	24.0	18.3	22.0
(終了年齢)	16-20 歳 (ref.)	40.2	56.7	44.9
	21 歳以上	35.8	25.0	33.1
秩序維持制度への信頼		0.00 (0.42)	-0.00 (0.38)	0.00 (0.31)
政治制度への信頼		0.00 (0.66)	-0.00 (0.59)	0.00 (0.56)
アソシエーション参加傾向		0.00 (0.78)	0.00 (0.44)	-
私的アソシエーション参加傾向		-	-	-0.00 (0.42)
公的アソシエーション参加傾向		-	-	-0.00 (0.52)
国レベル		<i>m</i> =33	<i>m</i> =30	<i>m</i> =31
独立変数				
国家制度への信頼		-0.00 (0.29)	-0.00 (0.24)	-
秩序維持制度への信頼		-	-	0.00 (0.23)
政治制度への信頼		-	-	0.00 (0.21)
アソシエーション参加傾向		-0.01 (1.80)	-0.00 (0.94)	-0.02 (0.89)

注) 一般的信頼, 性別, 年齢, 教育は比率(%), 制度信頼とアソシエーション参加は平均と標準偏差 (括弧内) を表す. ref.: 参照カテゴリ. -: 当該社会でもちいられない変数であることを表す.

3.7.3. 結果

社会ごとのマルチレベル・ロジスティック回帰分析の結果を表 3-4 に示す. 以下, 統制変数の影響を示した後, 制度信頼, アソシエーション参加の一般的信頼規定力を次のように検討する. まず 3 社会それぞれ, 個人, 国のレベルごとに制度信頼とアソシエーション参加の各変数に有意な効果があるかを確認する. 2 要因ともに有意な効果がみられた場合は, 標準化推定値の大きさを比較する. 以上から制度信頼とアソシエーション参加の一般的信頼への影響力のバランスを 3 社会間で比較し, レベルごとに本研究の仮説 1, 2 をそれぞれ検証する.

表 3-4 マルチレベル・ロジスティック回帰分析の結果

従属変数：一般的信頼（1：たいていの人は信頼できる，0：用心するに越したことはない）

	伝統社会	世俗化社会	自律化社会
固定効果			
個人レベル			
性別			
女性	-0.02	0.00	0.01
男性	ref.	ref.	ref.
年齢			
15-29 歳	-0.01	0.01	-0.03 *
30-49 歳	ref.	ref.	ref.
50 歳以上	0.03 **	0.01	-0.00
教育			
15 歳以下	-0.00	-0.02	-0.10 ***
(終了年齢) 16-20 歳	ref.	ref.	ref.
21 歳以上	0.03 †	0.05 ***	0.11 ***
秩序維持制度への信頼 ^a	0.04	0.10 ***	0.07 ***
政治制度への信頼 ^a	0.08 **	0.02	0.12 ***
アソシエーション参加傾向 ^a	0.07 **	0.04 ***	-
私的アソシエーション参加傾向 ^a	-	-	0.07 **
公的アソシエーション参加傾向 ^a	-	-	0.02
国レベル			
国家制度への信頼 ^b	0.06	0.75 ***	-
秩序維持制度への信頼 ^b	-	-	0.49 ***
政治制度への信頼 ^b	-	-	0.38 *
アソシエーション参加傾向 ^b	-0.02	0.03	0.10
切片 (γ_0)	-2.28 ***	-2.34 ***	-0.69 ***
変量効果			
残差分散 ($\sigma^2_{u_i}$)	1.00 ***	0.43 ***	0.35 ***
R^2 (個人レベル) ^c	0.02	0.02	0.08
R^2 (国レベル) ^d	0.00	0.57	0.65
サンプルサイズ			
個人レベル	$n=34,882$	$n=29,183$	$n=28,599$
国レベル	$m=33$	$m=30$	$m=31$

注) 推定法：ロバスト最尤法。係数は標準化推定値。*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。

ref.: 参照カテゴリ。-: 当該社会でもちいられない変数であることを表す。

a: 国平均でセンタリングしている。b: 全体平均でセンタリングしている。c: マルチレベル・ロジスティック回帰分析における R^2 (Snijders and Bosker 2012)。d: 国レベル切片の分散のうち説明された分散の割合。

統制変数の影響

統制変数のうち、性別については3社会で有意な効果がみられない。年齢は、伝統社会では50歳以上の一般的信頼が有意に高く、世俗化社会では有意な差はみられず、自律化社会では29歳以下が有意に低い。教育は、一般的信頼を高める有意な効果は3社会でみられるが、このうち15歳以下と21歳以上の差が大きい自律化社会で効果が顕著である。

制度信頼の影響

個人レベルでは、伝統社会は政治制度への信頼のみ、世俗化社会は秩序維

持制度への信頼のみ、自律化社会は3社会中唯一、秩序維持制度への信頼と政治制度への信頼の両方に、一般的信頼を高める有意な効果がみられる。

国レベルでは、伝統社会の国家制度への信頼に有意な効果はみられないのに対し、世俗化社会の国家制度への信頼、および自律化社会の秩序維持制度への信頼と政治制度への信頼には、一般的信頼を高める有意な効果がみられる。

アソシエーション参加の影響

個人レベルでは、伝統社会と世俗化社会のアソシエーション参加傾向、および自律化社会の私的アソシエーション参加傾向に、一般的信頼を高める有意な効果がみられる。

これに対し国レベルでは、3社会すべてにおいてアソシエーション参加傾向に一般的信頼を高める有意な効果はみられない。

アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重み

以上の、アソシエーション参加と制度信頼の有意な効果を標準化推定値により比較する。

1) 伝統社会

個人レベルは、アソシエーション参加傾向(0.07)に対し、政治制度への信頼(0.08)の影響は約1.1倍で、ほぼ同程度の規定力である。

国レベルでは、国家制度への信頼、アソシエーション参加傾向のどちらも有意な影響がみられない。

2) 世俗化社会

個人レベルは、アソシエーション参加傾向(0.04)に対し、秩序維持制度への信頼(0.10)の影響は約2.5倍である。

国レベルでは、アソシエーション参加傾向の影響が有意でないのに対し、国家制度への信頼(0.75)は有意に一般的信頼を高めている。

3) 自律化社会

個人レベルは、私的アソシエーション参加傾向(0.07)に対し、秩序維持制度への信頼(0.07)の影響は約1倍で、政治制度への信頼(0.12)の影響

は約 1.7 倍である。

国レベルは、アソシエーション参加傾向の影響が有意でないのに対し、制度信頼は秩序維持制度への信頼（0.49）と政治制度への信頼（0.38）の影響がともに有意である³³。

3.7.4. 仮説の検証

以上の結果をもとに、本研究の仮説 1、2 を検証する。以下の記述では、仮説の表現に合わせて、アソシエーション参加の一般的信頼に対する影響力（標準化推定値）と制度信頼の一般的信頼に対する影響力（同）の比に言及するが、記述の裏付けとしては、同一社会内の二つの係数間の“差”の検定結果を適宜参照しつつ³⁴、社会間比較では両社会での検定結果の有意性に関する定性的な結論の違い（有意・非有意）にも着目する。

仮説 1 の検証

まず仮説 1「アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは、伝統社会よりも世俗化社会において大きくなる」を検証する。

個人レベルでは、アソシエーション参加と比べた場合の制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは、伝統社会（政治制度へ信頼の影響力 0.08 がア

³³ このとき、3 社会中唯一の特徴として、自律化社会の国レベルでアソシエーション参加と制度信頼の間に比較的強い有意な正の相関がみられた。国レベルのアソシエーション参加と制度信頼変数の間の相関係数は、伝統社会が -0.03、世俗化社会が 0.22（いずれも有意でない）であるのに対し、自律化社会は 0.61（秩序維持制度への信頼、 $p < .001$ ）と 0.41（政治制度への信頼、 $p < .05$ ）であった。これが単なる相関関係か因果関係かは検証する必要があるが、仮に国全体でアソシエーション参加傾向が高いことがその国の平均的な制度信頼の水準を高めるという因果関係があるとすれば（逆も当然あり得る）、アソシエーション参加は制度信頼を経由して間接的に一般的信頼を高めている可能性もある。どちらの因果関係であったとしても、ポスト工業化の過程で国レベルにおけるアソシエーション参加と制度信頼の関連がどのように強まるのかについては、慎重に検討する必要がある。

³⁴ パラメータ推定値に関する漸近分散共分散行列から、複数のパラメータの差に関する推定標準誤差を算出し、差が 0 であるという帰無仮説に対する Z 検定を行う。

ソシエーション参加傾向の影響力 0.07 の約 1.1 倍； $Z=0.327$ で差は有意でない）よりも世俗化社会（秩序維持制度への信頼の影響力 0.10 がアソシエーション参加傾向の影響力 0.04 の約 2.5 倍； $Z=1.977$, $p<.05$ で差が有意）の方が大きくなっている。つまり、異なる制度信頼の側面が効果を持つという違いはあるものの、世俗化社会において制度信頼への影響の相対的重みが増したと言える。よって個人レベルにおいて仮説 1 は支持されたと考えるだろう。

国レベルでは、アソシエーション参加と比べた制度信頼の影響の重みは、伝統社会（どちらも有意でない）よりも世俗化社会（制度信頼のみが有意）の方が大きくなっている。したがって国レベルでも仮説 1 は支持された。

仮説 2 の検証

次に仮説 2「自律化社会では、(a)アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは世俗化社会よりも小さくなるものの、(b)制度信頼はアソシエーション参加と同等以上に一般的信頼を高める」を検証する。

個人レベルでは、アソシエーション参加の影響と比べた秩序維持制度への信頼の影響の重みは、世俗化社会では 0.10 対 0.04 で約 2.5 倍（ $Z=1.977$, $p<.05$ で差が有意）と明らかに秩序維持制度への信頼の影響が大きいのに対し、自律化社会では 0.07 対 0.07 で（ $Z=0.216$ で差は有意でない）と両者の影響が同程度となっている。一方、政治制度への信頼について言えば、世俗化社会では政治制度への信頼の効果がそもそも有意でないのに対し、自律化社会では私的アソシエーションの効果 0.07 に対して政治制度への信頼の効果が 0.12 で約 1.7 倍（ただし $Z=1.570$ で差が有意とは言えない）となっている。つまり元々世俗化社会では有意となっていない効果が、自律化社会では有意な効果を持ち、数値としてはアソシエーション参加の影響力を上回っている。以上を踏まえれば、アソシエーション参加と比べた制度信頼の影響の重みは、(1)世俗化社会と比べて秩序維持制度への信頼に関しては小さくなっているが、(2)政治制度信頼を含めた全体としては依然として制度信頼の効果がアソシエーション参加の効果を上回っていると考えることができ

る。したがって、個人レベルにおいては、仮説 2(a)は部分的な支持（秩序維持制度への信頼について支持、政治制度への信頼について不支持）にとどまる一方で、仮説 2(b)は支持されたといえるだろう。仮説 2(a)の部分的な不支持が、政治制度への信頼という、自律化社会で顕在化した側面の効果に関するものであり、この点は 3.8 節で議論する。

また国レベルでは、世俗化社会と同様に自律化社会においても制度信頼のみが有意な影響を示した。よって国レベルにおいては、仮説 2(a)は全く支持されない一方で、仮説 2(b)は支持された。

さらに仮説 2 とは直接関係しないが、国レベルにおいては、世俗化社会でみられた一般的信頼に対する国家制度への信頼の強い影響が、自律化社会においては秩序維持制度への信頼による影響と政治制度への信頼による影響に分化したことも、注目すべき結果といえるだろう。

3.8. 議論

仮説検証結果に関する考察

第一に、仮説 1 の検証結果から、工業化の際の伝統的価値から世俗的・合理的価値への移行は、一般的信頼に対する制度信頼の影響力が強まる決定的な条件であると思われる。本章の仮説 1「アソシエーション参加と比べた制度信頼の一般的信頼に対する影響の重みは、伝統社会よりも世俗化社会において大きくなる」は、個人、国の両レベルで支持された。それにくわえて、制度信頼が個人、国の両レベルで一般的信頼を高めたのは世俗化社会と自律化社会のみであった。本研究では個人、国レベル間の現象の関係を説明する理論をもたないが、こうした結果は、制度信頼が一般的信頼を高める現象が、世俗的・合理的価値の高まりにより、個人レベルに留まらず国レベルの現象としても定着することを示唆している。そのメカニズムの詳細についてはさらに検討する必要がある。

第二に、仮説 2 の検証結果から、世俗化社会における「一般的信頼に対する制度信頼の影響はアソシエーション参加の影響よりも強い」というバランスは、自己表現価値の高まった自律化社会においても、弱まることなく維持

されることが示された。このことは次のように解釈できるだろう。Inglehart and Welzel (2005) の自律化論が論じるように、自己表現価値が強まり人々が自律的な行為選択を重視する自律化社会では、世俗化社会において重視された合理性を基盤とした国家制度機能による権威は衰退し、それによって一般的信頼の計算的側面への影響力は弱まっているのかもしれない。しかし一方でそれ以上に、制度の規範形成機能の部分が、人々の一般的信頼の道徳的側面の形成への寄与を強めていると考えられる。個人レベルにおいて、世俗化社会では後景に退いていた政治制度への信頼の効果が自律化社会において顕在化し（有意となり）、結果として仮説 2(a) の不支持にもつながったこと、また秩序維持制度への信頼よりも政治制度への信頼の方に（数値の上では）強い寄与がみられることは、そのことを示唆しているのかもしれない。

自律化社会における制度信頼の2元的な一般的信頼への影響

以上の仮説検証に関する考察以外に、分析結果から得た知見を以下に述べる。自律化社会は個人と国の両レベルで、秩序維持制度への信頼と政治制度への信頼という2つの制度信頼が一般的信頼を高めていた。これは3社会中唯一の特徴であり、自律化社会を特徴づける自己表現価値による影響と推察される。自己表現価値の強まりにより人々の自律性が高まることで、秩序維持制度を信頼することと政治制度を信頼することが明確に区別され、それぞれの制度信頼が相互に独立して一般的信頼の形成に寄与するようになるのかもしれない。これは、制度信頼による一般的信頼の形成のプロセスが複雑化していることを意味する。こうした現象がなぜ起きるのかについてはより詳細な検討が必要である。

民主的成熟に関する研究に与えるインパクト

本章の分析結果が、社会の民主的成熟に関する研究に与えるインパクトについては以下のことがいえるだろう。ソーシャル・キャピタル論において、制度信頼とアソシエーション参加は一般的信頼を高めることを介して民主的ガバナンスの達成に寄与すると考えられてきた（Hooghe and Stolle 2003）。一方 Inglehart and Welzel (2005) は、民主化成功の根本的な要因

は社会の価値変化であるとし、ソーシャル・キャピタル論の立場に否定的であった。本研究は彼らの価値変化論をソーシャル・キャピタル論と融合させたアプローチにより、一般的信頼に対して、制度信頼・アソシエーション参加と社会の価値変化が、いわば交互作用のように働くことを示した。一般的信頼が集合行為問題を解決し、民主的ガバナンスの達成に寄与するというソーシャル・キャピタル論の前提が正しいとすれば、その交互作用を理解することは、社会の民主的成熟プロセスの解明に寄与するはずである。

3.9. まとめ

本章では、前章までに提示した、第二の近代における一般的信頼形成に対する国家制度の寄与について実証的に検討するため、多国データをもちいて近代化度の異なる社会における一般的信頼の規定構造の比較を行った。社会の近代化度を規定するものとして、Inglehart and Welzel (2005)の価値変化論に着目した。社会の価値体系の差異によって特徴づけられる伝統社会、世俗化社会（第一の近代）、自律化社会（第二の近代）の3社会における、制度信頼とアソシエーション参加の一般的信頼への効果を検証した。分析には個人・国レベル要因の効果を同時に扱うマルチレベル分析をもちいた。

その規定構造の検証にさきだち、社会の価値変化が制度信頼とアソシエーション参加にどのような影響を与えているのかを検討するため、3社会における制度信頼、アソシエーション参加の内的構造がどのように異なるかをマルチレベル因子分析により検証した。その結果、制度信頼、アソシエーション参加ともに、自律化社会において構造の複雑性が確認され、自律化社会を特徴づける自律的価値がなんらかの影響を与えていることが推察された。

以上を踏まえた上で、社会ごとに一般的信頼のマルチレベル規定構造を分析した。その結果、制度信頼の一般的信頼に対する寄与は、世俗化社会（第一の近代）と自律化社会（第二の近代）で顕著にみられた。伝統社会では制度信頼とアソシエーション参加の効果はほぼ同等であったが、世俗化社会（第一の近代）では、アソシエーション参加よりも制度信頼により強い一般

的信頼への影響がみられた。そして、そのバランスは自律化社会（第二の近代）においても維持された。以上から、自律化社会（第二の近代）において、制度が一般的信頼形成において重要な役割を果たしていることが実証的に確認された。この結果は、2.2.4.で論じた規範的・制度アプローチにおける「制度的規範に対する評価による制度信頼」から「道徳的信頼」の形成への道筋（規範形成機能）の存在を示唆するものである。このことが本章の第一の意義である。

さらに、自律化社会は3社会中唯一、秩序維持制度への信頼と政治制度への信頼による2元的な一般的信頼への寄与が、個人、国の両レベルでみられた。このことから、自律化社会における人々の強い自律性によって、制度信頼の「秩序維持制度への信頼」と「政治制度への信頼」の2元構造が確立し、それらが独立に一般的信頼を形成している可能性が示された。このことを発見したことが、本章の第二の意義である。

本章のデータは一般的信頼の道徳的側面を明示的に測定できておらず、制度信頼についても、3社会の個人レベルと自律化社会の国レベルに観察される2因子と、2章で論じた2つの制度アプローチ（規範的・合理的）との対応関係についての精査がなされていない。その意味で本章の議論は、規範的・制度アプローチの規範形成機能に関する仮説検証として不十分な点が残されている。次の第4章ではこれらの点を補足する分析を行う。

【章末付録1】価値変化による3社会分類の妥当性に関する補助資料

N=94 の対象国のうち、産業別人口構成の資料が得られた 83 カ国について、Inglehart and Welzel (2005) の二つの価値次元の国レベル平均値と、工業化、ポスト工業化の程度の客観指標との間で相関係数を求めたものが表 3-5 である。

表 3-5 Inglehart and Welzel (2005) による価値次元と産業化指標との相関

	工業化の程度 ^{a)}	ポスト工業化の程度 ^{b)}
世俗的・合理的価値	.403**	-.040
自己表現価値	.413**	.625**

N=83

a) 第2次産業従事者割合 - 第1次産業従事者割合 により算出

b) 第3次産業従事者割合 - 第2次産業従事者割合 により算出

Data Source: World Bank Open Data: <http://data.worldbank.org/>

3 社会の間で、各種の近代化指標の平均値比較を行ったものが表 3-6 である。

表 3-6 3 社会における各種近代化指標の平均値の比較

指標(単位)	伝統社会	世俗化社会	自律化社会	分散分析 ^{a)}
GINI 係数	46.2	33.7	33.6	***
都市部人口割合(%)	59.2	57.6	78.1	***
第1次産業人口割合(%)	21.6	24.0	4.7	***
第2次産業人口割合(%)	22.9	27.1	27.2	***
第3次産業人口割合(%)	55.1	46.4	67.3	***
平均寿命(年)	67.7	70.9	78.4	***
第2期教育への総入学率(%)	70.2	86.2	107.5	***
第3期教育への総入学率(%)	27.9	36.9	58.9	***
パーキャピタ GDP(US \$)	4993.8	2982.4	31507.7	***

a) 3 社会の平均値の差の検定, *** : $p < .001$ Data Source: World Bank Open Data: <http://data.worldbank.org/>

【章末付録2】マルチレベル因子分析に関連する基礎情報

制度信頼のマルチレベル因子分析に関する基礎情報

表 3-7a. 制度信頼 7 変数の基礎統計量（3 社会別）

項目名	伝統社会		世俗化社会		自律化社会	
	平均値	SD	平均値	SD	平均値	SD
1 軍隊への信頼	2.75	0.943	2.75	0.890	2.65	0.832
2 警察への信頼	2.44	0.966	2.38	0.904	2.80	0.763
3 法制度への信頼	2.51	0.954	2.41	0.875	2.56	0.800
4 議会への信頼	2.28	0.939	2.24	0.912	2.22	0.752
5 行政への信頼	2.37	0.900	2.41	0.833	2.34	0.723
6 政府への信頼	2.46	0.955	2.41	0.929	2.23	0.781
7 政党への信頼	2.05	0.879	2.05	0.874	2.00	0.683

表 3-7b 制度信頼 7 変数の級内相関係数 (ICC) , マルチレベル相関行列 , 固有値

ICC		マルチレベル相関行列							固有値	
伝統社会		1	2	3	4	5	6	7	個人	国
1 軍隊への信頼	0.154		0.78	0.79	0.71	0.68	0.74	0.54	1	3.636 5.501
2 警察への信頼	0.155	0.39		0.78	0.78	0.63	0.87	0.60	2	0.881 0.630
3 法制度への信頼	0.166	0.40	0.51		0.87	0.80	0.79	0.76	3	0.613 0.381
4 議会への信頼	0.157	0.32	0.42	0.46		0.77	0.85	0.90	4	0.550 0.188
5 行政への信頼	0.144	0.31	0.41	0.43	0.57		0.65	0.77	5	0.491 0.144
6 政府への信頼	0.141	0.35	0.50	0.49	0.59	0.47		0.67	6	0.479 0.119
7 政党への信頼	0.100	0.25	0.38	0.38	0.59	0.45	0.48		7	0.350 0.037
世俗化社会		1	2	3	4	5	6	7	個人	国
1 軍隊への信頼	0.177		0.71	0.67	0.61	0.57	0.59	0.64	1	3.603 5.714
2 警察への信頼	0.165	0.38		0.90	0.82	0.69	0.78	0.79	2	0.935 0.561
3 法制度への信頼	0.141	0.42	0.56		0.88	0.84	0.83	0.84	3	0.628 0.299
4 議会への信頼	0.249	0.30	0.43	0.43		0.77	0.95	0.96	4	0.580 0.271
5 行政への信頼	0.143	0.31	0.41	0.41	0.52		0.80	0.81	5	0.479 0.080
6 政府への信頼	0.242	0.34	0.47	0.47	0.63	0.48		0.94	6	0.434 0.056
7 政党への信頼	0.250	0.23	0.37	0.36	0.60	0.41	0.50		7	0.340 0.020
自律化社会		1	2	3	4	5	6	7	個人	国
1 軍隊への信頼	0.132		0.77	0.34	0.23	0.51	0.22	0.13	1	3.359 4.120
2 警察への信頼	0.092	0.37		0.62	0.49	0.63	0.32	0.32	2	1.046 1.473
3 法制度への信頼	0.103	0.28	0.45		0.62	0.43	0.58	0.60	3	0.705 0.603
4 議会への信頼	0.084	0.24	0.31	0.40		0.61	0.83	0.88	4	0.610 0.437
5 行政への信頼	0.061	0.25	0.33	0.36	0.51		0.31	0.55	5	0.528 0.187
6 政府への信頼	0.077	0.27	0.36	0.41	0.65	0.44		0.77	6	0.424 0.127
7 政党への信頼	0.050	0.22	0.27	0.34	0.63	0.42	0.57		7	0.328 0.055

注) マルチレベル相関行列の左下半分は個人レベル, 右上半分 (塗りつぶし部分) は国レベルの相関行列である。

制度信頼のマルチレベル探索的因子分析の結果

表 3-8 適合度指標による最適モデルの選択

因子数 個人 国	伝統社会				世俗化社会				自律化社会			
	CFI	TLI	RMSEA	Adj-BIC	CFI	TLI	RMSEA	Adj-BIC	CFI	TLI	RMSEA	Adj-BIC
1 1	0.939	0.908	0.073	546456.32	0.915	0.872	0.086	419522.94	0.909	0.863	0.085	384724.45
2 1	0.997	0.995	0.017	541542.95	0.998	0.997	0.014	413598.00	0.997	0.994	0.018	379205.50
3 1												
1 2	0.939	0.884	0.082	546462.45					0.909	0.827	0.095	384718.63
2 2	0.998	0.994	0.018	541549.37					0.997	0.993	0.019	379200.07
3 2												
1 3	0.939	0.850	0.093	546486.77								
2 3	0.998	0.992	0.022	541573.72								
3 3												

注) 太字：最適モデル。

塗りつぶし：解釈不可能なモデルであることを示す（個人，国の少なくとも一方のレベルにおいて2変数以上に0.3以上かつ有意な因子負荷がない因子を含むモデル，および収束しないモデル）。

表 3-9 最適モデルのマルチレベル因子構造

	伝統社会			世俗化社会			自律化社会			
レベル	個人		国	個人		国	個人		国	
	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2
軍隊への信頼	-0.04	0.58	0.78	-0.02	0.55	0.65	0.46	0.05	0.67	-0.04
警察への信頼	-0.03	0.74	0.83	0.06	0.68	0.84	0.78	-0.04	1.15	0.00
法制度への信頼	0.07	0.67	0.91	-0.01	0.78	0.89	0.47	0.24	0.38	0.49
議会への信頼	0.92	-0.05	0.97	0.91	-0.06	0.98	-0.04	0.88	0.09	0.94
行政への信頼	0.50	0.21	0.81	0.44	0.25	0.82	0.20	0.48	0.31	0.46
政府への信頼	0.39	0.40	0.88	0.56	0.24	0.96	0.10	0.71	-0.07	0.88
政党への信頼	0.61	0.08	0.87	0.68	0.01	0.97	-0.04	0.76	-0.09	0.95
因子間相関		0.71			0.68			0.55		0.37

注) マルチレベル探索的因子分析（最尤法，オブリンミン回転）。

アソシエーション参加のマルチレベル因子分析に関する基礎情報

表 3-10a アソシエーション参加 8 変数の基礎統計量 (3 社会別)

項目名	伝統社会		世俗化社会		自律化社会	
	平均値	SD	平均値	SD	平均値	SD
1 宗教組織	0.56	0.496	0.16	0.367	0.40	0.489
2 スポーツ・娯楽組織	0.31	0.463	0.13	0.333	0.36	0.480
3 芸術・教育組織	0.26	0.440	0.10	0.297	0.22	0.417
4 労働組合	0.18	0.382	0.21	0.409	0.25	0.430
5 政党	0.22	0.417	0.09	0.286	0.13	0.341
6 環境保護組織	0.18	0.383	0.05	0.214	0.11	0.319
7 職業団体	0.19	0.391	0.08	0.265	0.19	0.392
8 慈善団体	0.20	0.399	0.07	0.248	0.22	0.411

表 3-10b アソシエーション参加 8 変数の級内相関係数 (ICC), マルチレベル相関行列, 固有値

ICC		マルチレベル相関行列								固有値		
伝統社会		1	2	3	4	5	6	7	8	個人		国
1 宗教組織	0.437		0.82	0.83	0.70	0.77	0.76	0.75	0.77	1	5.252	7.165
2 スポーツ団体	0.253	0.43		0.98	0.89	0.90	0.93	0.91	0.93	2	0.735	0.358
3 芸術・娯楽組織	0.261	0.44	0.74		0.91	0.90	0.96	0.93	0.94	3	0.614	0.197
4 労働組合	0.213	0.41	0.58	0.63		0.89	0.90	0.90	0.86	4	0.458	0.109
5 政党	0.272	0.39	0.50	0.54	0.70		0.88	0.88	0.85	5	0.294	0.087
6 環境組織	0.264	0.45	0.65	0.70	0.72	0.69		0.95	0.97	6	0.245	0.048
7 職業団体	0.215	0.39	0.58	0.67	0.72	0.64	0.78		0.96	7	0.216	0.024
8 慈善団体	0.213	0.49	0.55	0.63	0.64	0.59	0.78	0.75		8	0.185	0.012
世俗化社会		1	2	3	4	5	6	7	8	個人		国
1 宗教組織	0.212		0.74	0.65	0.25	0.49	0.71	0.65	0.61	1	4.480	5.562
2 スポーツ団体	0.162	0.30		0.88	0.27	0.64	0.87	0.84	0.81	2	0.914	0.968
3 芸術・娯楽組織	0.105	0.34	0.66		0.26	0.63	0.83	0.75	0.74	3	0.766	0.541
4 労働組合	0.140	0.14	0.29	0.35		0.13	0.33	0.14	0.25	4	0.506	0.351
5 政党	0.219	0.34	0.42	0.44	0.46		0.69	0.76	0.74	5	0.482	0.252
6 環境組織	0.170	0.41	0.61	0.66	0.50	0.63		0.81	0.88	6	0.356	0.162
7 職業団体	0.130	0.29	0.45	0.58	0.48	0.52	0.69		0.87	7	0.302	0.087
8 慈善団体	0.210	0.46	0.52	0.60	0.43	0.55	0.78	0.64		8	0.194	0.076
自律化社会		1	2	3	4	5	6	7	8	個人		国
1 宗教組織	0.232		0.41	0.54	0.47	0.61	0.52	0.36	0.55	1	3.576	5.165
2 スポーツ団体	0.104	0.18		0.83	0.44	0.33	0.68	0.77	0.79	2	0.962	1.050
3 芸術・娯楽組織	0.092	0.28	0.44		0.24	0.63	0.90	0.84	0.86	3	0.829	0.876
4 労働組合	0.193	0.11	0.25	0.27		0.26	0.12	0.33	0.44	4	0.744	0.431
5 政党	0.145	0.28	0.29	0.40	0.42		0.67	0.60	0.61	5	0.556	0.216
6 環境組織	0.095	0.20	0.36	0.52	0.36	0.53		0.66	0.78	6	0.494	0.156
7 職業団体	0.117	0.19	0.34	0.46	0.40	0.44	0.50		0.81	7	0.478	0.075
8 慈善団体	0.149	0.33	0.28	0.45	0.25	0.44	0.58	0.46		8	0.361	0.032

注) 級内相関係数はプロビットモデルによる。マルチレベル相関行列の左下半分は個人レベル、右上半分(塗りつぶし部分)は国レベルの相関行列である。

アソシエーション参加のマルチレベル探索的因子分析の結果

表 3-11 適合度指標による最適モデルの選択

因子数		伝統社会			世俗化社会			自律化社会		
個人	国	CFI	TLI	RMSEA	CFI	TLI	RMSEA	CFI	TLI	RMSEA
1	1	0.995	0.994	0.006	0.993	0.990	0.009	0.982	0.975	0.010
2	1	0.999	0.999	0.003	0.999	0.999	0.003	0.996	0.994	0.005
3	1	1.000	1.001	0.000	1.000	1.001	0.000			
4	1									
1-4	2-4									

注) 太字：最適モデル。複数のモデルで適合度が十分に高く、モデル間で差が小さい場合は、より倏約度の高いモデルを採用した。

塗りつぶし：解釈不可能なモデルであることを示す（個人、国の少なくとも一方のレベルにおいて2変数以上に0.3以上かつ有意な因子負荷がない因子を含むモデル、および収束しないモデル）。

表 3-12 最適モデルのマルチレベル因子構造

レベル	伝統社会		世俗化社会		自律化社会		
	個人	国	個人	国	個人	2	国
	1	1	1	1	1	2	1
宗教組織	0.48	0.81	0.42	0.77	0.41	-0.10	0.58
スポーツ・娯楽組織	0.68	0.96	0.71	0.95	0.53	0.01	0.85
芸術・教育組織	0.87	0.99	0.73	0.87	0.81	-0.01	0.97
労働組合	0.84	0.94	0.53	0.23	-0.14	0.65	0.50
政党	0.80	0.92	0.69	0.76	0.02	0.73	0.70
環境保護組織	0.88	0.98	0.93	0.94	0.34	0.52	0.85
職業団体	0.88	0.97	0.75	0.91	0.33	0.40	0.85
慈善団体	0.80	0.97	0.83	0.91	0.42	0.32	0.92
因子間相関						0.64	

注) カテゴリカル変数のマルチレベル探索的因子分析（重み付き最小二乗法，オブリミン回転）。

【章末付録3】国レベル制度信頼・一般的信頼と客観的制度評価指標との関連

制度信頼変数の国レベル因子得点と一般的信頼の国レベル平均について、3社会ごとに外部の客観的指標との相関を求めたものが表3-13である。制度信頼変数と客観指標の相関は、主観的制度評価変数の集約指標としての因子得点の妥当性検討のために行ったものである。他方、一般的信頼の国レベル平均との相関は、本章の国レベルの一般的信頼の規定構造の検討の参考として、国レベルでの客観指標と一般的信頼の関係の強さの評価を行ったものである。使用した外部変数は主に公的機関に関する制度評価指標であり、Delhey and Newton (2005)を参考とした。同論文で「Good Government(良き政府・行政)」と称される指標群に近いものを主に用いたが、ジニ係数のみは不平等度の指標である。

表 3-13 制度信頼変数・一般的信頼と客観的制度評価指標との相関

	伝統社会		世俗化社会		自律化社会		
	国家制度 への信頼	一般的 信頼	国家制度 への信頼	一般的 信頼	秩序維持 制度への 信頼	政治制度 への信頼	一般的 信頼
Corruption Perceptions Index ^{a)} 腐敗認知指数	.112	-.128	-.144	.056	.670**	.312	.681**
Political Stability ^{b)} 政治的安定性	.063	-.341	-.008	.169	.327	.114	.538**
Rule of Law ^{b)} 法による統治	.395*	-.066	-.105	.050	.669**	.249	.680**
Government Effectiveness ^{b)} 行政の有効性	.215	-.072	-.070	.191	.644**	.302	.653**
Regulatory Quality ^{b)} 規制の質	.009	-.239	-.265	-.043	.605**	.067	.482**
Control of Corruption ^{b)} 腐敗の制御	.223	-.196	-.087	.065	.595**	.287	.660**
Voice and Accountability ^{b)} 市民の声と説明責任	.071	-.205	-.515**	-.401*	.649**	.330	.666**
GINI Index ^{c)} ジニ係数	-.339	-.380*	.250	.347	-.123	-.030	-.252

*: $p < .05$

** : $p < .01$

Data Source:

a) Transparency International: <http://www.transparency.org/research/>

b) (World Bank) The Worldwide Governance Indicators (WGI) project:
<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home>

c) GINI index (World Bank Estimate): <http://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.GINI>

良き政府・行政の指標については自律化社会において全般に、秩序維持制度への信頼および一般的信頼との間で高い相関が観察されるのに対して、世俗化社会・伝統社会では高い相関が得られにくい。

第 4 章

道德的信頼の形成における

制度的公正と社会的平等の役割

4.1. 本章の目的

前章では、社会の近代化度の差異による一般的信頼の規定構造を比較した結果、人々の行為選択に対して国家が影響力をもつ世俗化社会で顕著であった、一般的信頼に対する（アソシエーション参加と比べた）制度信頼の強い影響力が、自律的な行為選択が重視される自律化社会においても維持されることが明らかとなった。このことから、第二の近代において、制度信頼が道徳的信頼の形成を通じて一般的信頼形成に寄与していることが間接的に示された。ただし道徳的信頼および制度的規範の評価による制度信頼をもちいた分析を行っていないため、制度の規範形成機能による道徳的信頼形成に関する仮説検証の面では不十分な点が残されている。そこで本章では、前章の分析を補完するため、第二の近代の一つに分類される日本のデータをもちい、制度的規範に対する評価としての制度信頼が、一般的信頼における道徳的信頼の側面を高めるメカニズムを直接的に検証することを目的とする³⁵。

4.2. 仮説

4.2.1. 制度的公正と社会的平等による道徳的信頼形成のプロセス

規範的・制度アプローチでは、人々が、制度自身が実践すべき制度的規範を達成していると評価するとき（制度的規範の実践に対する評価による制度信頼）、人々も自発的にその規範を内面化し、それにより互いに基本的価値を共有することが可能になることから、道徳的信頼が形成されることが想定される。制度的規範の具体的内容として、先行研究では主に「制度的公正（institutional fairness）」と「社会的平等（social equality）」が取り上げられている。これらの規範は以下の理由から重要である。制度的規範が道徳

³⁵ 本章の内容は、科学研究費補助金研究「一般的信頼の概念測定の普遍性と協力行動に対する効果に関する研究」（特別研究員奨励費）の助成を受けたものである。

的信頼の形成につながるためには、人々が制度による規範の実践を評価し、そして人々自身がその規範を内面化する必要がある。そのためには、国民の誰もがその価値を妥当であると認めるような規範でなければならない(Offe 1999)。同じ国家制度の下で生活する、多様な価値をもつ見知らぬ他者は互いに、政治的方向性による制度への支持は異なるかもしれない。しかし制度が公正や平等という規範を実践するべく政策やサービスを運営することに対しては、誰もが支持すると Rothstein and Stolle (2002) が主張しているように、公正や平等は Offe (1999) が言う「誰もが妥当と認める規範」であろう。そのように同じ制度の下で他者の誰もが同様に制度を評価することが期待されるからこそ、人々もまたその規範を内面化するようになると考えられる。その結果、以下に述べる様に、道徳的信頼の醸成につながると予想される。こうした理由から、制度的規範として、本研究は「制度的公正」と「社会的平等」に着目する。

先行研究では「制度的公正」と「社会的平等」の一般的信頼形成プロセスについて以下の様に論じられている。2章で述べたように、国家制度の特性と一般的信頼の関連を扱ったこれまでの研究の多くは、一般的信頼の持つ道徳的側面と計算的側面について明示的に区別していない。そのため以下に挙げる研究はいずれも「道徳的信頼」と特定せずに「一般的信頼」に対する国家制度の影響を議論しているが、その内容は一般的信頼の道徳的側面を想定した議論となっている。

制度的公正が道徳的信頼を高める効果

Rothstein and Stolle (2002, 2008) は、制度的公正が一般的信頼を高める効果を次の様に論じている。制度的公正 (institutional fairness) とは、公的制度にかかわる組織や職員が不正や汚職を行わず、誠実に偏りなく制度運営を行うことを意味する。この規範を、人々の安全と利益を維持する上で直接人々と関わりをもつ警察や司法といった秩序維持制度が実践しているという評価による制度信頼が一般的信頼を高めるという。反対に、警察や司法において不正や汚職が蔓延すると、それが社会の規範とみなされ、市民自身も社会で必要なものを手に入れるために不正や汚職という負の規範を習

慣化してしまう。そのような社会では一般的信頼は醸成されない(Rothstein and Stolle 2002, 2008)。

こうした議論は、2章表 2-1 を参考にすると、人々の秩序維持制度の制度的公正に対する制度信頼（以下、適宜「秩序維持制度への信頼」とする）が高いとき、人々自身も公正さの規範を内面化することから、他者と基本的価値を共有しやすくなり、一般的信頼の「道徳的」側面が醸成されるというプロセスとして理解することができる。従って秩序維持制度は、合理的・制度アプローチによる「監視・制裁能力により計算的信頼を促進する効果」の他に、規範的・制度アプローチによる「制度的公正の達成により道徳的信頼を促進する効果」をもつことが予想される。

社会的平等が道徳的信頼を高める効果

次に社会的平等と一般的信頼の関係については次の様に議論されている。社会的平等（social equality）とは、福祉制度によって社会における経済的な平等、および機会の平等が達成されている状態のことである。社会的平等が達成されている社会では、人々が連帯し、基本的価値を共有しやすいことから、一般的信頼が高くなる（Rothstein and Uslaner 2005）。反対に、社会における不平等を是正する適切な政策が実施されなければ、不平等という規範が人々に浸透し、他者を平等に扱わないことが習慣化することから、そのような社会では一般的信頼は醸成されない(Offe 1999)。これらの議論は、2章表 2-1 を参考にすれば、福祉制度に対する制度信頼、より具体的には、福祉制度によって社会的平等が達成されているという評価（以下、適宜「社会的平等の達成度評価」とする）が、他者と基本的価値を共有しているという意識を高め、一般的信頼の「道徳的」側面を形成するというプロセスとして理解することができる。

以上の理論的整理にもとづき、以下のとおり本章における仮説 1 を得る。

仮説 1. 秩序維持制度への信頼、および社会的平等の達成度評価がそれぞれ、道徳的信頼を高める。

4.2.2. 制度的公正と社会的平等の対照的性質と相互作用

以上が、本研究が予想する、制度的公正と社会的平等がそれぞれに道徳的信頼を高める効果である。本研究ではこれに加えて、制度的公正と社会的平等という二つの制度的規範の達成が道徳的信頼の形成に寄与するメカニズムを検証する上で、以下のような秩序維持制度と福祉制度の対照的な性質に着目し、それらの相互作用によって道徳的信頼が高まるプロセスを予想する。

秩序維持制度の行為制限的性質

秩序維持制度は、社会秩序を維持するために法的強制力によって人々の行為の選択肢を制限することから、行為制限的な性質が強い。Inglehart and Welzel (2005)によれば、北欧や西欧、アメリカ、日本など、第二の近代といわれる先進諸国では、国家の権威が衰退し、個人の自律的な選択が重視される方向に社会が変化している。こうした変化は、個人化(Beck and Beck 2002)ともいわれる。市民の健全な懐疑主義は民主主義にとって不可欠であると Levi (1998)が指摘するように、社会において個人化が進むと、国家権力に対する市民の監視が強まり、行為制限的な秩序維持制度の公正さに対する市民の要求水準が高まることで、秩序維持制度の公正さの実態に変化がなくとも、人々の秩序維持制度に対する懐疑的な態度が強まると予想される。類似の考察はやや文脈を変えて Dalton(2005)にも見られ、やはり行政の失態そのものよりも、市民の期待の変化が、政治的信頼の低下を促す現象は高度に産業化した社会に広く観察されることが指摘される。こうした「批判的な市民」像(Critical Citizens)は、Norris (1999)において広範囲に論じられ、その中で Inglehart 自身が、近年の米国等の先進諸国における政治的信頼の低下を解釈するにあたり、その正体は権威に対する盲従的態度の低下であって、民主的統治に対する支持はこれらの社会においてむしろ上昇していることを指摘する(Inglehart, 1999)ことと基本的に方向を一にするものと言える。

福祉制度の行為解放的性質

一方、福祉制度は社会的平等の達成によって、人々の権利を守り、行為の選択肢を増やすことから、行為解放的な性質が強い制度であると言えることができる。行為解放的な福祉制度は人々の自律的な行為を支える基盤となる。実際、例えば Inglehart らはポスト工業化が人々の選択の自由を増し、様々な社会的制約からの解放をもたらすこと（そのことが自己表現価値の高まりにつながることを）を論じる中で（Inglehart and Welzel 2005, Chap.1）、福祉国家が（ポスト工業化に伴う）個人化のトレンドを支えることも述べた上で、別の箇所では、自己表現価値の強調が、国家レベルでの両性の平等に対する最も強い相関要因であることを指摘している（同 Chap.12）。言うまでもなく両性の平等は福祉制度による社会的平等達成の最も代表的な側面である。以上のような福祉制度の行為解放的性質を踏まえると、第二の近代においては、福祉制度の帰結としての平等達成が自律的行為の成立基盤としてその成員により強く意識され、したがって、個人の価値形成に対する影響力を強めるものと思われる。

このような秩序維持制度と福祉制度の対照的な性質をふまえると、以下のことが予想される。第二の近代において社会の個人化が進むほど、人々の秩序維持制度に対する懐疑的な態度は強まっていく。その過程においては、秩序維持制度の制度的公正に対する評価が低い人もいれば高い人もいるだろう。そのなかで、秩序維持制度への信頼が低い人ほど、行為制限的な制度に対する健全な懐疑的態度をもっており、そのような人々は、行為開放的な福祉制度による社会的平等の達成が自身の自律的行動の基盤の成立根拠となることをより強く意識する。したがって、健全な懐疑的態度の強い人ほど、福祉制度による平等達成を高く評価することが、自律的な信頼としての道徳的信頼に強い効果を持つと予想される。以上から本章における仮説2を得る。

仮説2. 秩序維持制度への信頼が低い人ほど、福祉制度による社会的平等の達成を評価していることが道徳的信頼により強く結びつく

これを検証するため、本研究では道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用効果についても検討する。

以上をまとめると、本章の仮説1は、「秩序維持制度への信頼」と「社会的平等の達成度評価」の道徳的信頼に対する主効果に関する仮説であり（図4-1）、仮説2は「秩序維持制度への信頼」と「社会的平等の達成度評価」の間の交互作用効果に関する仮説である（図4-2）。

図4.2での太い矢印は、社会的平等の達成度評価から道徳的信頼への（主）効果の大きさに応じて太さを変えたもので、左側に記された秩序維持制度への信頼が低まるほどに、矢印が太くなるという形で交互作用を表現したものとなっている。

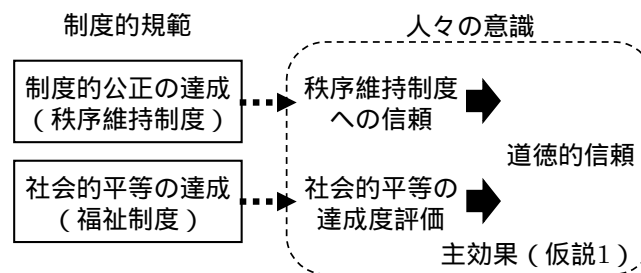


図 4-1 仮説 1 のメカニズム

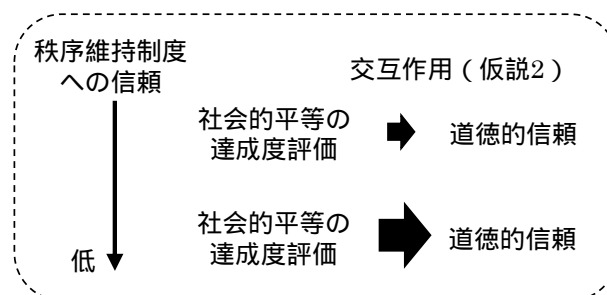


図 4-2 仮説 2 のメカニズム

4.3. 方法

4.3.1. データ

データ

「対人関係に関する意識調査」(方法：ウェブ調査，委託：株式会社インテージ，実施：2011年2月25-28日)を用いる。

調査対象

インテージ・ネットモニターに登録する日本全国20-69歳男女である。
サンプリング

2010年国勢調査の人口比例(全国10エリア×年代10歳ごと5階級×男女=100セル)で割り当てを行い、3,658人に回答を依頼し、1,137人(31.1%)から有効回答を得た。このうち、本研究で使用する変数すべてに欠測のない819人のデータを用いて分析を行う。

4.3.2. 従属変数

一般的信頼項目の多義性の問題

本分析では、一般的信頼のうち特に道徳的信頼を従属変数とする。道徳的信頼の主要論者である Uslander (2002) は、道徳的信頼の項目として、従来一般的信頼の項目として用いられている二値項目³⁶(「問：一般的に言って、たいていの人は信頼できると思いますか、それとも、人につきあうときには用心するにこしたことはないと思いますか」「答：たいていの人は信頼できる / 用心するにこしたことはない)をもちいており、道徳的信頼に特化した測定項目を独自に作成していない。これは、Uslander が一般的信頼とは道徳的価値であり、他者を計算的に信頼することは一般的信頼ではないと主

³⁶ この二値項目は、一般的信頼を合理的計算と捉えるか道徳的価値と捉えるかの立場によらず、一般的信頼の項目として日本国内外で最も多く用いられている(たとえば、統計数理研究所の「日本人の国民性調査」、米国の General Social Survey、およそ100か国で行われている World Values Survey などが該当する)。本研究でも3章でこの項目を一般的信頼としてもちいた。

張していることにおそらく起因する。

しかし近年、この項目は選択肢に「用心」を含むことなどから、個人の信頼しようとする傾向ではなく、社会環境の信頼性に対する評価を測っていると指摘されている（Putnam 2000, Newton 2001, 林 2006）。これはつまり、当該社会の他者一般が信頼できるかという計算を測っている可能性に対する指摘である。この一般的信頼項目の測定の問題は、信頼研究の方法論的課題となっているが、これまでのところ、決着はついていない。

本研究ではより柔軟な立場をとり、この二値項目は、Uslaner のいうように道徳的価値としての信頼を測っている可能性と、Putnam（2000）らの指摘のように、計算的な信頼を測っている可能性も排除しない。しかしながら本章の目的は、特に道徳的信頼に対する制度的規範の効果を明らかにすることにある。したがって、計算的信頼の要素を含むと想定される従来の一般的信頼項目を道徳的信頼の変数としてもちいるのは適切ではない。そこで本研究では Uslaner（2002）の論じる道徳的信頼の特徴をより直接的に捉える尺度を新たに以下のとおり作成することとした。

道徳的信頼尺度の作成

Uslaner（2002）が論じる道徳的信頼の定義や特徴を日本語に翻訳する形で、以下の6項目を作成した。

1. 人々は、基本的な道徳的価値観を共有している
2. 自分が他人からして欲しいと思うことを、他人にすべきである
3. 見知らぬ人と接するときでも、肯定的にその人を見なければならない
4. 見知らぬ人が、人として尊敬できる人か、そうでない人かわからないときには、尊敬できるものと見なさなければならない
5. 見知らぬ人と接するときでも、その人を信頼できる人であるように見なし扱わなければならない
6. 人々は互いに信頼すべきである

5段階評価（1：非常に反対する～5：非常に賛成する）

これら 6 項目の合計得点 (Cronbach の α 係数=0.75) を道徳的信頼の尺度としてもちいる³⁷。

また本研究では、仮説 1 が予想する、秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の道徳的信頼に対する各効果を検証する際、観察される効果が道徳的信頼に対して特異的であるかどうかも検討するため、比較対象として、計算的信頼を含むと想定される従来の一般的信頼項目に対する効果も検討する。

4.3.3. 独立変数

まず仮説の検証にかかわる主要な 2 変数は以下のとおりもちいる。

秩序維持制度への信頼

「警察」、および「法律や裁判の制度」をそれぞれの程度信頼しているか(「1: 全く信頼していない」~「4: 非常に信頼している」の 4 段階評価)の合計得点 (Cronbach の α 係数=0.65) を用いる³⁸。

社会的平等の達成度評価

「富の公平・公正な分配」、「男女の平等」、「出身に左右されない、人生における機会の平等」の 3 項目がそれぞれ日本でどれくらい実現されていると思うか(「1: 全く実現されていない」~「4: 十分に実現されている」の 4 段階評価)の合計得点 (Cronbach の α 係数=0.72) を用いる。この 3 項目のオリジナルは、Euromodule や German Welfare Survey の「当該国にお

³⁷ 章末付録には、道徳的信頼尺度 6 項目の項目分析の結果を示す。内的一貫性は比較的高いと言え、合計得点を算出することに問題はない。

³⁸ ここで測定している「秩序維持制度の(公正さ)に対する信頼」は、3 章でもちいた制度信頼と同様、制度的規範に対する制度信頼に特化した測定となっており、厳密には、公正さだけでなく、監視・制裁に対する制度信頼も測定に含まれるとおもわれる。ただし 3 章の分析とは異なり、従属変数の方で道徳的信頼を直接測定しているため、道徳的信頼と制度信頼の間にみられる関連は、監視・制裁に対する制度信頼との関連よりも、公正さに対する制度信頼との関連が表れる傾向が強いと考えられる。

ける公益の達成度評価」を測定する 13 項目に含まれる。Delhey and Tobsch (2000) はこの 3 項目をまとめて Justice の達成度評価として用いており、本研究はこれを参考にした。

これら 2 変数は交互作用効果についても検討することから、多重共線性を避けるために、標準化した変数を用いる。

アソシエーションへの参加度

また、本研究の主要な分析対象ではないが、市民社会アプローチにより一般的信頼の重要な規定因とされるアソシエーションへの参加度も独立変数として用いる。その尺度として、8 種類の組織（地縁的組織、スポーツ・趣味・娯楽の組織、ボランティア・NPO・市民活動の組織、国際協力活動の組織、商工会・同業者団体、労働組合、教会・宗教団体、政治団体・後援会）への参加有無（参加：1、不参加：0）の合計得点（Cronbach の α 係数=0.50）を用いる。

統制変数

分析では以下の基本属性を統制する。性別は女性ダミーを、年齢は 1 歳刻みを用いる。教育年数は、最終学歴より中学 9 年、高校 12 年、短大・高専・専門学校 14 年、大学 16 年、大学院 18 年として換算した。さらに有職ダミー、世帯年収（単位：100 万）、都市規模（町村を参照カテゴリとし、人口 20 万未満市、人口 20 万以上市、政令指定都市をそれぞれダミー変数とする）についても統制する。

4.3.4. 分析の手順

以上の変数を用いて、次の手順で分析を行う。

手順 1. 主効果の検証

まず本章の仮説 1 が予想する、秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成

度評価の道徳的信頼に対する各主効果を検証し、それらの効果が道徳的信頼に対して特異的であるかについても同時に検証する。比較対象である一般的信頼項目を従属変数とするロジスティック回帰分析（モデル a1）と、道徳的信頼を従属変数とする重回帰分析（モデル b1）を行い、モデル間で秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の効果について比較する。

手順 2. 交互作用効果の検証

次に本章の仮説 2 が予想する、道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用効果を検証するため、道徳的信頼を被独立変数とする重回帰分析（モデル b1）に、秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用項を投入したモデルを検討する（モデル b2）。

4.4. 結果

4.4.1. 記述統計

分析に用いる変数の記述統計は表 4-1 のとおりである。従属変数のうち道徳的信頼の平均値は 20.68 と、全体として肯定的反応がやや多い分布となっている³⁹。一方、一般的信頼については、「たいていの人は信頼できる」と回答した人の割合は 27%と 3 割に満たず、全体的に低信頼の傾向がみられる。

4.4.2. 一般的信頼と道徳的信頼に対する各独立変数の効果

回帰分析の結果は表 4-2 のとおりである。はじめにモデル a1 とモデル b1 の結果から、道徳的信頼と一般的信頼に対する各独立変数の効果を検討する。

基本属性の効果

道徳的信頼に対して女性ダミーの正の有意な効果がみられるのみである。

³⁹ 章末付録の、項目毎の分布も参照のこと。

収入や教育などの社会経済的要因や都市規模による影響は、一般的信頼、道徳的信頼のいずれに対してもみられない。

アソシエーション参加度の効果

一般的信頼、道徳的信頼の両方を有意に高める効果がみられる。一般的信頼だけでなく、道徳的信頼に対してもアソシエーション参加の効果がみられたことから、アソシエーション参加が市民的価値としての信頼を形成しているという市民社会アプローチの主張は支持される結果となった。

表 4-1 分析に用いた変数の記述統計

	最小	最大	平均値	標準偏差
(従属変数)				
道徳的信頼	6	30	20.68	3.00
一般的信頼	0	1	0.27	0.45
(独立変数)				
女性ダミー (ref: 男性)	0	1	0.46	0.50
年齢	20	69	46.28	13.42
教育年数	9	18	14.39	1.91
有職ダミー (ref: 無職)	0	1	0.68	0.47
世帯年収 (単位: 100 万)	1	16	5.65	3.46
都市規模 (ref: 町村)				
人口 20 万未満市ダミー	0	1	0.36	0.48
人口 20 万以上市ダミー	0	1	0.26	0.44
政令指定都市ダミー	0	1	0.31	0.46
アソシエーション参加度	0	8	1.06	1.20
秩序維持制度への信頼	2	8	4.99	1.30
標準化スコア	-2.29	2.31	0.00	1.00
社会的平等の達成度評価	3	12	6.34	1.85
標準化スコア	-1.81	3.07	0.00	1.00

注) N=819. ref: 参照カテゴリ。

秩序維持制度への信頼，および社会的平等の達成度評価の効果

本研究の主要な独立変数である秩序維持制度への信頼，および社会的平等の達成度評価の効果は以下のとおりである．秩序維持制度への信頼は，一般的信頼，道徳的信頼の両方を有意に高めている．一方，社会的平等の達成度評価は，道徳的信頼のみを有意に高めており，一般的信頼に対する有意な効果はみられない．これらの結果はまず，秩序維持制度への信頼，および社会的平等の達成度評価がそれぞれ道徳的信頼を高めるという本章の仮説 1 を支持している．

秩序維持制度への信頼が，道徳的信頼と一般的信頼の両方に効果を示したのとは対照的に，社会的平等の達成度評価は，道徳的信頼への特異な効果を示した．これは，社会的平等の達成度評価が，計算的信頼の要素を含む一般的信頼項目を高めることに対してはうまく働かないが，より純粋に一般的信頼の道徳的側面のみを測った尺度に対してはうまく働いていることを意味している．つまりこのことは，社会的平等の達成度評価と道徳的信頼の間に強い関連があることを示すものである．

4.4.3. 道徳的信頼に対する「秩序維持制度への信頼」と「社会的平等の達成度評価」の交互作用の検討

次に，道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用効果を検証する（表 4-2 のモデル b2）．交互作用効果は負の有意な値を示している⁴⁰．また交互作用項投入前のモデル b1 と比べて調整済み決定係数は 0.091 から 0.099 に増加し，モデルの説明力は改善している．負の交互作用は，秩序維持制度への信頼が低い人ほど，社会的平等の達成度評価が道徳的信頼を高める効果が強いことを示している．これをより理解しやすくするため，交互作用の様子を図 4-3 に示した．モデル b2 の回帰式に，年齢，教育年数，世帯年収，アソシエーション参加度の平均値，および男性，

⁴⁰ 表 4-2 には示していないが，一般的信頼に対しても同様に交互作用効果をモデル a2 として検証してみたところ，有意な効果はみられなかった．

有職，人口 20 万未満市（すべてカテゴリの最頻値）を表す値を代入した上で，秩序維持制度への信頼が各値をとるときの社会的平等の達成度評価と道徳的信頼の関係を 7 つのグラフに示した。横軸は，社会的平等の達成度評価，縦軸は道徳的信頼のレベルを表す。秩序維持制度への信頼のレベルが低い右のグラフほど，回帰直線の傾きが大きく，社会的平等の達成度評価が道徳的信頼に及ぼす効果が大きいことがわかる。

以上から，秩序維持制度への信頼が低い人ほど，社会的平等の達成を評価していることが道徳的信頼により強く結びつく，という本章の仮説 2 は支持されたといえるだろう。

表 4-2 一般的信頼，道徳的信頼の回帰分析の結果

	モデル a1 一般的信頼		モデル b1 道徳的信頼		モデル b2 道徳的信頼	
	B	S.E.	B	S.E.	B	S.E.
（切片）	-2.691 **	0.890	19.352 ***	1.060	19.522 ***	1.057
女性ダミー（ref：男性）	0.230	0.182	0.832 ***	0.222	0.803 ***	0.221
年齢	0.004	0.007	-0.003	0.008	-0.003	0.008
教育年数	0.056	0.047	0.046	0.057	0.043	0.056
有職ダミー（ref：無職）	0.049	0.189	0.060	0.231	0.024	0.230
世帯年収（単位：100 万）	0.022	0.025	0.024	0.031	0.026	0.030
都市規模（ref：町村）						
人口 20 万未満市ダミー	0.100	0.329	-0.258	0.407	-0.230	0.405
人口 20 万上市ダミー	0.035	0.341	-0.113	0.420	-0.091	0.418
政令指定都市ダミー	-0.030	0.337	-0.096	0.414	-0.065	0.412
アソシエーション参加度	0.309 ***	0.069	0.354 ***	0.087	0.360 ***	0.087
秩序維持制度への信頼 ^a	0.435 ***	0.096	0.544 ***	0.111	0.498 ***	0.112
社会的平等の達成度評価 ^a	0.071	0.089	0.243 *	0.109	0.258 *	0.108
秩序維持制度への信頼 ^a と 社会的平等の達成度評価 ^a の交互作用					-0.255 **	0.087
Nagelkerke R^2	0.118					
G	69.519***					
R^2			0.103*** ^b		0.113*** ^b	
（Adjusted R^2 ）			(0.091)		(0.099)	
R^2					0.008*** ^c	

注） $N=819$ 。モデル a1：ロジスティック回帰分析。モデル b1, b2：重回帰分析。B：非標準化係数。S.E.：標準誤差。ref：参照カテゴリ。a：標準化した変数を使用。G：切片のみのモデルとの尤度比の差（尤度比検定）。b： R^2 の有意性の検定。c：モデル b1 との R^2 の差の有意性の検定。*** $p<.001$ ，** $p<.01$ ，* $p<.05$

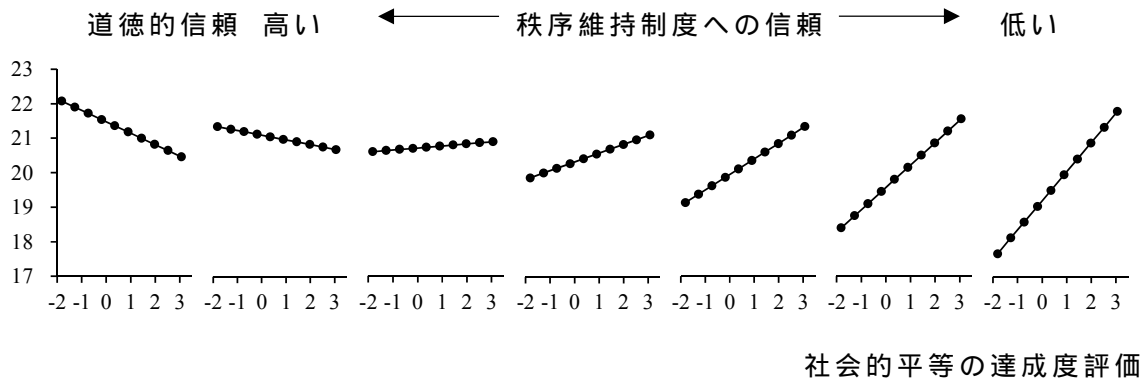


図 4-3 道徳的信頼に対する
秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用（モデル b2）

4.5. 考察

分析結果に関する考察

規範的・制度アプローチは、国家制度が監視・制裁機能によって一般的信頼の計算的側面を高める効果の他に、制度的規範の達成によって道徳的側面を醸成する可能性を指摘してきたが、そのメカニズムは実証的に検証されてこなかった。このことは、制度アプローチ自身が一般的信頼における計算的側面と道徳的側面を明示的に区別してこなかったことが原因にある。

これに対し本章では、一般的信頼のうち特に道徳的側面に特化した測定をおこない、その上で制度的公正と社会的平等という二つの制度的規範の達成が道徳的信頼を高める効果について、日本の調査データから実証的に検討した。本章で明らかにしたことは、以下のとおりである。

第一に、警察や司法という秩序維持制度は、制度にかかわる組織や個々の職員が自ら不正や汚職を慎み、制度的公正の規範を体現していることを示すことにより、道徳的信頼の醸成に寄与することが示された。

第二に、社会的平等の達成度に対する評価は、従来の一般的信頼項目には影響せず、本研究が作成した道徳的信頼のみを高めることが示された。このことは、本研究が道徳的信頼に特化した測定を行ったことにより明らかとな

った。この結果から、人々の社会的平等の達成に対する認識の高まりが道徳的信頼の醸成を促進することが示された。

第三に、本章の分析からは、道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用効果も示された。交互作用は、秩序維持制度の公正さに対して懐疑的である人ほど、社会的平等の達成度に対する肯定的な評価が道徳的信頼により強く結びつくことを示した。この結果は次のことを示唆している。上で論じたように、人々が道徳的価値として他者を信頼するために、秩序維持制度が制度として公正さを体現することは重要である。しかしながら、個人化が進み、人々の自律的選択を重視する方向に社会が変化していく先進諸国では、国家権力に対する市民の監視が強まり、制度的公正に対する市民の要求水準の上昇によって、秩序維持制度の公正さに対する懐疑的な態度が強まると考えられる。そうであるとすれば、それを補完するように、福祉制度が社会的平等の達成によって道徳的信頼の醸成に貢献することはますます重要となるだろう。

制度信頼と道徳的信頼の間の因果方向に関する考察

本章では、2章までの理論的考察にもとづき、人々の制度信頼（秩序維持制度の信頼と社会的平等の達成度評価）が道徳的信頼を高めるという因果方向を前提とした計量分析を行った。ただし、本研究の理論的枠組みの外ではあるが、人々の道徳的信頼の高さが秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価を高める、という逆の因果方向を主張することも理論的には可能である。なぜなら、他者一般を信頼しようとする心理的傾向の強さが、国家制度に対する肯定的な態度を引き出すこともあり得るからである（Lipset and Schneider 1983）。したがって、本章の重回帰分析で観察された道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の有意な効果が、逆方向の因果方向を表している可能性にも配慮する必要がある。そこで因果方向を検討するため、共分散構造分析（豊田 1998）により、秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価が道徳的信頼を説明するモデル（すなわち本章の表 4-2 のモデル b1 と同じモデル）と、道徳的信頼が秩序維持制度

への信頼と社会的平等の達成度評価をそれぞれ説明する逆因果モデル⁴¹について、モデル適合度（サンプルサイズ調整済み BIC）を比較したところ、前者のモデルの方がデータに適合していた⁴²。この結果は、本研究が想定した因果の方向の妥当性を支持している⁴³。

また本章では、日本国内のデータにより、秩序維持制度への信頼・社会的平等の達成度評価と道徳的信頼の関連について個人レベルの分析を行ったが、実は規範的・制度アプローチでは、国家レベルにおける制度的規範と一般的信頼の関連についても次のような議論がされている。Rothstein and Uslaner (2005) は、国家レベルにおいては双方向の因果関係、つまり因果の連鎖が生じることを主張している。具体的には、社会的平等度が高く、また制度の公正レベルが高い国ほど、(本章で述べた個人レベルのメカニズムと同様に) 人々の一般的信頼のレベルが高くなるが、さらに、一般的信頼が高い国では、人々が国の福祉政策の遂行に協力的であることから、社会的平等レベルが向上し、そのことが再び一般的信頼を高める、という因果の連鎖が想定される。この因果の連鎖は、逆に言えば、社会の不平等度が高く、制度が公正さを欠き腐敗した国では、一般的信頼のレベルは低下し、それにより福祉政策の推進が難しくなり、ますます社会の不平等が進む、という負の連鎖をも意味している (Rothstein and Uslaner 2005)。Rothstein らはこうした国家レベルで想定される悪循環 (これを Rothstein らは「不平等の罠 (inequality trap)」とよぶ) を深刻な政策課題ととらえ、そのメカニズムを、一般的信頼項目をもちいた分析により検討しているが、今後、一般的信頼項目だけではなく道徳的信頼尺度をもちいることで、より精緻な検討を行うことができるだろう。これを実行するためには、本章で行ったような道徳的信頼を含む調査を多数の国で行い、国レベル分析を行うことや、あるい

⁴¹ 本章表 4-2 のモデル b1 と同じ変数をもちい、道徳的信頼が秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価をそれぞれ説明する (いずれの回帰においても属性変数とアソシエーション参加を統制) パス解析モデルである。

⁴² サンプルサイズ調整済み BIC は、元の因果方向のモデル (本章表 4-2 のモデル b1 と同じ) が 4080.338 であるのに対し、逆因果モデルは 4497.597 であった。

⁴³ 因果方向についてより厳密な推論を行うためには、パネルデータ分析 (石田 2012) や反実仮想アプローチ (星野 2009) など、より高度な分析を行う必要がある)。

は、日本国内において同調査を重ね、時系列の分析を行うといったことが必要となるだろう。

日本国内の不平等感の変化と道徳的信頼の低下に関する考察

本章では、2011年2月時点の日本国内のデータをもちいた分析をおこなったが、この時点前後の日本における社会的平等度に対する人々の認識の変化とその背景、そして今後の道徳的信頼に対する影響について、以下に考察を述べる。

原(2010)によれば、日本では2000年以降の約10年間で人々の主観的な不平等感(所得格差に対する認識)が強まり、国際比較における不平等感の水準も高まっている。

不平等感は、所得格差の現状を必ずしも反映しないことがわかっている(大竹2005、浦川2015)。実際、2000年以降の約10年間、日本における所得格差は大きく変化していない(篠崎2013)。不平等感は所得格差の現状ではなくむしろ、生活水準の悪化に対する認識や今後の生活に対する不安感との関連が深いことが近年、実証的に明らかにされている(大竹・竹中2007、Oshio and Urakawa 2014)。したがって、2000年以降の約10年間で不平等感が高まった背景には、非正規雇用や生活保護受給世帯の増加⁴⁴にみられる貧困の拡大が原因としてあるかもしれない。

本章でもちいた2011年時点のデータにおける社会的平等の達成度評価(最小3、最大12)の平均は6.34(表4-1を参照)であった。1時点のデータのため他時点との比較を実際に行うことはできないが、上記の議論を踏ま

⁴⁴ 本章で用いた調査年にあたる2011年までの公的統計の数値を15年遡り参照すると、次のような数字となっている。総務省統計局の労働力調査(労働力特別調査および労働力調査詳細集計)によると、「(役員を除く)雇用者」のうち「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の内訳は、平成8(1996)年が3800万人対1043万人(非正規の割合21.5%)であったものが、平成23(2011)年には3334万人対1819万人(非正規の割合35.4%)のように、実数・割合ともに大きく伸びている(総務省統計局(n.d.))。また国立社会保障・人口問題研究所(2014)によれば、被生活保護世帯数(1ヶ月平均)と1000世帯当り被保護世帯数(カッコ内)は、平成8(1996)年に613,106(14.0)世帯であったものが平成23(2011)年には1,498,375(32.1)世帯であり、この間一貫して増加している。

えると、仮に 2000 年頃に同じ調査を行っていたならば、その時点と比べて 2011 年時点に観察された値 (6.34) は小さい (すなわち以前よりも 2011 年時の不平等感が増大している) ことが予想される。さらに 2011 年以降、現在まで非正規雇用、生活保護受給世帯はいずれも減っていないことから、今後日本では人々の生活水準の悪化の実感と将来への不安感はますます強まり、社会的平等の達成度に対する評価はさらに厳しくなっていくかもしれない。そして、それにともなう道徳的信頼の低下が懸念される。人々の強い不平等感が長年にわたり定着 (あるいはさらに増大) すれば、日本も今後、上で述べたような不平等感と低道徳的信頼の「負の連鎖」に陥る可能性がないとは言えない。これについては今後注意深く分析していく必要がある。そのためにはやはり、本研究でもちいた道徳的信頼、社会的平等の達成度評価を含む調査を今後も日本国内で繰り返し行い、道徳的信頼と不平等感の関連について、個人レベル分析と国レベル分析 (時系列分析) の両方から知見を積み重ねていく必要があるだろう。

4.6. まとめ

本章では 3 章の分析を補完するため、道徳的信頼および制度的規範に対する評価による制度信頼を測定したデータを分析することにより、制度が規範形成機能により道徳的信頼を高める効果を直接検証した。

第二の近代に位置する国の一つである日本の成人を対象としてインターネット調査を実施し、同調査データに対し、従属変数を道徳的信頼とし、独立変数の制度信頼として「秩序維持制度に対する信頼」と「社会的平等の達成に対する評価」をもちいた重回帰分析を行った結果、第一に 2 つの独立変数がそれぞれ道徳的信頼を高めること、第二に、秩序維持制度への信頼が低い人ほど、社会的平等の達成度評価が道徳的信頼により強く結びつくことを明らかにした。これらの結果により、第二の近代における道徳的信頼の形成に対し、国家制度が社会的平等という制度的規範を実践していくことの重要性が示された。それにより、制度が一般的信頼の形成に重要な役割を果たすことが期待される。

【章末付録】道徳的信頼尺度6項目の項目分析

4.3.2 節で説明した道徳的信頼尺度6項目の度数分布(表4-3)と、項目分析の結果(表4-4)を示す。表4-3に見られるように、回答は3(どちらともいえない)から4(賛成する)の選択率が高く、やや賛成方向に寄った回答分布になっている。例外は項目3で項目平均(表4-4)でもほぼ3程度となっている。

表4-3 道徳的信頼尺度6項目の度数分布(N=891)

		1 非常に 反対する	2 反対す る	3 どちら ともいえ ない	4 賛成す る	5 非常に 賛成する
項目1	度数	16	77	352	344	30
	(%)	2.0	9.4	43.0	42.0	3.7
項目2	度数	6	31	243	428	111
	(%)	.7	3.8	29.7	52.3	13.6
項目3	度数	8	77	354	346	34
	(%)	1.0	9.4	43.2	42.2	4.2
項目4	度数	21	133	473	175	17
	(%)	2.6	16.2	57.8	21.4	2.1
項目5	度数	13	84	392	309	21
	(%)	1.6	10.3	47.9	37.7	2.6
項目6	度数	3	21	186	492	117
	(%)	.4	2.6	22.7	60.1	14.3

注) 項目内容は下記の通り

項目1 人々は、基本的な道徳的価値観を共有している

項目2 自分が他人からして欲しいと思うことを、他人にするべきである

項目3 見知らぬ人と接するときでも、肯定的にその人を見なければならない

項目4 見知らぬ人が、人として尊敬できる人か、そうでないかわからな

いときには、尊敬できるものと見なさなければならない

項目5 見知らぬ人と接するときでも、その人を信頼できる人であるように見

項目6 人々は互いに信頼すべきである

表4-4 道徳的信頼尺度6項目の項目統計量(N=891)

	平均値	標準偏差	修正済み項目合 計相関 ^{a)}	項目が削除され た場合の α ^{b)}
項目1	3.36	.781	.424	.735
項目2	3.74	.764	.367	.749
項目3	3.39	.754	.595	.686
項目4	3.04	.749	.448	.727
項目5	3.29	.748	.603	.684
項目6	3.85	.696	.522	.708

a) 当該項目とそれ以外の5項目の合計得点の間の相関係数。

b) 当該項目を除いた5項目で尺度を構成した場合の α 係数。

表 4-3 の右 2 列に示した「修正済み項目合計相関」と「項目が削除された場合の α 」は、尺度分析における「項目識別力」の指標であり、当該項目が尺度全体としての内的一貫性に対して不適切なものとなっていないかどうかを検討するためのものである。前者は値が大きいほど識別力が高いと解釈され、後者は 6 項目で尺度構成をした場合の α 係数である 0.75 を下回れば、当該項目は尺度にとって必要な項目と判断される（削除すると α 係数すなわち内的一貫性の程度の意味での信頼性が低くなる）。表の数値は、これら 6 項目がいずれも当該尺度に必要であることを示しており、この 6 項目の合計得点により道徳的信頼の尺度とすることが適切である（内的一貫性の意味で）と判断される。

詳細の数値は割愛するが、主成分分析を行うと第一主成分の寄与率は 45.3% で第 2 成分以下の寄与率を大きく上回っており、当該項目群が一次的であることを示している。

第 5 章

結論

5.1. 本研究の結論

本研究は、第二の近代といわれる現代社会において、一般的信頼の形成に対し国家制度が果たす役割を、理論的、実証的に明らかにしたものである。以下に各章ごとの議論を要約し、本研究の結論をまとめる。

第1章では、近代化の進展に伴う信頼の質の変化について理論的検討を行った。社会学の信頼論には、合理的計算にもとづく信頼と、合理的計算を超えた信頼の二つの系譜があり、個人化が進む第二の近代においては計算を超えた信頼の重要性が高まると考えられている。しかし社会学の信頼論では、計算を超えた信頼の内容は明らかにされていない。一方、政治学を中心に発展してきた一般的信頼論では、計算的信頼を超えた信頼として「道徳的信頼」が位置づけられているが、一般的信頼の定義をめぐっては、一般的信頼を計算的信頼と定義する立場と道徳的信頼と定義する立場が対立しており、近代化の進展によって一般的信頼の質が変容する可能性が考慮されていない。本研究はこれら社会学と政治学の各信頼論の議論を整理することにより、第一の近代から第二の近代へと社会が移行するに従って、一般的信頼の2側面のうち、「計算を超えた信頼」である道徳的信頼の重要性が増していることを理論的に明らかにした。

第2章では、一般的信頼の規定構造に関する主要理論である市民社会アプローチと制度アプローチの対立について、計算的信頼と道徳的信頼の2側面から再検討した。従来、市民社会におけるアソシエーション参加が道徳的信頼を形成するのに対し、国家制度は監視や制裁という強制力により計算的信頼を形成すると考えられてきたことにより、市民社会アプローチが注目され、制度アプローチは軽視される傾向にあった。その原因は、制度アプローチにおいて計算的信頼と道徳的信頼が区別されてこなかったために、制度的規範の実践により道徳的信頼を形成する制度の規範形成機能が見落とされてきたことにある。そして、第1章で論じた第一の近代から第二の近代への移行に伴う一般的信頼の変質、すなわち道徳的信頼の重要性の増大という前提にもとづけば、第二の近代において国家制度は、道徳的信頼を高めることを通

じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすと考えられる。これを本研究の理論的仮説として提示した。

この理論的仮説を検証するため、本研究は大規模国際データと、独自に設計・実施した日本国内データを補完的にもちいて分析をおこなった。

第3章では、世界価値観調査と欧州価値観調査の統合データをもちいて、第2章で提示した仮説の妥当性を検討した。ただし同データでは一般的信頼のみが測定されており、道徳的信頼は測定されていないことから、道徳的信頼に対する制度信頼の影響を直接検証できないという問題がある。そこで同データの分析から、伝統社会と比べて第一の近代では、一般的信頼に対し制度信頼がアソシエーション参加と比べてより強い影響力をもつようになり、その影響力のバランスが第二の近代においても維持されることを検証することにより、第二の近代において制度信頼が道徳的信頼を高めていることを間接的に実証した。具体的には、Inglehart and Welzel (2005) の価値変化論にもとづき、分析対象国を「伝統社会」、「世俗化社会(第一の近代)」、「自律化社会(第二の近代)」に分類して、従属変数を一般的信頼、独立変数をアソシエーション参加、制度信頼とし、個人・国の2レベルを分析単位とするマルチレベル・ロジスティック分析を行った。その結果、世俗化社会と自律化社会の両方において、制度信頼はアソシエーション参加と比較して相対的に強い一般的信頼形成効果を持つことを明らかにした。

第4章では、第3章の分析を補完するため、新たに道徳的信頼尺度を構成し、同変数に対する(制度的規範に対する評価としての)制度信頼の影響を検証した。第二の近代に分類される日本の成人を対象に実施したインターネット調査データをもちいて、従属変数に道徳的信頼、独立変数に制度信頼として制度的公正と社会的平等に対する各評価をもちいた回帰分析を行った。その結果、制度的公正と社会的平等に対する評価がそれぞれ道徳的信頼を高めること、また、制度的公正への評価が低い人ほど、社会的平等に対する評価が道徳的信頼により強く結びつくことを明らかにした。以上の結果から、第二の近代における道徳的信頼の形成に対し、社会的平等という制度的規範が重要な役割を果たすことを示した。

以上3章と4章の分析結果により、第二の近代において国家制度は、道德的信頼を高めることを通じて、一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすという本研究の理論的仮説が実証的に支持された。

以上から、本研究の結論は以下のとおりである。第二の近代において国家制度は、制度的公正や社会的平等という制度的規範を実現していくことにより、道德的信頼を高めることが可能であり、それを通じて一般的信頼の形成に対し中心的な役割を果たすことが期待される。これまでソーシャル・キャピタル研究において過小評価されてきた一般的信頼形成における国家制度の役割は再評価されるべきであり、民主的に成熟した社会を実現する上で制度の規範形成機能に着目した制度設計を検討していくことが重要となるだろう。

以上を踏まえ、本研究の理論的、政策的含意と課題について以下に述べる。

本研究の理論的含意

本研究は、第二の近代における計算を超えた信頼の重要性を論じる社会学の信頼論と、一般的信頼における2側面、計算的信頼と道德的信頼を区別する政治学の信頼論を組み合わせることで議論することにより、第二の近代においては、計算を超えた信頼である道德的信頼の重要性が高まることを理論的に明らかにした。これにより社会学と政治学の両信頼論の精緻化に貢献した。そして一般的信頼の規定構造について計算・道德の2側面を区別して再検討することにより、従来見過ごされてきた国家制度の規範形成機能による道德的信頼形成効果に焦点を当て、第二の近代において国家制度が一般的信頼の形成に果たす役割を再評価する重要性を理論的に提示した。以上が本研究の理論的貢献である。

政策的含意

本研究が現在の日本社会に対して与える政策的含意は以下のとおりである。本研究では、第二の近代において一般的信頼を醸成する上で、国家制度による制度的規範の実践、特に、社会的平等の達成により、人々の不平等感

を改善することの重要性が明らかとなった。日本社会の不平等の現状をみると、ジニ係数や相対的貧困率が OECD 諸国の平均値を上回っており（平成 24 年版「厚生労働白書」より）、経済的格差は先進国の中でも比較的大きい。また、雇用や教育などの機会の不平等についても問題を抱えている。従って経済・機会の両面における不平等の実態を改善することで、人々の不平等感が解消され、道徳的信頼の醸成につながることを期待される。ただし不平等について政策的に論じる際には注意が必要である。一般に不平等感（または格差感ともよばれる）の効果や規定因に関する研究では、不平等感の実態としての不平等と望ましくないアウトカムの間をつなぐ媒介要因として捉えられている（浦川 2015）。ところが、人々の感じる不平等感と（ジニ係数など客観的指標によって定義される）不平等の実態との乖離がしばしば指摘される（たとえば、大竹 2005）。この問題は、不平等の実態をどのように捉えるかということと関係している。従来の客観的指標では捉えられていない不平等の側面が人々の不平等感を規定しているかもしれない。従って日本社会の不平等の現状に対し、従来の客観的指標にもとづく不平等度の縮減を目指すだけでなく、人々の認識としての不平等感を解消するためにこういった福祉政策をとるべきかを慎重に検討する必要があるだろう。具体的には以下に述べるように、福祉政策の制度設計に関する議論が重要となるだろう。

Rothstein and Uslaner (2005) は、一般的信頼の醸成につながる社会的平等達成の福祉政策のあり方として、福祉の対象を選別し一部の人々を優遇したサービスを提供する「セレクトティブな福祉政策」ではなく、誰もが同様にアクセスできるサービスを提供する「ユニバーサルな福祉政策」を次の理由から推奨している。セレクトティブな福祉政策は、サービス対象者の選別によって人々の間に搾取感や不名誉の烙印をうみ、他者への信頼はかえって低下する可能性がある。それに対してユニバーサルな福祉制度は、サービスの対象者を選別することなく、すべての人が同様に扱われるため、人々は価値を共有しやすく、他者への信頼が醸成されやすい。この Rothstein and Uslaner (2005) の主張に基づけば、富裕層から貧困層への所得移転政策による経済的平等の達成や、社会的に不利な立場の人々を優遇して雇用や教育の機会を増やす政策は、必ずしも効果的に道徳的信頼の醸成に寄与しないか

もしれない。もしそうであるとすれば、道徳的信頼の高い社会を目指す上では、すべての人々が同様にサービスにアクセスできる北欧型のユニバーサルな福祉政策の導入可能性も含めた政策の検討が必要となる。これについて議論するためには、当該社会において、セレクトティブな政策による平等達成に対する人々の評価とユニバーサルな政策による平等達成に対する評価のどちらが、道徳的信頼への促進効果が高いかについて、分析する必要があるだろう。

5.2. 本研究の課題

本研究に残された課題、あるいは本研究の理論的含意から導かれる一般的信頼研究全般に向けた課題について、以下に述べる。

第一の課題として、本研究は一般的信頼における計算的信頼と道徳的信頼の2側面と、国家制度がもつ監視・制裁と規範形成の2つの機能の対応を明らかにすることで、国家制度がもつ2つの異なる信頼形成のプロセスについての整理を行ったが、実際に実証的な検討を行ったのは道徳的信頼（4章）と、2側面を包含すると予想される世界価値観調査と欧州価値観調査における「一般的信頼」項目（3章）についてである。道徳的信頼とは区別して測定されるべき計算的側面についての実証データを用意することができていない。そのため、今後両者を同時に測定しながらその規定要因についての測定も行ったデータによる検討を行うことで、2章で論じた理論的仮説をより包括的に検討することができるだろう。また本研究では道徳的信頼とは「計算を超えた信頼」であることを想定しているが、本研究が開発した道徳的信頼項目が本当に合理的計算を超えた信頼を測定しているかについては、やはり道徳的信頼とともに計算的信頼についても測定し、両者が独立しているかを確認する必要がある。

第二の課題は、測定対象に関する一般化可能性の範囲についてである。4章で示した道徳的信頼に対する秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の各主効果、および二要因の交互作用効果に関する仮説は、日本国内の一時点の調査データを用いて検証した結果支持された。これらの仮説が日

本内外の他のデータにおいても支持されるかは、今後検証しなければならない。特に、秩序維持制度への信頼と社会的平等の達成度評価の交互作用効果に関する仮説は、先進諸国における個人化という社会変化のなかで、道徳的信頼の形成において制度的規範が果たす役割が変容する現象を予測しようとするものである。従って仮説がより普遍的な文脈において支持されるためには、時系列データや多国データを用いて、社会レベルでの個人化の進行が、道徳的信頼形成における制度的規範の役割を変容させるプロセスを検証する必要があるだろう。そのプロセスの解明により、信頼構築の先にある民主的ガバナンスの達成にむけて、今後国家がどういった順序で諸制度を整備していくべきか、知見がもたらされると期待される。

第三の課題は、3章の分析モデルにおける制度の変数に関わる課題である。本研究のうち第3章は世界価値観調査・欧州価値観調査における制度信頼の項目を個人レベル・国レベルの2レベルでモデル化したが、国レベルの制度の客観変数を導入した本格的な検討を行っていない(章末付録3に相關のみの予備的検討を示した)。本来ならば客観的な制度パフォーマンスの結果として人々の制度信頼(主観要因)が形成され、その主観要因が客観要因と同時に個人レベル・国レベルの一般的信頼を形成するという全てのプロセスを含むモデルを構築することが理想であるが、文脈要因としての3社会分類を含めた場合には、国レベルでのサンプルサイズが十分でないことから、複雑なマルチレベル構造のモデルの推定には困難を伴うことが予想される。本研究では初期の立脚点として、主観要因間でのマルチレベル規定構造を検討したが、将来的には(国レベル)客観変数を入れたより包括的なモデルの構築が目標となる。このためには対象とする世界価値観調査のより新しい調査年次のデータを加えていくことで、より多くの国レベルのサンプル数を確保することが必要となるだろう。

第四の課題は、3.7.3節で指摘した、国レベルでのアソシエーション参加傾向の一般的信頼への効果の性格に関連した課題である。アソシエーション参加の有意な効果が3社会共に認められないものの、3社会中で唯一、自律化社会の国レベルにおいて、アソシエーション参加傾向と制度信頼の2変数の間に相関が観察されたのだが、その理由の解明がなされていないことであ

る。この課題は国レベル構造を含めたマルチレベル規定構造上の問題であり、単一の国の調査データの解析によって検討される課題ではない。また2章で提示した市民社会アプローチと制度アプローチにおける信頼形成のプロセスにおいて、市民社会アプローチの道徳的信頼形成機能の他に、規範的・制度アプローチの存在を提唱し、従来の合理的・制度アプローチとの間隙を埋める役割を担わせたことと連動させるためには、従属変数として2側面を包含する概念としての一般的信頼を設定するのではなく、信頼の2側面すなわち計算的信頼と道徳的信頼を峻別した国際比較調査データでの検討が必要となる。現在、そのような条件を満たす調査データは存在しないと思われる。例えば世界価値観調査で両者を測定する尺度が導入されることになれば、信頼形成プロセスのうち、規範的・制度アプローチを理論の中心に位置づけたことの妥当性に対するより十分な検討を行うことができ、その際にアソシエーション参加と制度信頼の間の関連の（価値変容に伴う）変化についても、改めて検討することが必要となる。

以上のような課題を抱えつつも、本研究は5.1節に示したような理論的・政策的含意をもたらした。改めて4つの課題を考えると、第一の課題としてあげた「道徳的信頼」と「計算的信頼」を峻別した測定を行うことの重要性が改めて示される。両者を同時に測定した多国データの解析が、2章で示した「道徳的信頼の形成における制度の可能性」をより包括的に論じるために必須の要件となることがわかる。一般的信頼の規定構造の解明は、その成果としての民主的に成熟した社会の達成要件の解明でもある。本論文はその端緒となる成果を得て、かつ今後検討すべき方向性を定位した研究と位置づけることができる。

引用文献

- Almond, G. and S. Verba. 1963. *The Civic Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Countries*. Princeton: Princeton University.
(石川一雄他訳[1974].『現代市民の政治文化』勤草書房.)
- Beck, U. and E. Beck-Gernsheim. 2002. *Individualization*. London: Sage.
- Brehm, J. and W. Rahn. 1997. "Individual-level Evidence for the Causes and Consequences of Social Capital." *American Journal of Political Science*, 41(3): 999-1023.
- Coleman, J. S. 1990. *Foundations of Social Theory*. Harvard University Press. (久慈利武監訳 [2004].『社会理論の基礎』青木書店.)
- Dalton, R. J. 2005. "The Social Transformation of Trust in Government." *International Review of Sociology*, 15(1): 133-54.
- Dawes, R. M. 1980. "Social Dilemmas." *Annual Review of Psychology*, 31(1): 169-93.
- Delhey, J. and V. Tobsch. 2000. "Understanding Regime Support in New Democracies: Does Politics Really Matter More than Economics?" No. FS III 00-403, *WZB Discussion Paper*.
- Delhey, J. and K. Newton. 2003. "Who Trusts?: The Origins of Social Trust in Seven Societies." *European Societies*, 5(2): 93-137.
- Delhey, J. and K. Newton. 2005. "Predicting Cross-national Levels of Social Trust: Global Pattern or Nordic Exceptionalism?" *European Sociological Review*, 21(4): 311-27.
- Delhey, J., K. Newton, and C. Welzel. 2011. "How General is Trust in "Most People"? Solving the Radius of Trust Problem." *American Sociological Review*, 76(5): 786-807.
- European Values Study 2015. "Surveys" EVS European Values Study (Website) URL: <http://www.europeanvaluesstudy.eu/> Retrieved March 15, 2016.
- Freitag, M. 2003. "Social Capital in (Dis) Similar Democracies: The

- Development of Generalized Trust in Japan and Switzerland.” *Comparative Political Studies*, 36(8): 936-66.
- Freitag, M. and M. Bühlmann. 2009. “Crafting Trust: The Role of Political Institutions in a Comparative Perspective.” *Comparative Political Studies*, 42(12): 1537-66.
- Giddens, A. 1990. *The Consequences of Modernity*, Cambridge. (アンソニー・ギデنز, 松尾精文・小幡正敏訳〔1993〕『近代とはいかなる時代か?』而立書房.)
- Giddens, A. 1991. *Modernity and Self-Identity*, California. (アンソニー・ギデنز, 秋吉美都他訳〔2005〕『モダニティと自己アイデンティティ』ハーベスト社.)
- Giddens, A. 1994. “Risk, Trust, Reflexivity.” Pp. 184-97 in *Reflexive Modernity*, edited by U. Beck, A. Giddens, and S. Lash. Cambridge: Polity Press.
- Grilli, L. and C. Rampichini. 2007. “Multilevel Factor Models for Ordinal Variables.” *Structural Equation Modeling*, 14(1): 1-25.
- Hardin, R. 1991. “Trusting Persons, Trusting Institutions.” *Strategy and Choice*, 185-209.
- Hardin, R. 2002. *Trust and Trustworthiness*. Russell Sage Foundation.
- Herreros, F. and H. Criado. 2008. “The State and the Development of Social Trust.” *International Political Science Review*, 29(1): 53-71.
- Hooghe, M. and D. Stolle. 2003. “Introduction: Generating Social Capital.” Pp. 1-18 in *Generating Social Capital: Civil Society and Institutions in Comparative Perspective*, edited by M. Hooghe and D. Stolle. New York: Palgrave Macmillan.
- Inglehart, R. 1997. *Modernization and Postmodernization: Cultural, Economic, and Political Change in 43 Societies*. Princeton: Princeton University Press.
- Inglehart, R. 1999. “Postmodernization Erodes Respect for Authority, but Increases Support for Democracy.” Pp. 236-56 in *Critical Citizens:*

- Global Support for Democratic Governance*, edited by P. Norris. New York: Oxford University Press.
- Inglehart, R. and C. Welzel. 2005. *Modernization, Cultural Change, and Democracy: The Human Development Sequence*. New York: Cambridge University Press.
- Jöreskog, K. G. and D. N. Lawley. 1968. "New Methods in Maximum Likelihood Factor Analysis." *British Journal of Mathematical and Statistical Psychology*, 21: 85-96.
- Knack, S. 2002. "Social Capital and the Quality of Government: Evidence from the States." *American Journal of Political Science*, 46(4): 772-85.
- Knack, S. and P. Keefer. 1997. "Does Social Capital Have an Economic Payoff? A Cross-country Investigation." *The Quarterly Journal of Economics*, 112: 1251-88.
- Levi, M. 1998. "A State of Trust." Pp. 77-101 in *Trust and Governance*, edited by V. Braithwaite and M. Levi. New York: Russell Sage Foundation.
- Lewis, J. D. and A. Weigert. 1985. "Trust as a Social Reality." *Social Forces*, 63(4): 967-85.
- Lin, N. 2002. *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lipset, S. M. and Schneider, W. 1983. *The Confidence Gap*. New York: The Free Press.
- Luhmann, N. 1973. *Vertrauen: ein Mechanismus der reduktion sozialer Komplexität*. Ferdinand Enke Verlag. (大庭健・正村俊之訳[1990]『信賴』勁草書房.)
- Luhmann, N. 1988. "Familiarity, Confidence, Trust: Problems and Alternatives." Pp. 94-107 in *Trust: Making and Breaking Cooperative Relations*, edited by D. Gambetta. Oxford: Blackwell.
- Luhmann, N. 1991. *Soziologie des Risikos*, Berlin. (小松丈晃訳[2014].

リスクの社会学.新泉社.)

- Mansbridge, J. 1999. "Altruistic Trust." Pp. 290-309 in *Democracy and Trust*, edited by M. E. Warren. Cambridge: Cambridge University Press.
- Misztal, B. A. 1996. *Trust in Modern Societies*. Cambridge: Polity Press.
- Möllering, G. 2001. "The Nature of Trust: From Georg Simmel to a Theory of Expectation, Interpretation and Suspension." *Sociology*, 35(2): 403-20.
- Muthén, B. O. 1994. "Multilevel Covariance Structure Analysis." *Sociological Methods & Research*, 22(3): 376-98.
- Muthén, B. O. and T. Asparouhov. 2011. "Beyond Multilevel Regression Modeling: Multilevel Analysis in a General Latent Variable Framework." Pp. 15-40 in *Handbook of Advanced Multilevel Analysis*, edited by J. J. Hox and J. K. Roberts. New York: Taylor and Francis.
- Muthén, L. K. and B. O. Muthén. 2010. *Mplus User's Guide, 6th Edition*. Los Angeles: Muthén & Muthén.
- Nannestad, P. 2008. "What Have We Learned about Generalized Trust, If Anything?" *Annual Review of Political Science*, 11: 413-36.
- Newton, K. 2001. "Trust, Social Capital, Civil Society, and Democracy." *International Political Science Review*, 22(2): 201-14.
- Norris, P. 1999. *Critical Citizens: Global Support for Democratic Governance*. New York: Oxford University Press.
- Offe, C. 1999. "How Can We Trust Our Fellow Citizens?" Pp. 42-87 in *Democracy and Trust*, edited by M. E. Warren. Cambridge: Cambridge University Press.
- Oshio, T. and Urakawa, K. 2014. "The Association between Perceived Income Inequality and Subjective Well-being: Evidence from a Social Survey in Japan." *Social Indicators Research*, 116(3): 755-770.

- Ostrom, E. 1998. "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action: Presidential Address, American Political Science Association, 1997." *American Political Science Review* 92(1): 1-22.
- Ostrom, E. 2009. "The Meaning of Social Capital and Its Link to Collective Action." Pp. 17-35 in *Handbook of Social Capital: The Troika of Sociology, Political Science and Economics*, edited by G. T. Svendsen and G. L. H. Svendsen. Edward Elgar Publishing.
- Paxton, P. 2007. "Association Memberships and Generalized Trust: A Multilevel Model across 31 Countries." *Social Forces*, 86(1): 47-76.
- Peters, B. G. 2011. *Institutional Theory in Political Science: The New Institutionalism*. Bloomsbury Publishing USA. (土屋光芳訳[2007]. 『新制度論』 芦書房.)
- Pruitt, D. G. and M. J. Kimmel. 1977. "Twenty Years of Experimental Gaming: Critique, Synthesis, and Suggestions for the Future." *Annual Review of Psychology*, 28: 363-92.
- Putnam, R. D. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press. (河田潤一訳[2001] 『哲学する民主主義』 NTT 出版.)
- Putnam, R. D. 2000. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon and Schuster. (柴内康文訳[2006] 『孤独なボウリング - 米国コミュニティの崩壊と再生 - 』 柏書房.)
- Rothstein, B. 2000. "Trust, Social Dilemmas and Collective Memories." *Journal of Theoretical Politics*, 12(4): 477-501.
- Rothstein, B. and D. Stolle. 2002. "How Political Institutions Create and Destroy Social Capital: An Institutional Theory of Generalized Trust." Paper presented at the 98th Annual Meeting of the American Political Science Association, Boston, August 31-September 3.
- Rothstein, B. and D. Stolle. 2008. "The State and Social Capital: An

- Institutional Theory of Generalized Trust.” *Comparative Politics*, 40(4): 441-59.
- Rothstein, B. and E. M. Uslaner. 2005. “All for All: Equality, Corruption, and Social Trust.” *World Politics*, 58: 41-72.
- Selig, J. P., N. A. Card., and T. D. Little. 2008. “Latent Variable Structural Equation Modeling in Cross-cultural Research: Multigroup and Multilevel Approaches.” Pp. 93-119 in *Multilevel Analysis of Individuals and Cultures*, edited by F. J. Van de Vijver, D. A. Van Hemert, and Y. H. Poortinga. Taylor & Francis Group/Lawrence Erlbaum Associates.
- Simmel, G. 1900. *Philosophie des Geldes*. Berlin: Duncker & Humblot. (居安正訳[1999].『貨幣の哲学』白水社.)
- Simmel, G. 1908. *Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung* (Gesamtausgabe/ Georg Simmel). Berlin: Suhrkamp; 1. Aufl edition. 1992. (居安正訳[1994].『社会学』白水社.)
- Snijders, T. A. B. and R. J. Bosker. 2012. *Multilevel Analysis: An Introduction to Basic and Advanced Multilevel Modeling, 2nd Edition*. London: Sage Publishers.
- Taylor, M. 1982. *Community, Anarchy and Liberty*. Boston: Cambridge University Press.
- de Tocqueville, Alexis. 1835. *Democracy in America*. Vintage.
- Uslaner, E. M. 2002. *The Moral Foundations of Trust*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Van de Vijver, F. J., D. A. Van Hemert, and Y. H. Poortinga. 2008. “Conceptual Issues in Multilevel Models.” Pp. 3-26 in *Multilevel Analysis of Individuals and Cultures*, edited by F. J. Van de Vijver, D. A. Van Hemert, and Y. H. Poortinga. Taylor & Francis Group/Lawrence Erlbaum Associates.
- World Values Survey 2016. “Who we are” World Values Survey (Website)

- URL:<http://www.worldvaluessurvey.org/WVSContents.jsp>,
Retrieved March 15, 2016.
- Yosano, A. and N. Hayashi. 2005. "Social Stratification, Intermediary Groups and Creation of Trustfulness." *Sociological Theory and Methods*, 20(1): 27-44.
- 安達智史. 2006. 「信頼論の再構築—信頼の一般的定義とその諸基礎の区別に基づいて」『社会学研究』79: 195-218.
- 石田浩. 2012. 「社会科学における因果推論の可能性」『理論と方法』27(1): 1-18.
- 海野道郎. 1991. 「社会的ジレンマ研究の射程」Pp. 137-65 in 『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社.
- 浦川邦夫. 2015. 「格差感・貧困感研究の動向とその政策含意」『貧困研究』14: 73-81.
- 大竹文雄. 2005. 『日本の不平等：格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社.
- 大竹文雄・竹中慎二. 2007. 「所得格差に関する態度：日米比較」『現代経済学の潮流 2007』東洋経済新報社: 67-99.
- 鬼塚尚子. 2000. 「市民参加のジレンマ」『選挙研究』15: 139-151.
- 鬼塚尚子. 2004. 「集合的政治参加の心理的側面」『帝京社会学』17: 43-62.
- 狩野裕・三浦麻子. 2002. 『グラフィカル多変量解析（増補版）』現代数学社.
- 厚生労働省. 2012. 『平成 24 年版厚生労働白書：社会保障を考える』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/>(2016 年 1 月 28 日最終閲覧).
- 国立社会保障・人口問題研究. 2014. 「生活保護」に関する公的統計データ一覧（ウェブページ）,
<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>(2016 年 5 月 27 日最終閲覧).
- 坂野達郎. 2012. 「遅延割引率と縁延割引率が緊急節電行動へ及ぼす影響の評価」『災害リスク・ソリューションに関する体系的研究 2011』
- 篠崎武久. 2013. 「格差感の背景と政策対応について」研究主幹：鶴 光太

- 郎『格差問題を超えて～格差感・教育・生活保護を考える～』21世紀政策研究所 研究プロジェクト 今後の日本社会の姿 ―格差を巡る議論を踏まえて―報告書, 21世紀政策研究所: 53-74.
- 清水裕士. 2014. 『個人と集団のマルチレベル分析』ナカニシヤ出版.
- 総務省統計局. n.d. 「労働力調査 長期時系列データ」(ウェブページ), <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>(2016年5月27日最終閲覧).
- 豊田秀樹. 1998. 『共分散構造分析: 構造方程式モデリング入門編』朝倉書店.
- 豊田秀樹. 2012. 『因子分析入門—Rで学ぶ最新データ解析—』東京図書.
- 林直保子. 2006. 「信頼の概念と測定」『行政管理研究: 行政の信頼性確保, 向上方策に関する調査研究報告書(平成17年度)』43-61.
- 原美和子. 2010. 「浸透する格差意識～ISSP国際比較調査(社会的不平等)から～」『放送研究と調査』2010年5月号(NHK放送文化研究所), 60(5): 56-73.
- 平野浩. 2002. 「社会関係資本と政治参加」『選挙研究』17: 19-30.
- 星野崇宏. 2009. 『調査観察データの統計科学—因果推論・選択バイアス・データ融合』岩波書店.
- 三上剛史. 2008. 「信頼論の構造と変容: ジンメル, ギデンズ, ルーマン: リスクと信頼と監視」『国際文化学研究: 神戸大学国際文化学部紀要』31: 1-23.
- 茂木勇. 2013. 「地方都市における地域力評価指標の開発と地域力形成の促進要因に関する研究」2012年度東京工業大学博士論文.
- 山岸俊男. 1998. 『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.

謝 辞

本論文を書き上げるにあたり，博士課程に進学してからおよそ 10 年という長きにわたりご指導をいただいた指導教員の坂野達郎先生に，心より感謝を申し上げます。なかなかさくさくと書き進めることができず漂流しがちな私に対し，坂野先生は見放すことなく，私のペースに合わせて指導を続けてくださいました。執筆を続けていく上で精神的にとっても幸せなことでした。ご多忙にもかかわらずいつも長時間じっくり議論をさせていただけたこと，そして研究室に所属した学部四年時から今日まで知的な喜びを与え続けてくださったことが，研究を続け博士論文をまとめあげる何よりの力となりました。重ねて感謝を申し上げます。

学位論文審査を引き受けてくださった樋口洋一郎先生，中井検裕先生，真野洋介先生，谷口尚子先生には，本論文を改訂する上で多くの貴重なご指導とご助言をいただきました。改めて深く感謝を申し上げます。

研究室の先輩として，そして親友として，常に研究と日常の両面で心の支えとなってくれた朴堯星先生に，心から感謝しています。ありがとう。

最後に，私の自由気ままな博士論文執筆時代を忍耐づよく支援，応援し続けてくれた両親に（お詫びの気持ちとともに）心の底から感謝しています。ありがとうございました。

2016 年 6 月

大崎裕子

